

# 広島市報

定期第1079号  
令和2年4月30日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(第8号).....6
- 広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例(第9号).....7
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例(第10号).....7
- 広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例(第11号).....8
- 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(第12号).....8
- 広島市中央卸売市場業務条例(第13号).....9
- 広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例(第14号).....13
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例(第15号).....14
- 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(第16号).....14
- 広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部を改正する条例(第17号).....17
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第18号).....17
- 広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(第19号).....17
- 広島市興行場法施行条例の一部を改正する条例(第20号).....18
- 広島市公衆浴場法施行条例及び広島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第21号).....18
- 広島市食品衛生措置基準条例を廃止する等の条例(第22号).....19
- 広島市動物愛護管理員設置条例(第23号).....20
- 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例(第24号).....20
- 広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理事業施行条例及び広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)西広島駅北口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(第25号).....20
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条

例(第26号).....21

- 広島駅南口地下広場条例の一部を改正する条例(第27号).....21
- 広島市火災予防条例の一部を改正する条例(第28号).....22
- 広島市市税条例の一部を改正する条例(第29号).....22
- 広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(第30号).....23

### 規 則

- 広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(第6号).....24
- 広島市南千田職員寮管理規則を廃止する規則(第7号).....24
- 広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(第8号).....24
- 広島市障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(第9号).....24
- 広島市温泉法施行細則の一部を改正する規則(第10号).....25
- 広島市墓地及び納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則(第11号).....25
- 広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第12号).....25
- 広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則(第13号).....25
- 広島市公衆浴場法施行条例施行規則及び広島市旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則(第14号).....26
- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則(第15号).....26
- 地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則(第16号).....31
- 広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第17号).....31
- 広島市公印管理規則の一部を改正する規則(第18号).....32
- 広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則(第19号).....33
- 広島市会計規則の一部を改正する規則(第20号).....34
- 広島市契約規則の一部を改正する規則(第

21号).....37

○広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則(第22号).....37

○広島平和記念資料館条例施行規則及び広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第23号).....38

○広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第24号).....38

○広島市樋守規則を廃止する規則(第25号).....38

○広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則(第26号).....39

○一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第27号).....39

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第28号).....42

○広島市競輪実施規則の一部を改正する規則(第29号).....42

○広島市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則(第30号).....43

○広島市自転車競走在席投票実施規則(第31号).....45

○広島市自転車競走電子決済投票実施規則(第32号).....47

○広島市自転車競走キャッシュレス投票実施規則(第33号).....50

○児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則(第34号).....52

○身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則(第35号).....57

○知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則(第36号).....58

○広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則(第37号).....60

○広島市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(第38号).....61

○広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則(第39号).....62

**告 示**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設の設置許可申請.....62

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設の設置許可申請.....62

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....63

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....63

○介護保険法による指定事業者の指定.....63

○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定.....63

○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取消し.....63

○災害対策基本法による指定緊急避難所の指定.....64

○災害対策基本法による指定緊急避難所の指定の取消し.....64

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出.....64

○広島農業振興地域整備計画の変更.....65

○広島市市営舟入町第一駐車場の休止.....65

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....65

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....65

○地方税法による土地及び家屋に関する令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧.....65

○広島市荒下土地区画整理組合の事業計画の変更認可申請に係る事業計画の縦覧.....66

○土地改良法による広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の定款変更.....66

○広島市市税条例による個人の市民税の申告に関する期限の一部延長.....66

○自転車等の所有権の取得.....66

○広島市市税条例による令和元年11月5日付け広島市告示第304号において、別途広島市告示で定めることとされている期日の変更.....67

○広島市収納代理金融機関の指定に関する告示別表全店舗の欄中「株式会社商工組合中央金庫」の削除.....67

○広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示別表全店舗の欄中「株式会社商工組合中央金庫」の削除.....67

○開発行為に関する工事の完了.....67

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新.....67

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する

機関の指定.....67	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出.....72
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による指定介護機関の事業の廃止.....68	○公印印刷.....73
○開発行為に関する工事の完了.....68	○開発行為に関する工事の完了.....73
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための医療を担当する 機関の指定の更新.....68	○介護保険法による指定居宅サービス事業の 廃止.....73
○公共下水道の供用開始.....68	○介護保険法による指定居宅介護支援事業の 廃止.....73
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の 下水の処理開始.....69	○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業及び指定地域密着型介護予防サービス 事業の廃止.....73
○都市計画法による都市計画協力団体の指定 2件.....69	○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の 事業者指定等に関する要綱による指定事業 者の廃止.....73
○開発行為に関する工事の完了.....69	○介護保険法による指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護の辞退.....73
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による指定医療機関の変更.....69	○改正前の介護保険法による指定介護療養型 医療施設の辞退.....74
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の指定.....69	○出納員の事務の一部委任の解除.....74
○農業経営基盤強化促進法による農業経営基 盤の強化の促進に関する基本構想の変更.....70	○広島市市営住宅等条例による特賃住宅を除 く市営住宅の令和2年4月から令和3年3 月までの家賃.....74
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出 3件.....70	○市営住宅等附設駐車場の使用料.....74
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための医療を担当する 機関の指定.....71	○開発行為に関する行為の完了.....74
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の変更の 届出.....72	○建築基準法による道路の位置の指定（中区）.....74
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の指定.....72	○放置自転車等の撤去（中区）.....74
○土地及び家屋に関する令和2年度の土地価 格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦 覧について定めた令和2年3月6日付け広 島市告示第96号の一部改正.....72	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....74
○農業経営基盤強化促進法による農用地利用 集積計画の策定.....72	○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....75
	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....75
	○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....75
	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....75
	○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....75
	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....76
	○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....76
	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....76
	○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....76
	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....77
	○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....77
	○道路の区域変更（東区）.....77
	○道路の供用開始（東区）.....77
	○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....77
	○都市公園の設置（東区）.....78
	○放置自転車の撤去（東区）.....78
	○住居表示実施区域内の街区の区域の一部廃 止（東区）.....78
	○サンヒルズ中山町内会の告示事項の変更 （東区）.....80
	○路線名等を定める法定外公共物の指定（東 区）.....80

- 放置自転車の撤去（東区） 2件.....80
- 放置自転車等の撤去（南区） 4件.....80
- 道路の区域変更（南区）.....80
- 放置自転車等の撤去（南区）.....80
- 道路の区域変更（南区）.....81
- 道路の供用開始（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区）.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区）.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....82
- 放置自転車等の撤去（西区） 6件.....82
- 区出納員の事務の一部委任の解除（西区）.....82
- 区出納員の事務の一部委任（西区）.....83
- 道路の区域変更（西区）.....83
- 道路の供用開始（西区）.....83
- 道路の区域変更（安佐南区）.....83
- 道路の供用開始（安佐南区）.....83
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）.....83
- 区物品出納員の事務の委任（安佐南区）.....84
- 違反放置物件の保管（安佐南区）.....84
- 道路の区域変更（安佐南区）.....84
- 道路の供用開始（安佐南区）.....84
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）.....84
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....84
- 道路の区域変更（安佐南区）.....85
- 道路の供用開始（安佐南区）.....85
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....85
- 道路の区域変更（安佐南区）.....85
- 道路の供用開始（安佐南区）.....85
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....85
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....86
- 道路の区域変更（安佐南区）.....86
- 道路の供用開始（安佐南区）.....86
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）.....86
- 道路の区域変更（安佐北区）.....86
- 道路の供用開始（安佐北区）.....86
- 道路の区域変更（安佐北区）.....86
- 道路の供用開始（安佐北区）.....87

- 道路の区域変更（安佐北区）.....87
- 道路の供用開始（安佐北区）.....87
- 道路の区域変更（安佐北区）.....87
- 道路の供用開始（安佐北区）.....87
- 道路の区域変更（安佐北区）.....88
- 道路の供用開始（安佐北区）.....88
- 道路の区域変更（安佐北区）.....88
- 道路の供用開始（安佐北区）.....88
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....88
- 正木自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....89
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....89
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）.....89
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....89
- 中岩上町内会の告示事項の変更（安佐北区） 2件.....89
- 船山町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....90
- 中応寺ファミリー自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....90
- 道路の区域変更（安佐北区）.....90
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....90
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....90
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....90
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区） 2件.....91
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....91
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....91
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区） 2件.....91
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区） 4件.....92
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....92
- 道路の区域変更（安芸区） 2件.....92
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安芸区）.....93
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安芸区）.....93
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....93
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....93
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....94
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安

芸区).....94

○道路の区域変更(安芸区).....94

○道路の供用開始(安芸区).....94

○道路の区域変更(安芸区).....94

○道路の供用開始(安芸区).....94

○都市公園の設置(安芸区).....95

○道路の区域変更(安芸区).....95

○道路の供用開始(安芸区).....95

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....95

○放置自転車等の撤去(佐伯区) 3件.....95

○建築基準法による道路の位置の指定(佐伯区).....96

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....96

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区) 2件.....96

○放置自転車等の撤去(佐伯区) 3件.....96

○道路の区域変更(佐伯区).....96

○道路の供用開始(佐伯区).....97

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....97

**区 告 示**

○住民基本台帳法による職権で処理(中区).....97

○住民基本台帳法による職権で処理(東区).....97

**公 告**

○令和2年3月31日公布の広島市規則第27号(一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則)の原稿誤り.....97

**選 管 告 示**

○令和2年3月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....97

○広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程.....98

○広島市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程.....98

○広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程.....99

○広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程.....100

**区 選 管 告 示**

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(中区).....101

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項

本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(東区).....101

○広島市東区の投票区の設置の告示中、表の一部変更(東区).....101

○広島市東区の指定投票区及び指定関係投票区の指定の告示中、表の一部変更(東区).....101

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(南区).....101

○広島市西区選挙管理委員会委員長の退職(西区).....102

○広島市西区選挙管理委員の補欠(西区).....102

○新たに広島市西区選挙管理委員会委員長及び職務代理者として就任した者の住所及び氏名(西区).....102

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(西区).....102

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(安佐南区).....102

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(安佐北区).....102

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(安芸区).....102

○登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる公職選挙法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日(佐伯区).....102

**人事委員会規則**

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(第1号).....102

○広島市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(第2号).....103

○広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則(第3号).....104

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則(第4号).....104

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(第5号).....104

○職員の定年等に関する規則の一部を改正す

る規則（第6号）.....104

教育委員会規則

○広島市学校運営協議会の設置等に関する規則（第3号）.....104

○広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則（第4号）.....106

○広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（第5号）.....106

○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第6号）.....106

○広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（第7号）.....106

○広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則（第8号）.....107

教育委員会告示

○令和2年2月26日付け広島市教育委員会告示第5号で告示した広島市教育委員会議（定例会）の議題追加.....107

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....107

○広島市文化財保護条例による広島市指定天然記念物の指定解除.....107

水道局規程

○広島市水道局契約規程の一部を改正する規程（第1号）.....107

○広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程（第2号）.....107

○広島市水道局就業規則の一部を改正する規程の一部を改正する規程（第3号）.....108

○広島市水道局職務権限規程等の一部を改正する規程（第4号）.....108

○広島市水道局提案規程及び広島市水道局職員表彰規程の一部を改正する規程（第5号）.....109

監査公表

○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表.....109

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表.....110

条 例

広島市条例第 8 号

令和2年3月24日

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 貴

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第19条の2第4項の規定に基づき、本市が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任の一部の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免除に係る額）

第2条 地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、同項各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第9号  
令和2年3月24日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第114号中「及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項第1号」を削り、同表第116号中「第4条第4項及び毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号」を「第4条第3項」に改め、同表第117号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表第118号中「及び毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第3号」を削り、同表中第125号を第127号とし、第120号から第124号までを2号ずつ繰り下げ、第119号を第120号とし、同号の次に次の1号を加える。

加 特例条例第2条の規定に基づく毒物及び劇物取締法施行令	毒物劇物製造業又は輸入業の登録	1件につき	4,000円
------------------------------	-----------------	-------	--------

第36条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	票再交付手数料		
-------------------------------------	---------	--	--

別表第118号の次に次の1号を加える。

加 特例条例第2条の規定に基づく毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付	毒物劇物製造業又は輸入業の登録票書換え交付手数料	1件につき	2,400円
---	--------------------------	-------	--------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第10号  
令和2年3月24日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第71号イ(7)中「又はb」を「からcまで」に改め、同号イ(7)a中「又は(ii)」を削り、同号イ(7)中

b 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計が200平方メートル未満のときは19,000円、200平方メートル以上のときは20,000円

b 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積

の合計が200平方メートル未満のときは19,000円、200平方メートル以上のときは20,000円

c 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計に応じて、bに規定する額

同号イ(4)a中「又は(b)」を「から(c)まで」に、

(b) 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積（省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては、住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは35,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは111,000円、5,000平方メートル以上のときは168,000円

(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(ii)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場

合 住宅部分の床面積（省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては、住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは35,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは111,000円、5,000平方メートル以上のときは167,000円

(c) 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積（省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては、住宅部分から共用部分を除いた部分の床面積）の合計が300平方メートル未満のときは35,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは111,000円、5,000平方メートル以上のときは168,000円

に改め

広島市条例第11号  
令和2年3月24日

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市消防関係手数料条例（平成12年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第42号イ及び第43号イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

る。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第12号  
令和2年3月24日

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の本市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長
- (2) 副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員並びに監査委員
- (3) 人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員、消防長並びに水道事業管理者
- (4) 前2号に掲げる職員以外の職員

(損害賠償責任の一部免責)

第3条 地方自治法第243条の2第1項の条例で定める額は、地方自治

法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、市長等が該当する同号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める数を乗じて得た額とする。

2 市長等が第1条に規定する責任に係る職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から前項に定める額を控除して得た額について当該責任を免れさせるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第4項に規定する事項及び施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保するとともに、取引参加者の創意工夫を生かして生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 第5条第1項の規定により本市と協定を締結し、当該協定に基づき、法第2条第4項に規定する業務（規則で定めるものを含む。以下同じ。）を行う者をいう。
- (2) 仲卸業者 第5条第1項の規定により本市と協定を締結し、当該協定に基づき、法第2条第5項に規定する業務を行う者をいう。
- (3) 売買参加者 卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加する者として第18条第1項の規定による届出をした者（同条第4項又は第5項の規定による届出をした者を除く。）をいう。
- (4) 取引参加者 前3号に定める者その他の市場において売買取引を行う者をいう。
- (5) せり人 卸売業者が行う卸売に従事する者として第17条第1項の規定による届出がされた者（同条第3項の規定による届出がされた者を除く。）をいう。
- (6) 関連事業者 第5条第1項の規定により本市と協定を締結し、市場の機能の充実に資し、又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う

者をいう。

（責務）

第3条 第1条の目的を達成するため、本市は、取引参加者の創意工夫を生かした生鮮食料品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進するための施策等を実施するものとし、取引参加者、関連事業者及び第5条第2項の規定により協定を締結した者は、本市の施策等に協力しなければならない。

（市場の取扱品目等）

第4条 市場の取扱品目及び取扱物品は、次のとおりとする。

区 分	取扱品目	取 扱 物 品
広島市中央卸売市場 中央市場	青果物	野菜、果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに規則で定める食料品
	水産物	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める食料品
	花き	花き及び規則で定める農産物
広島市中央卸売市場 東部市場	青果物	野菜、果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに規則で定める食料品
広島市中央卸売市場 食肉市場	食肉	肉類（鳥肉を除く。）及びその加工品

第2章 市場施設の使用等

広島市条例第13号  
令和2年3月24日

広島市中央卸売市場業務条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市中央卸売市場業務条例

広島市中央卸売市場業務条例（昭和46年広島市条例第113号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 市場施設の使用等（第5条～第12条）
- 第3章 業務の方法及び遵守事項
  - 第1節 市場における業務の方法（第13条～第15条）
  - 第2節 取引参加者等の遵守事項（第16条～第19条）
- 第4章 雑則（第20条～第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、広島市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条

(市場施設の使用等に係る協定)

第5条 市場において、次に掲げる業務のいずれかを行おうとする者は、規則で定めるところにより、本市と、市場施設(市場内の用地、建物、設備その他の施設をいう。以下同じ。)の使用及び当該業務に関する事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 法第2条第4項に規定する業務
- (2) 法第2条第5項に規定する業務
- (3) 第2条第6号に規定する業務

2 前項に定める者のほか、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると市長が認める者は、規則で定めるところにより、本市と市場施設の使用等に関する事項について協定を締結した上で、市場施設を使用することができる。

3 第1項の協定(同項第1号又は第2号に掲げる業務を行おうとする者に係るものに限る。)は、当該者が次の各号のいずれかに該当するときは、締結することができない。

- (1) 法人でない者
- (2) 第10条第1項の規定により協定を解除された者で、その解除の日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 第1項第1号又は第2号に掲げる業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は資力信用を有しない者
- (4) その他第1項第1号又は第2号に掲げる業務を行うことが適当でないと思われる者として規則で定める者

4 第1項の協定(同項第3号に掲げる業務を行おうとする者に係るものに限る。)は、当該者が次の各号のいずれかに該当するときは、締結することができない。

- (1) 第10条第1項の規定により協定を解除された者で、その解除の日から起算して2年を経過しないもの
- (2) 第1項第3号に掲げる業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しない者
- (3) その他第1項第3号に掲げる業務を行うことが適当でないと思われる者として規則で定める者

5 前項(第2号に係る部分を除く。)の規定は、第2項の協定の締結について準用する。

(使用料等)

第6条 前条第1項又は第2項の規定により本市と協定を締結した者(以下「施設使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市場において使用する電気、水道、ガス等の費用で市長が指定するものは、施設使用者の負担とする。

3 施設使用者(規則で定める者を除く。)は、第1項の使用料その他の市場施設の使用に基づいて生ずる当該施設使用者の本市に対する金銭の給付を目的とする債務について、規則で定めるところにより、相当の担保を供しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 施設使用者が、その責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないとき。
- (2) 施設使用者が国又は公共団体であるとき。
- (3) その他市長において特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(目的外使用等)

第9条 第5条第1項又は第2項の協定で定める目的以外の目的のための使用、原状変更の承認、原状回復義務その他の市場施設の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

(協定の解除等)

第10条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第2項の協定を解除し、又は施設使用者に対し、当該協定に係る市場施設の全部若しくは一部の使用を中止することを求めることができる。

- (1) 施設使用者がこの条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。
- (2) 施設使用者が第5条第1項又は第2項の協定に違反したとき。

(3) 次のアからウまでの施設使用者の区分に応じ、当該施設使用者が、それぞれ当該アからウまでに定める場合に該当するとき。

ア 卸売業者又は仲卸業者 第5条第3項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。

イ 関連事業者 第5条第4項各号(第1号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。

ウ 第5条第2項の規定により協定を締結した者 同条第5項において準用する同条第4項第3号に該当することとなったとき。

2 本市は、前項の規定による協定の解除等により施設使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(行為の禁止)

第12条 市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市場施設等を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為
- (3) その他管理運営上支障があると認められる行為

第3章 業務の方法及び遵守事項

第1節 市場における業務の方法

(差別的取扱いの禁止)

第13条 本市は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

<p>(売買取引の方法)</p> <p>第14条 卸売業者が市場において行う卸売は、規則で定める売買取引の方法によるものとする。</p> <p>(決済の方法)</p> <p>第15条 取引参加者が市場において売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、規則で定める。</p> <p>第2節 取引参加者等の遵守事項</p> <p>第16条 取引参加者は、法第4条第5項第5号の表の上欄に掲げる事項を、規則で定めるところにより、遵守しなければならない。</p> <p>第17条 卸売業者は、規則で定めるところにより、当該卸売業者が行う卸売に従事させる者について、市長に届出をしなければならない。</p> <p>2 市場における卸売に従事することが適当でないと認められる者として規則で定める者は、卸売に従事することができない。</p> <p>3 卸売業者は、せり人が前項の規則で定める者に該当することとなったとき又は第1項の届出に係る卸売に従事しなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第18条 卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該卸売を受けることについて、市長に届出をしなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に規定する卸売を受けることができない。</p> <p>(1) 卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者</p> <p>(2) その他市場における卸売に参加することが適当でないと認められる</p>	<p>第21条 卸売業者は、出荷された取扱物品を市場外の場所に搬入して卸売をするときは、規則で定めるところにより、申出をし、当該取扱物品の保管場所について、市場外保管場所として市長の指定を受けることができる。</p> <p>2 前項の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(指導及び助言等)</p> <p>第22条 市長は、遵守事項（前章第2節の規定により取引参加者等が遵守すべき事項をいう。）を遵守させ、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(2) その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は本市の職員に、当該取引参加者の承諾を得て、その事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p> <p>(3) その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を求めること。</p> <p>(市場への出入り等に対する指示)</p> <p>第23条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対して、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができ</p>
<p>者として規則で定める者</p> <p>3 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称、住所若しくは事業所の所在地又は法人にあっては代表者の氏名を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>4 売買参加者は、第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売業者からせり売若しくは入札の方法による卸売を受ける必要がなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人等は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第19条 前3条に定めるもののほか、取引参加者は、法第4条第4項第2号に掲げる事項として規則で定める事項を、規則で定めるところにより、遵守しなければならない。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(広島市中央卸売市場運営協議会)</p> <p>第20条 市長の諮問に応じ、市場の業務の運営及び施設の整備に関する事項を調査審議するため、広島市中央卸売市場運営協議会を置く。</p> <p>2 広島市中央卸売市場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(市場外保管場所)</p>	<p>る。</p> <p>(市場秩序の保持)</p> <p>第24条 市長は、市場における秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者その他の市場の関係者に対し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第26条 市長は、施設使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第12条第1項の登録を受けている者（改正後の第17条第2項の規則で定める者に該当する者を除く。）は、せり人とみなす。</p> <p>3 改正前の第26条及び第35条の規定は、施行日前にその末日が到来した事業年度に係る事業報告書について、なおその効力を有する。</p> <p>4 施行日の前日において改正前の第27条第1項の承認を受けている者（改正後の第18条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、売買参加者とみなす。</p>

- 5 改正前の第42条第1項第1号に規定する市長が指定する場所（同号の農林水産大臣が指定した場所を除く。）は、改正後の第21条第1項の指定を受けた市場外保管場所とみなす。
- 6 施行日前に行われた物品の販売に係る改正前の第51条第5項及び第10項に規定する届出については、なお従前の例による。
- 7 施行日前にした行為に対する改正前の第70条及び第72条から第74条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
- 9 広島市中央卸売市場中央市場等の設置条例（昭和47年広島市条例第51号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「昭和46年広島市条例第113号」を「令和2年広島市条例第13号」に改める。
- 10 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号）の一部を次のように改正する。  
別表広島市中央卸売市場業務条例（昭和46年広島市条例第113号）の項を削る。

	れるべき消費税に相当する額をいう。以下同じ。）及び地方消費税額（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づいて課税されるべき地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を含み、市場において卸売業者以外の者から買い入れて販売した額に限る。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額を除いた額に		
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額	210円
青果卸売場低温施設使用料	1式につき	月額	523,184円
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額	1,575円
関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額	2,079円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき	月額	1,575円

別表（第6条関係）

- (1) 市場施設を第5条第1項又は第2項の協定で定める目的で使用する場合の使用料。次のアからウまでの表の金額の欄に掲げる額の範囲内で規則で定める額
- ア 広島市中央卸売市場中央市場

種別	単位	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額から単価の8パーセント（軽減対象資産（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食物品をいう。以下同じ。）以外のものについては、10パーセント）に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の7に1,000分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	販売金額（消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づいて課税さ	1,000分の7に1,000分の110を乗じて得た率を乗じて得た額

事務所使用料	関連商品棟	1平方メートルにつき	月額	1,050円
事務所	事務所			
	その他	1平方メートルにつき	月額	2,100円
倉庫使用料		1平方メートルにつき	月額	1,785円
買荷保管所兼積込所使用料		1平方メートルにつき	月額	1,575円
青果部立体駐車場兼荷さばき施設使用料		1か月につき		1,772,313円
冷蔵庫棟使用料	青果冷蔵庫棟	1棟につき	月額	3,255,000円
	水産冷蔵庫棟	1棟につき	月額	11,240,250円
発酵室棟使用料		1棟につき	月額	630,000円
共同加工所使用料		1平方メートルにつき	月額	1,785円
水産物部共同配送施設使用料		1棟につき	月額	1,162,263円
会議室使用料		1回（3時間以内）につき		3,350円
福利厚生施設使用料		1平方メートルにつき	月額	1,575円
その他の市場施設使用料		1平方メートルにつき	月額	159円

イ 広島市中央卸売市場東部市場

種別	単位	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額から単価の8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の7に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	販売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額に	1,000分の7に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額 117円
低温卸売場棟使用料	1棟につき	月額 692,094円
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額 790円
関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額 1,760円
事務所使用料	1平方メートルにつき	月額 790円
倉庫使用料	1平方メートルにつき	月額 790円
買荷保管所兼積込所使用料	1平方メートルにつき	月額 807円
冷蔵棟使用料	1棟につき	月額 2,753,125円
共同加工所使用料	1平方メートルにつき	月額 790円

会議室使用料	1回（3時間以内）につき	450円
その他の市場施設使用料	1平方メートルにつき	月額 26円

ウ 広島市中央卸売市場食肉市場

種別	単位	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額から単価の8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額と数量の積の合計額を除いた額に	1,000分の7に100分の110を乗じて得た率を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額 616円
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額 1,892円
関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき	月額 2,989円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき	月額 1,434円
事務所使用料	1平方メートルにつき	月額 1,917円
枝肉冷蔵庫使用料	牛及び馬半丸（2	1個につき 日額 248円

牛及び馬肩後身（4分体）	1個につき	日額 123円
豚、小牛、小馬、めん羊及びやぎ半丸（2分体）	1個につき	日額 132円
部分肉冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき	月額 3,025円
内臓冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき	月額 4,960円
製氷室使用料	1室につき	月額 169,631円
部分肉加工所使用料	1平方メートルにつき	月額 1,892円
部分肉加工設備使用料	1式につき	月額 1,657,791円
食肉共同加工所使用料	1平方メートルにつき	月額 2,255円
会議室使用料	1回（3時間以内）につき	1,700円

(2) 市場施設を第5条第1項又は第2項の協定で定める目的以外の目的のために使用する場合の使用料 市長の定める額

広島市条例第14号  
令和2年3月24日

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例  
第1条 広島市軽費老人ホーム設備等基準条例（平成24年広島市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第65条第1項」の右に「及び第68条の5第1項」を加え、「及び授産施設」を「授産施設」に改め、「同じ。」の右に「及び無料低額宿泊所」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（無料低額宿泊所の設備及び運営の基準）

第5条 法第68条の5第1項に規定する条例で定める基準のうち、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第1条に規定する無料低額宿泊所に係るものは、同令第3条から第31条まで（第11条を除く。）及び附則第2条に規定する基準とする。

第2条 広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部を次のように改正す

る。

第5条中「第31条まで(第11条を除く。)」を「第32条までに改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

広島市条例第16号

令和2年3月24日

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 障害を理由とする差別の禁止(第7条・第8条)

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制の整備等

第1節 相談体制の整備等(第9条・第10条)

第2節 紛争解決のための体制の整備等(第11条～第14条)

第3節 広島市障害者差別解消調整審議会(第15条)

第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策(第16条～第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

広島市条例第15号

令和2年3月24日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例(昭和40年広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市安西児童館の項の次に次のように加える。

広島市原児童館	広島市安佐南区西原四丁目23番35号
---------	--------------------

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

都市づくりの最高目標となる都市像として国際平和文化都市を掲げる本市にあっては、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる分野の活動に自由に参加し、その能力を最大限に発揮するとともに、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生していくことが必要である。

しかしながら、障害者は、今なお、障害及び障害者への誤解、偏見その他理解の不足から、日常生活又は社会生活の様々な場面において、不当な差別的取扱いを受け、又は合理的配慮がされないことにより、その自立や社会参加が妨げられている現実がある。

こうした問題を解消するためには、市民一人一人が、障害及び障害者に対する関心と理解を深めることにより、障害者の活動を制限し、社会への参加を妨げている要因を取り除いていく必要がある。

このような認識の下、本市、事業者及び市民が一体となって障害を理由とする差別の解消に取り組み、全ての市民が住み慣れた地域で支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、相談及び紛争解決のための体制整備、障害及び障害者に対する関心と理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。
- (4) 合理的配慮 障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ適切な変更又は調整（当該変更又は調整の実施に伴う負担が過重であるものを除く。）をいう。
- (5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮がされないことをいう。
- (6) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。第10条第2項第2号において「法」という。）第2条第7号に規定する事業者のうち、その事業が本市の区域内において行われるもの（規則で定める事業者を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 何人も、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (5) 全ての障害者は、社会的障壁の除去を希望するときは、合理的配慮がされる必要があること。
- (6) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により、より困難な状況に置かれているときは、その状況に応じた合理的配慮がされる必要があること。
- (7) 何人も、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、差別する側と差別される側とを分け、相手方を一方的に非難し、又は相手方に制裁を加えようとはせず、お互いの立場を踏まえた当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。
- (8) 何人も、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていること並びに誰もが障害を有することとなる可

能性があることに鑑み、障害及び障害者に対する関心と理解を深める必要があること。

- (9) 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (10) 全ての障害者は、災害時においてその障害の特性に応じた適切な支援がなされる必要があること。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条の基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する関心と理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に行い、及び本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めることによつて、第3条の基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めることによつて、第3条の基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 本市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の実施)

第8条 本市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者又はその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合においては、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合においては、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように努めなければならない。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制の整備等

第1節 相談体制の整備等

(相談体制の整備)

第9条 本市は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

(相談の実施)

第10条 何人も、本市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

2 本市は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、障害を

理由とする差別の解消を図るため、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該相談に係る障害を理由とする差別の事実の有無の確認
- (2) 法及びこの条例の趣旨及び内容に関する説明並びに合理的配慮の実施に係る事例その他の情報の提供
- (3) 当該相談に係る障害を理由とする差別の解消に係る助言及び調整
- (4) 関係行政機関等への通報その他の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該相談に係る障害を理由とする差別の解消を図るために必要な措置

第2節 紛争解決のための体制の整備等

(助言又はあっせんの申立て等)

第11条 前条第1項の規定による相談を行った障害者等は、同条第2項の規定による措置が講じられてもなお障害を理由とする差別の解消が見込まれないと認めるときは、市長に対し、当該障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又はあっせんの申立てがあったときは、当該申立てに係る事案（以下この章において「紛争事案」という。）の事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

3 紛争事案の当事者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条第2項の調査の結果、紛争事案の解決のために必

要があると認められるときは、第15条に規定する広島市障害者差別解消調整審議会に助言又はあっせんを行うことについて諮問するものとする。

2 広島市障害者差別解消調整審議会は、前項の規定による諮問を受けた場合において、助言又はあっせんを行う必要があると認めるときは、助言又はあっせんの案を作成し、市長に答申するものとする。

3 市長は、前項の規定による答申があったときは、その趣旨を踏まえ、紛争事案に係る当事者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第13条 市長は、紛争事案の当事者である事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して、紛争事案の解決に必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 正当な理由がなく、第11条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (2) 第11条第2項の規定による調査を行った場合において、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。
- (3) 前条第3項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由がなく、助言又はあっせんの案を受諾せず、又は受諾した助言又はあっせんに従わないとき。

(公表等)

第14条 市長は、前条の勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公

表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる事業者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3節 広島市障害者差別解消調整審議会

第15条 紛争事案の解決を図るため、広島市障害者差別解消調整審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第12条第1項の規定による諮問に応じ、紛争事案について調査し、及び審議すること。
  - (2) 前号の規定による審議の結果に基づき、助言又はあっせんの案を作成し、市長に答申すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、紛争事案の解決を図るために必要な事務
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、紛争事案の解決に向けて中立公正な判断をすることができ、かつ、障害者の権利擁護に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会の臨時委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有

する者のうちから、市長が任命する。

8 審議会の臨時委員は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 審議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策

(障害及び障害者に対する関心と理解の促進のための取組)

第16条 本市は、障害及び障害者に対する事業者及び市民の関心と理解を深めるため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 障害及び障害者に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
  - (2) 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるために必要な情報を収集し、整理し、及び提供すること。
  - (3) 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるための活動及び交流を促進すること。
  - (4) 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるための教育を推進すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (情報保障及び意思疎通の支援)

第17条 本市は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話、点字、文字の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵等を用い

た表示その他の障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、意思疎通に係る支援、当該手段の普及等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 本市は、前項の規定に基づいて手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下に行わなければならない。

(災害時の支援)

第18条 本市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、障害者の安全を確保するために必要な支援及び環境の整備を行うものとする。

(表彰)

第19条 市長は、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があると認められるものを表彰することができる。

第5章 雑則

(委任規定)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
2 市長は、この条例の施行後、社会環境の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

広島市条例第18号
令和2年3月24日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第10条の11中「16万円」を「17万円」に改める。

第14条第1項及び第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附則第3条第6項中「61万円」を「63万円」に改める。

附則第4条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
2 改正後の第10条の6、第10条の11、第14条及び附則第3条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度

広島市条例第17号
令和2年3月24日

広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和48年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は震災」を「震災」に改め、「認めた者」の右に「又は人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着している者であつて特別の事情があると市長が認めたもの」を加え、同条第2項中「認めた者」の右に「及び人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着している者であつて特別の事情があると市長が認めたもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
2 改正後の第3条第1項第2号及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療等に係る医療費の補助について適用し、同日以前に行われた診療等に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

広島市条例第19号
令和2年3月24日

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年広島市条例第62号）第4条
(2) 広島市下水道事業の設置等に関する条例（昭和60年広島市条例第69号）第5条
(3) 広島市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年広島市条例第61号）第5条

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第20号  
令和2年3月24日

広島市興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市興行場法施行条例の一部を改正する条例

広島市興行場法施行条例（平成24年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「築造し、喫煙できる場所の床面は、不燃材料又は難燃性を有する材料で築造する等の適当な不燃措置を講じたものであること」を「築造すること」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第3条第14号中「喫煙室等」を「喫煙室又は喫煙所」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- (3) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (4) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (5) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の湯水の温度を調整する目的で浴槽の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (6) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。
- (7) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。
- (8) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- (9) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (10) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

第4条第1号ア中「洗場」を「洗い場」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 脱衣室及び洗い場には、適当な換気設備等を設けること。

第4条第1号中セをチとし、スをタとし、シをソとし、サをシとし、その次に次のように加える。

ス 配管は、内部の浴槽水を完全に排水できる構造とすること。

セ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。

第4条第1号中コをサとし、ケをコとし、同号ク(ウ)中「洗場」を「洗い場」に改め、同号中クをケとし、同号キ中「洗場」を「洗い場」に改め、同号中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 脱衣室及び洗い場には、採光の十分な窓を設けること。ただし、浴場の構造上これを設けることができない場合は、この限りでない。

第4条第2号ア中「ウ」を「エ」に、「ケ」を「コ」に、「サ」を「セ」に改め、同号イ中「前号カ」を「前号キ」に改め、同号ウ中「洗場」を「洗い場」に改め、同号ウ(ウ)中「前号キ(イ)から(ロ)まで」を「前号ク(イ)から(ロ)まで」に改め、同号ウ(イ)中「前号キ(イ)及び(ロ)」を「前号ク(イ)及び(ロ)」に改め、同号エ(イ)中「洗場」を「洗い場」に改め、同号オ中「前号シ」を「前号ソ」に改め、同号ク中「前号ス及びセ」を「前号タ及びチ」に、「前号セ(ロ)」を「前号チ(ロ)」に、「同号セ(ロ)」を「同号チ(ロ)」に改める。

第5条第2号中「洗場」を「洗い場」に改め、「貯湯槽」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水として使用する水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

第5条第7号中「湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管を」を削り、同条第21号を第24号とし、第12号から第20号までを3号ずつ繰り下げ、同条第11号中「オーバーフロー回収槽の湯水」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水」に改め、同号ただし書中「オーバーフロー回収槽の清掃」を「オーバーフロー排水管及びオーバーフロー回収槽の清掃」に改め、同号を同条第14号とし、同条第10号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を

広島市条例第21号  
令和2年3月24日

広島市公衆浴場法施行条例及び広島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公衆浴場法施行条例及び広島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(広島市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 広島市公衆浴場法施行条例（平成24年広島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

「上がり用水」に、「第8号ただし書」を「第11号ただし書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号中「第7号の配管」を「循環配管」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号の次に次の3号を加える。

(8) 配管は、図面等により配置状況を正確に把握し、不要な配管を除去するとともに、適切な方法で洗浄、消毒すること。

(9) 集毛器は、定期的に洗浄、消毒すること。

(10) 貯湯槽は、貯湯槽内の水温を60度以上（最大使用時にあっては、55度以上）に保つこととし、これにより難しい場合は消毒装置を設置すること。また、必要に応じて洗浄、消毒すること。

第5条に次の1号を加える。

(5) 生物膜の発生を未然に防止するよう努めるとともに、生物膜が発生した場合には、直ちに除去すること。

(広島市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 広島市旅館業法施行条例（平成24年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条第5号中ニをトとし、ソからナまでをトからハマまでとし、同号セ中「オーバーフロー回収槽の湯水」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水」に改め、同号セただし書中「オーバーフロー回収槽の清掃」を「オーバーフロー排水管及びオーバーフロー回収槽の清掃」に改め、同号中セをテとし、同号ス中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「ケただし書」を「サただし書」

に、「サただし書」を「タただし書」に改め、同号中スをツとし、同号シ中「コ」を「湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるため」に、「サ」を「タ」に改め、同号中シをチとし、同号サ中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同号中サをタとし、同号コ中「湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管を」を削り、同号中コをシとし、その次に次のように加える。

ス 配管は、図面等により配置状況を正確に把握し、不要な配管を除去するとともに、適切な方法で洗浄、消毒すること。

セ 集毛器は、定期的に洗浄、消毒すること。

ソ 貯湯槽は、貯湯槽内の水温を60度以上（最大使用時にあっては、55度以上）に保つこととし、これにより難しい場合は消毒装置を設置すること。また、必要に応じて洗浄、消毒すること。

第8条第5号中ケをサとし、クを削り、キをケとし、その次に次のように加える。

コ 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の湯水の温度を調整する目的で、浴槽の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）として使用する水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

第8条第5号中カをクとし、同号オ中「洗場」を「洗い場」に改め、「貯湯槽」を削り、同号中オをキとし、エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 配管は、内部の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を完全に排水できる構造とすること。

オ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。

第8条第5号に次のように加える。

フ 生物膜の発生を未然に防止するよう努めるとともに、生物膜が発生した場合には、直ちに除去すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第22号  
令和2年3月24日

広島市食品衛生措置基準条例を廃止する等の条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 寛

広島市食品衛生措置基準条例を廃止する等の条例

(広島市食品衛生措置基準条例の廃止)

第1条 広島市食品衛生措置基準条例（平成12年広島市条例第39号）は、廃止する。

(広島市食品衛生措置基準条例の一部改正)

第2条 広島市食品衛生措置基準条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「は、」の右に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。

広島市条例第23号  
令和2年3月24日

広島市動物愛護管理員設置条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市動物愛護管理員設置条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

附則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

条例第2条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けている者については、当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第10条第5項の規定は、適用しない。

広島市条例第24号  
令和2年3月24日

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年広島市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第10条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、第1項に規定する浄化槽管理士に、市長が定める研修を、第2条第2項に規定する登録の有効期間において1回以上受講させなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する

広島市条例第25号  
令和2年3月24日

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理事業施行条例及び広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理事業施行条例及び広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

- (1) 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理事業施行条例（平成14年広島市条例第45号）第24条第5項

(2) 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業施行条例（平成31年広島市条例第17号）第25条第5項

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第27号

令和2年3月24日

広島駅南口地下広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島駅南口地下広場条例の一部を改正する条例

広島駅南口地下広場条例（平成11年広島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第6条第1項中「行為（）」の右に「第1号及び第2号に掲げる行為にあつては」を、「場合を」の右に「第3号に掲げる行為にあつては同項の許可を受けてイベント広場、大型映像表示装置又は展示スペースを使用する場合を」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。

別表第2中

業として映画を撮影する場合	1日につき	16,500
---------------	-------	--------

業として映画を撮影する場合	1日につき	16,500
貼り紙、貼り札		

を に改める。

広島市条例第26号

令和2年3月24日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3 鈴が峰店舗附設駐車場の項の次に次のように加える。

井口住宅附設駐車場	広島市西区井口三丁目
-----------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

その他の広告物を表示する場合	市道の道路占用料の例による。
----------------	----------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

広島市条例第28号  
令和2年3月24日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。附則第10条の2中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第11条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条

広島市条例第29号  
令和2年3月31日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16

第28項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号イ及びロに規定する設備について同号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第19項を第17項とする。

附則第12条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第18条中「第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第42項から第44項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附則第19条及び第20条中「第19項」を「第18項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の3の2第1項に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第3項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第4項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 7 新条例附則第18条から第20条までの規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2.1項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 9 附則第7項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第4項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

広島市条例第30号

令和2年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
広島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考の1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日」及び「当該事故又は疾病が発生した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和2年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

規則

広島市規則第6号  
令和2年3月13日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市児童相談所長に対する事務委任規則（昭和55年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に、「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第8号  
令和2年3月13日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則  
広島市工業技術センター条例施行規則（昭和62年広島市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2金属又は非金属等関係の項中「310円」を「380円」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に依頼のあった試験又は検査に係る手数料については、なお従前の例による。

広島市規則第7号  
令和2年3月13日

広島市南千田職員寮管理規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市南千田職員寮管理規則を廃止する規則

広島市南千田職員寮管理規則（昭和48年広島市規則第82号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第9号  
令和2年3月13日

広島市障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則

広島市障害者住宅整備資金貸付規則（昭和55年広島市規則第10号）は、廃止する。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の申請に係る貸付けについては、なお従前の例による。

広島市規則第10号  
令和2年3月13日

広島市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市温泉法施行細則の一部を改正する規則

広島市温泉法施行細則（昭和59年広島市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「申請書」を「承認書」に改める。

第5条中「おいて、」の右に「第3条第1項の許可証の記載事項に係る変更及び」を加え、「許可証」を「当該許可証」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第11号  
令和2年3月13日

広島市墓地及び納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市墓地及び納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則

広島市墓地及び納骨堂条例施行規則（昭和39年広島市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とする。

第12条中「第12条」を「第9条」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第12号  
令和2年3月13日

広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和55年広島市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める図書

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第13号  
令和2年3月13日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則（昭和60年広島市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第48条の2中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2第1項第1号」を「第243条の2の2第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2第1項第4号」を「第243条の2の2第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第14号  
令和2年3月24日

広島市公衆浴場法施行条例施行規則及び広島市旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市公衆浴場法施行条例施行規則及び広島市旅館業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(広島市公衆浴場法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 広島市公衆浴場法施行条例施行規則(昭和55年広島市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改め、同条第5号中「洗場」を「洗い場」に改める。

第6条第1項の表中「大腸菌群(原湯)を「大腸菌(原湯)に、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、「乳糖ブイオンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイオン培地法又は及び「50ミリリットル中に」を削り、同表レジオネラ属菌の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第2項中「第5条第10号」を「第5条第13号」に改める。

第8条第3号中「洗場」を「洗い場」に改める。

(広島市旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第2条 広島市旅館業法施行条例施行規則(昭和55年広島市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第8条第5号ク」を「第8条第5号コ」に改め、同項の表中「大腸菌群(原湯)を「大腸菌(原湯)に、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、「乳糖ブイオンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイオン培地法又は及び「50ミリリットル中に」を削り、同表レジオネラ属菌の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第2項中「第8条第5号ス」を「第8条第5号ツ」に改める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の広島市公衆浴場法施行条例施行規則第6条及び広島市旅館業法施行条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後の公衆浴場及び旅館業の共同の入浴設備における水質について適用し、同日前の公衆浴場及び旅館業の共同の入浴設備における水質については、なお従前の例による。

広島市規則第15号  
令和2年3月30日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則(昭和55年広島市規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9款 削除」を「第9款 道路交通局関係の事業所(第73条・第74条)」に改める。

第4条中「総合計画係」を削り、「第一食品係」を「食品監視係」に、「第二食品係」を削る。

「スタジアム建設部」を「指導部」に改め、「東部地区整備係」を削る。

第7条第5項第2号中「、県民税所得割臨時交付金」及び「、特別地方消費税交付金」を削る。

第9条第4項第2号中「(保健部医療政策課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第13項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第2項第8号中「区役所厚生部保健福祉課(東区役所にあつては、東区役所厚生部福祉課)」を「区役所厚生部福祉課」に改め、同条第4項第6号中「区役所厚生部保健福祉課(東区役所にあつては、東区役所厚生部地域支えあい課)」を「区役所厚生部地域支えあい課」に改める。

第14条第1項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同条第8項第7号を削り、同条第14項を第15項とし、第10項から第13項までを1号ずつ繰り下げ、同条第9項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 担当局長の所管事務に係る調整に関すること。

第14条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 スタジアム建設部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) サッカースタジアムの建設に関する調査、計画及び調整に関すること。

(2) サッカースタジアムの建設工事に関すること。

(3) 中央公園広場の再整備に関すること。

(4) 部の庶務に関すること。

第15条第5項第1号中「、西広島駅北口地区区画整理事務所及び復興工事事務所」を「及び西広島駅北口地区区画整理事務所」に改め、同条第7項第1号中「都市整備局の」の右に「都市整備調整課、」を加え、「、恵下埋立地建設事務所及び復興工事事務所」を「並びに恵下埋立地建設事務所」に改め、同項第2号中「、恵下埋立地建設事務所及び復興工事事務所」を「並びに恵下埋立地建設事務所」に改め、同項第6号中「都市整備局の」の右に「都市整備調整課、」を加え、「、恵下埋立地建設事務所並びに復興工事事務所」を「並びに恵下埋立地建設事務所」に改め、同条第8項第1号中「都市整備局西風新都整備部及び復興工事事務所」を

<p>「都市整備局の都市整備調整課及び西風新都整備部並びに東部地区連続立体交差整備事務所」に改め、同項第2号中「復興工事事務所」を「東部地区連続立体交差整備事務所」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「都市整備局西風新都整備部及び復興工事事務所」を「都市整備局の都市整備調整課及び西風新都整備部並びに東部地区連続立体交差整備事務所」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とする。</p> <p>第16条第3項第1号中「小規模下水道」を削り、同条第4項第1号中「小規模下水道（管路を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第3号中「小規模下水道」を削る。</p> <p>第20条第1項中「西風新都整備担当課長を」の右に「スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長を」を加える。</p> <p>第23条第1項第1号中「中区役所、」を「中区役所、東区役所、」に、「厚生部</p> <p>地域支えあい課</p> <p>地域包括支援係</p> <p>地域支援第一係</p> <p>「厚生部 地域支援第二係</p> <p>生活課 を 福祉課 に、 「第四保護係 第四保</p> <p>庶務係」 高齢介護係 を 第五保護係」 第五保</p> <p>児童福祉係</p> <p>障害福祉係</p> <p>生活課</p>	<p>管理係</p> <p>「健康長寿課</p> <p>除く。） 高齢福祉係</p> <p>除く。） 介護保険係</p> <p>る。） 保健予防係 「用地係</p> <p>に改め、 保健福祉課 を削り、「用地係」を 復興用地係</p> <p>児童福祉係</p> <p>障害福祉係</p> <p>保健指導係</p> <p>」</p> <p>に、「第三整備係（安佐北区役所に限る。）」</p> <p>（安佐南区役所に限る。）」</p> <p>「第三整備係（安佐北区役所に限る。）</p> <p>を 復興工務係（安佐南区役所及び安佐北区役所に限る。）」に改め、同</p> <p>号を同項第2号とし、同条第4項を削り、同条第5項中「東区役所厚生部」</p> <p>を「各区役所の厚生部」に改め、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、福祉課の分掌事務のうち、第37号に掲げる分掌事務につい</p> <p>ては、安芸区役所厚生部福祉課に限り、所掌する。</p> <p>第23条第5項地域支えあい課の分掌事務第4号中「及び生活課」を削</p> <p>り、同分掌事務中第44号を第51号とし、第41号から第43号までを</p>
<p>管理係</p> <p>」</p> <p>「健康長寿課</p> <p>高齢福祉係</p> <p>介護保険係</p> <p>保健予防係</p> <p>に改め、 保健福祉課 を削り、「地域整</p> <p>護係（東区役所を除く。）」 児童福祉係</p> <p>障害福祉係</p> <p>保健指導係</p> <p>」</p> <p>「地域整備課</p> <p>備課」を 第一整備係（東区役所に限る。） に改め、同項第2号を削</p> <p>第二整備係（東区役所に限る。）」</p> <p>「厚生部</p> <p>地域支えあい課</p> <p>地域包括支援係</p> <p>地域支援第一係（安芸区役所を</p> <p>地域支援第二係（安芸区役所を</p> <p>地域支援係（安芸区役所に限</p> <p>り、同項第3号中 生活課 を</p> <p>福祉課</p> <p>庶務係」 高齢介護係</p> <p>児童福祉係</p> <p>障害福祉係</p> <p>生活課</p>	<p>7号ずつ繰り下げ、第40号を第45号とし、同号の次に次の2号を加え</p> <p>る。</p> <p>(6) 子育て短期支援事業の登録及び利用の決定に関すること（母子生</p> <p>活支援施設に係るものを除く。）。</p> <p>(7) 成年後見制度に関すること。</p> <p>第23条第5項地域支えあい課の分掌事務第39号中「精神保健及び精</p> <p>神障害者福祉に関する法律」の右に「（昭和25年法律第123号）」を</p> <p>加え、同号を同分掌事務第44号とし、同分掌事務中第38号を第43号</p> <p>とし、第35号から第37号までを5号ずつ繰り下げ、第34号を第38</p> <p>号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(8) 障害者総合支援法の規定による障害者等への支援体制の整備に関</p> <p>すること。</p> <p>第23条第5項地域支えあい課の分掌事務中第33号を第37号とし、</p> <p>第27号から第32号までを4号ずつ繰り下げ、第26号を第29号とし、</p> <p>同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(9) 原爆被爆者に対する老人福祉措置負担金の助成に関すること。</p> <p>第23条第5項地域支えあい課の分掌事務中第25号を第28号とし、</p> <p>第20号から第24号までを3号ずつ繰り下げ、第19号を削り、第18</p> <p>号を第22号とし、第9号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、第8号</p> <p>を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(10) 老人いこいの家等老人集会施設の管理運営に関すること。</p> <p>第23条第5項地域支えあい課の分掌事務中第7号を第10号とし、第</p> <p>6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。</p>

(9) 認知症対策の推進に関すること。

第23条第5項地域支えあい課の分掌事務中第5号の次に次の2号を加える。

(6) 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。）をもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「戸籍全部事項証明書等」という。）、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し並びに印鑑登録証明書の交付請求の受付及び交付に関すること（西区役所、安佐南区役所及び安佐北区役所に限る。）。)

(7) 老人福祉法の規定による福祉の措置に関すること。

第23条第5項福祉課の分掌事務中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第37号までを3号ずつ繰り上げ、同分掌事務第38号中「子ども・子育て支援法の規定による」を削り、同号を同分掌事務第35号とし、同分掌事務中第39号を第36号とし、同号の次に次の1号を加える。

(a) 阿戸認定こども園における保育の実施に関すること。

第23条第5項福祉課の分掌事務中第40号を第38号とし、第41号から第48号までを2号ずつ繰り上げ、同分掌事務第49号中「こと」の右に「（母子生活支援施設に係るものに限る。）」を加え、同号を同分掌事務第47号とし、同分掌事務中第50号を第48号とし、第51号から第59号までを2号ずつ繰り上げ、第60号を削り、第61号を第58号とし、第62号から第64号までを3号ずつ繰り上げ、同分掌事務第65

号中「障害者有料道路通行料金割引証の交付」を「障害者有料道路通行料金の割引」に改め、同号を同分掌事務第62号とし、同分掌事務第66号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の右に「（昭和39年法律第134号）」を、「国民年金法等の一部を改正する法律」の右に「（昭和60年法律第34号）」を加え、同号を同分掌事務第63号とし、同分掌事務中第67号を第64号とし、同分掌事務第68号中「への加入申込み」を「に係る加入申込み及び年金等の請求」に改め、同号を同分掌事務第65号とし、同分掌事務第69号中「手話奉仕員、」を「手話通訳者及び手話奉仕員並びに要約筆記者及び」に改め、「及び盲ろう者通訳助者」を削り、同号を同分掌事務第66号とし、同分掌事務中第70号を第67号とし、第71号を第68号とし、同分掌事務第72号中「身体障害者」の右に「及び知的障害者」を加え、「及び自動車改造費用」を削り、同号を同分掌事務第69号とし、同号の次に次の1号を加える。

(a) 身体障害者の自動車改造費用の助成に関すること。

第23条第5項福祉課の分掌事務第73号中「重度心身障害者福祉タクシー乗車券」を「心身障害者公共交通機関利用助成及び重度心身障害者福祉タクシー利用助成に係る乗車券」に改め、同号を同分掌事務第71号とし、同分掌事務中第74号を第72号とし、第75号を第73号とし、第76号を第74号とし、同分掌事務第77号中「あて」を「宛て」に改め、「点字サービス事業」の右に「及び音声コード貼付サービス事業」を加え、同号を同分掌事務第75号とし、同分掌事務中第78号を第76号とし、第79号を第77号とし、同分掌事務第80号中「及び知的障害者世帯への生活福祉資金貸付」を「知的障害者世帯及び精神障害者世帯への生活

一時資金貸付」に改め、同号を同分掌事務第78号とし、同分掌事務第81号中「売春防止法」の右に「（昭和31年法律第118号）」を加え、同号を同分掌事務第79号とし、同分掌事務第82号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の右に「（平成13年法律第31号）」を加え、同号を同分掌事務第80号とし、同分掌事務中第83号を第81号とし、第84号を第82号とし、第85号を第83号とし、同号の次に次の1号を加える。

(a) 小児慢性特定疾病交通費助成の給付に関すること。

第23条第5項福祉課の分掌事務中第86号を第85号とし、同号の次に次の1号を加える。

(a) 人工呼吸器非常用電源設備補助の申請の受付に関すること。

第23条第5項生活課の分掌事務中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の決定等（健康福祉局地域福祉課の所掌に属するものを除く。）に関すること（中区役所に限る。）。)

第23条第5項を第4項とし、同条第6項建築課の分掌事務中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号を第39号とし、第41号を第40号とし、同項を同条第5項とし、同条第7項維持管理課の分掌事務中第36号を削り、第37号を第36号とし、第38号から第42号までを1号ずつ繰り上げ、同項農林課の分掌事務第15号中「経済観光局農林水産部農林整備課」の右に「及び安佐北区役所農林建設部地域整備課」

を加え、同分掌事務第16号中「災害復旧工事」の右に「（安佐北区役所農林建設部地域整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項地域整備課の分掌事務第1号中「復興工事事務所」を「東部地区連続立体交差整備事務所」に改め、同分掌事務第2号中「（復興工事事務所の所掌に属するものを除く。）」を削り、同分掌事務に次の1号を加える。

(a) 平成26年8月豪雨による災害に係る農業用施設等の新設工事及び改良工事等に関すること（安佐北区役所に限る。）。)

第23条第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第26条第1項中「（東福祉事務所を除く。）」を削り、「生活課 庶務係」

「地域支えあい課  
地域包括支援係  
福祉課  
高齢介護係  
児童福祉係  
障害福祉係  
生活課  
管理係」  
「健康長寿課  
高齢福祉係  
保健福祉課  
児童福祉係  
障害福祉係」

第3項を削り、同条第4項中「東福祉事務所は、東区役所厚生部」を「福祉事務所は、その所管区域を所管する区役所厚生部」に改め、同項地域支えあい課の分掌事務第3号中「及び生活課」を削り、同分掌事務第4号を次のように改める。

(4) 老人福祉法の規定による福祉の措置に関すること。

第26条第4項地域支えあい課の分掌事務中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 障害者総合支援法の規定による障害者等への支援体制の整備に関すること。
- (8) 子育て短期支援事業の登録及び利用の決定に関すること（母子生活支援施設に係るものを除く。）。

第26条第4項福祉課の分掌事務中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同分掌事務第9号中「子ども・子育て支援法の規定による」を削り、同号を同分掌事務第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 阿戸認定こども園における保育の実施に関すること。

第26条第4項福祉課の分掌事務第20号中「こと」の右に「（母子生活支援施設に係るものに限る。）」を加え、同分掌事務中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同分掌事務第31号中「障害者有料道路通行料金割引証の交付」を「障害者有料道路通行料金の割引」に改め、同号を同分掌事務第30号とし、同分掌事務中第32号を第31号とし、第33号を第32号とし、同分掌事務第34号中「への加入申込み」を「に係る加入申込み及び年金等の請求」に改め、同号を同分掌事務第33号とし、同分掌事務第35号中「手話奉仕員、」を「手話通訳者及び手話奉仕員並びに要約筆記者及び」に改め、「及び盲ろう者通訳介助者」を削り、同号を同分掌事務第34号とし、同分掌事務中第36号を第35号とし、第37号を第36号とし、同分掌事務第38号中「身体障害者」の右に「及び知的障害者」を加え、「及び自

動車改造費用」を削り、同号を同分掌事務第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (㉙) 身体障害者の自動車改造費用の助成に関すること。

第26条第4項福祉課の分掌事務第39号中「重度心身障害者福祉タクシー乗車券」を「心身障害者公共交通機関利用助成及び重度心身障害者福祉タクシー利用助成に係る乗車券」に改め、同分掌事務第43号中「あて」を「宛て」に改め、「点字サービス事業」の右に「及び音声コード貼付サービス事業」を加え、同分掌事務第46号中「及び知的障害者世帯への生活福祉資金貸付」を「知的障害者世帯及び精神障害者世帯への生活一時資金貸付」に改め、同条中第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同条第6項中「（東福祉事務所にあつては、第2項）」を削り、同項を同条第4項とする。

「生

健

保

第28条第1項中「（広島市東保健センターを除く。）」を削り、

「地域支えあい課

地域包括支援係

活課 地域支援第一係（広島市安芸保健センターを除く。）

庶務係 地域支援第二係（広島市安芸保健センターを除く。）

康長寿課 地域支援係（広島市安芸保健センターに限る。）

を

保健予防係 福祉課

健福祉課 児童福祉係

保健指導係 障害福祉係

生活課

管理係

に改め、同条中第2項及び第3項を削り、同条第4項中「広島市東保健センターは、東区役所厚生部」を「保健センターは、その所管区域を所管する区役所厚生部」に改め、同項地域支えあい課の分掌事務第2号中「及び生活課」を削り、同分掌事務中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項福祉課の分掌事務中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 小児慢性特定疾病交通費助成の給付に関すること。

第28条中第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同条第6項中「（広島市東保健センターにあつては、第2項）」を削り、同項を同条第4項とする。

第57条第1項の表中「広島市佐伯区海老園二丁目1番41号」を「広島市中区南吉島一丁目5番1号」に改める。

第67条第2項中「昭和46年広島市条例第113号」を「令和2年広島市条例第13号」に改め、同条第4項中央市場の分掌事務第9号中「使用に関する指定、許可、承認及びこれらに関する指示、制限その他の措置」を「使用等に係る協定」に改め、同分掌事務第10号中「に関する許可、認可、承認及び指導監督並びにこれらに関する当該業者の処分」を「に係

る指導監督」に改め、同分掌事務中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同項東部市場の分掌事務第4号中「使用に関する指定、許可、承認及びこれらに関する指示、制限その他の措置」を「使用等に係る協定」に改め、同分掌事務第5号中「に関する許可、認可、承認及び指導監督並びにこれらに関する当該業者の処分」を「に係る指導監督」に改め、同分掌事務中第12号を削り、第13号を第12号とし、同項食肉市場の分掌事務第4号中「及びと畜場」を削り、「使用に関する指定、許可、承認及びこれらに関する指示、制限その他の措置」を「使用等に係る協定」に改め、同分掌事務中第12号を削り、第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同分掌事務第5号中「に関する許可、認可、承認及び指導監督並びにこれらに関する当該業者の処分」を「に係る指導監督」に改め、同号を同分掌事務第6号とし、同分掌事務第4号の次に次の1号を加える。

- (5) と畜場の施設の使用に関する許可及びその許可に関する指示、制限その他の措置に関すること。

第71条を次のように改める。

第71条 削除

第3章第3節第9款を次のように改める。

第9款 道路交通局関係の事業所

（東部地区連続立体交差整備事務所）

第73条 東部地区連続立体交差整備事務所を次のとおり設置する。

名称	位置
広島市東部地区連続立体	広島市安芸区船越南三丁目4番36号

交差整備事務所

2 東部地区連続立体交差整備事務所においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 東部地区連続立体交差事業の事業計画に関すること。
- (2) 東部地区連続立体交差事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事に関すること。
- (3) 東部地区連続立体交差整備事務所の庶務に関すること。

第74条 削除

第82条第1項中「市場総括担当課長」の右に「市場整備担当課長、新市場建設担当課長」を加える。

第90条の表中復興工事事務所長の項を削り、区画整理事務所長の項の次に次のように加える。

東部地区連続立体交差整備事務所 長	道路部長
----------------------	------

別表の(1)の表広島市介護認定審査会の項中「区役所厚生部健康長寿課（東区役所にあつては、東区役所厚生部福祉課）」を「区役所厚生部福祉課」に改め、同表広島市障害支援区分認定等審査会の項中「区役所厚生部保健福祉課（東区役所にあつては、東区役所厚生部福祉課）」を「区役所厚生部福祉課」に改め、同表広島市中央卸売市場開設運営協議会の項を削る。

別表の(2)の表広島市上瀬野町等旧慣使用林野整備審議会の項の次に次のように加える。

広島市中央卸売市場運営協議会	広島市中央卸売市場業務条例の規定により、市長の諮問に応じ、中央卸売市場の業務の運営及び施設の整備に関する事項を調査審議すること。	中央卸売市場中央市場
----------------	--	------------

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第67条の改正規定、別表の(1)の表広島市中央卸売市場開設運営協議会の項を削る改正規定及び別表の(2)の表に広島市中央卸売市場運営協議会の項を加える改正規定は、同年6月21日から施行する。

2 広島市財産規則（昭和56年広島市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「西風新都整備担当課長」の右に「都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長」を加え、「復興工事事務所及び教育センターにあつては次長（復興工事事務所にあつては、同所の庶務を担当する次長をいう。）」を「及び教育センターにあつては次長」に改め、同項第1号中「都市整備局西風新都整備部」の右に「都市整備局スタジアム建設部」を加える。

3 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第1

8号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備局の項中

「 

緑化推進部緑政課	課長	緑化推進部
----------	----	-------

 を

「 

緑化推進部緑政課	課長	緑化推進部
スタジアム建設部	スタジアム調整担当課長	スタジアム建設部

 に改め、

同表区役所の項中

「 

厚生部	生活課	課長	厚生部（東区役所にあつては、生活課）
	地域支えあい課（東区役所に限る。）	課長	部長、地域支えあい課
	福祉課（東区役所に限る。）	課長	福祉課

 を

「 

厚生部	地域支えあい課	課長	部長、地域支えあい課
	福祉課	課長	福祉課
	生活課	課長	生活課

 に改め、

同表中復興工事事務所の項を削り、西広島駅北口地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

東部地区連続立体交差整備事務所	所長	東部地区連続立体交差整備事務所
-----------------	----	-----------------

4 広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表都市整備局西風新都整備部の項の次に次のように加える。

都市整備局スタジアム建設部	スタジアム調整担当課長
---------------	-------------

別表第1の(1)の表中復興工事事務所の項を削り、西広島駅北口地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

東部地区連続立体交差整備事務所	所長
-----------------	----

別表第1の(2)の表中「厚生部（東区役所を除く。）」に属する課にあつては生活課」を削る。

5 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則（平成18年広島市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「区役所厚生部保健福祉課（東区役所にあつては、東区役所厚生部福祉課）」を「区役所厚生部福祉課」に改める。

6 広島市介護保険規則（平成12年広島市規則第51号）の一部を次の

ように改正する。

第5条第2項中「区役所厚生部健康長寿課（東区役所にあつては、東区役所厚生部福祉課）」を「区役所厚生部福祉課」に改める。

広島市規則第17号

令和2年3月30日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第17号ヌを削り、同項第19号キ中「第17条第1項及び第2項」を「第18条第1項」に改め、同項第20号ツを削り、同項第48号中オをカとし、アからエまでをイからオとし、同号にアとして次のように加える。

ア 第8条第1項の規定による指定成分等含有食品に係る届出の受理に関すること。

第1条第1項第48号の次に次のように加える。

④の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）

附則第9条の規定によりその例によりすることができることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出の受理に関すること。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条第1項第

広島市規則第16号

令和2年3月30日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和39年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「岡村清治」を「及川享」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

17号ヌを削る改正規定は公布の日から、同項第19号キの改正規定及び同項第20号ツを削る改正規定は同年4月1日から施行する。

広島市規則第18号

令和2年3月30日

広島市公印管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市公印管理規則の一部を改正する規則

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表26の項及び29の項中「区役所生活課（東区役所にあつては、地域支えあい課）」を「区役所地域支えあい課」に、「生活課長（東区役所にあつては、地域支えあい課長）」を「地域支えあい課長」に改める。

別表第1の2の表28の項中「文書」の右に「（平和推進課専用市長印を使用するものを除く。）」を加え、同表63の項を削り、同表62の項中「(63)」を「(64)」に改め、同項を同表63の項とし、同表61の項中「(61)」を「(62)」に改め、「復興工事事務所専用市長印、」を削り、同項を同表62の項とし、同表60の項中「(60)」を「(61)」に改め、同項を同表61の項とし、同表59の項中「(59)」を「(60)」に改め、同項を同表60の項とし、同表58の項中「(58)」を「(59)」に改め、同項を同表59の項とし、同表57の項中「(57)」を「(58)」に改め、同項を同表58の項とし、同表56の項中「(56)」を「(57)」に改め、同項を同表57の項とし、同表55の項中「(55)」を「(56)」に改め、同項を同表56の項とし、同表54の項中「(54)」を「(55)」に改め、同項を同表55の項とし、同表53の項中「(53)」を「(54)」に改め、同項を同表54の項とし、同表52の項中「(52)」を「(53)」に改め、同項を同表53の項とし、同表51の項中「(51)」を「(52)」に改め、同項を同表52の項とし、同表50の項中「(50)」を「(51)」に改め、同項を同表51の項とし、同表49の項中「(49)」を「(50)」に改め、同項を同表50の項とし、同表48の項中「(48)」を「(49)」に改め、同項を同表49の項とし、同表47の項中「(47)」を「(48)」に改め、同項を同表48の項とし、同表46の項中「(46)」を「(47)」に改め、同項を同表47の項とし、同表45の項中「(45)」を「(46)」に改め、同項を同表46の項とし、同表44の項中「(44)」を「(45)」に改め、同項を同表45の項とし、同表43の項中「(43)」を「(44)」に改め、同項を同表44の項とし、同表42の項中「(42)」を「(43)」に改め、同項を同表43の項とし、同表41の項中「(41)」を「(42)」に改め、同項を同表42の項とし、同表40の項中「(40)」を「(41)」に改め、同項を同表41の項とし、同表39の項中「(39)」を「(40)」に改め、同項を同表40の項とし、同表38の項中「(38)」を「(39)」に改め、同項を同表39の項とし、同表37の項中「(37)」を「(38)」に改め、同項を同表38の項とし、同表36の項中「(36)」を「(37)」に改め、同項を同表37の項とし、同表35の項中「(35)」を「(36)」に改め、同項を同表36の項とし、同表34の項中「(34)」を「(35)」に改め、同項を同表35の項とし、同表33の項中「(33)」を「(34)」に改め、同項を同表34の項とし、同表32の項中「(32)」を「(33)」に改め、同項を同表33の項とし、同表31の項中「(31)」を「(32)」に改め、同項を同表32の項とし、同表30の項中「(30)」を「(31)」に改め、同項を同表31の項とし、同表29の項中「(29)」を「(30)」に改め、同項を同表30の項とし、

同表28の項の次に次のように加える。

29	平和推進課専用市長印	(29)	てん書	正方形	方24	平和推進課の分掌事務に関する文書	国際平和推進部平和推進課	平和推進課長
----	------------	------	-----	-----	-----	------------------	--------------	--------

別表第1の2の表67の項中「文書」の右に「（東部地区連続立体交差整備事務所専用市長印を使用するものを除く。）」を加え、同表106の項中「(106)」を「(107)」に、「(107)」を「(108)」に、「(108)」を「(109)」に改め、同項を同表108の項とし、同表105の項中「(105)」を「(106)」に、「及び保健部」を「並びに保健部」に、「区役所の健康長寿課及び保健福祉課（東区役所にあつては、地域支えあい課）」を「区役所地域支えあい課」に、「安芸区役所の健康長寿課」を「安芸区役所の地域支えあい課」に、「健康長寿課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表107の項とし、同表104の項中「(104)」を「(105)」に、「健康長寿課及び保健福祉課（東区役所にあつては、地域支えあい課及び福祉課）」を「地域支えあい課及び福祉課」に改め、同項を同表106の項とし、同表103の項中「(103)」を「(104)」に、「(104)」を「(105)」に、「(105)」を「(106)」に、「区役所保健福祉課（東区役所にあつては、福祉課）」を「区役所福祉課」に、「保健福祉課長（東区役所にあつては、福祉課長）」を「福祉課長」に改め、同項を同表104の項とし、同項の次に次のように加える。

105	生活課専用福祉事務所長印	(105)	てん書	正方形	方24	福祉事務所の分掌事務に関する文書（生活課の分掌事務に係る文書に限る。）	区役所生活課	生活課長
-----	--------------	-------	-----	-----	-----	-------------------------------------	--------	------

別表第1の2の表102の項中「(102)」を「(103)」に、「(103)」を「(104)」に、「(104)」を「(105)」に改め、同項を同表103の項とし、同表101の項中「(101)」を「(102)」に改め、同項を同表102の項とし、同表100の項中「(100)」を「(101)」に、「の生活課」を「の地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表101の項とし、同表99の項中「(99)」を「(100)」に改め、同項を同表100の項とし、同表98の項中「(98)」を「(99)」に改め、同項を同表99の項とし、同表97の項中「(97)」を「(98)」に改め、同項を同表98の項とし、同表96の項中「(96)」を「(97)」に改め、同項を同表97の項とし、同表95の項中「(95)」を「(96)」に改め、同項を同表96の項とし、同表94の項中「(94)」を「(95)」に改め、同項を同表95の項とし、同表93の項中「(93)」を「(94)」に改め、同項を同表94の項とし、同表92の項中「(92)」を「(93)」に改め、同項を同表93の項とし、同表91の項中「(91)」を「(92)」に改め、同項を同表92の項とし、同表90の項中「(90)」を「(91)」に改め、同項を同表91の項とし、同表89の項中「(89)」を「(90)」に改め、同項を同表90の項とし、同表88の項中「(88)」を「(89)」に、「(89)」を「(90)」に、「(90)」を「(91)」に改め、同項を同表89の項とし、同表87の項中「(87)」を「(88)」に改め、同項を同表88の項とし、同表86の項中「(86)」を「(87)」に、「(87)」を「(88)」に、「(88)」を「(89)」に、「(89)」を「(90)」に改め、同項を同表87の項とし、同表85の項中「(85)」を「(86)」に、「佐伯区役所生活課」を「佐伯区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表86の項とし、同表84の項中「(84)」を「(85)」に、「安芸区役所生活課」を「安芸区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表84の項とし、

5の項とし、同表83の項中「(60)」を「(61)」に、「安佐北区役所生活課」を「安佐北区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表84の項とし、同表82の項中「(61)」を「(62)」に、「安佐南区役所生活課」を「安佐南区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表83の項とし、同表81の項中「(62)」を「(63)」に、「西区役所生活課」を「西区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表82の項とし、同表80の項中「(63)」を「(64)」に、「南区役所生活課」を「南区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表81の項とし、同表79の項中「(64)」を「(65)」に改め、同項を同表80の項とし、同表78の項中「(65)」を「(66)」に、「中区役所生活課」を「中区役所地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表79の項とし、同表77の項中「(66)」を「(67)」に、「(67)」を「(68)」に、「(68)」を「(69)」に、「区役所生活課（東区役所にあつては、地域支えあい課）」を「区役所地域支えあい課」に、「生活課長（東区役所にあつては、地域支えあい課長）」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表78の項とし、同表76の項中「(69)」を「(70)」に改め、同項を同表77の項とし、同表75の項中「(70)」を「(71)」に、「の生活課」を「の地域支えあい課」に、「生活課長」を「地域支えあい課長」に改め、同項を同表76の項とし、同表74の項中「(71)」を「(72)」に、「(72)」を「(73)」に、「(73)」を「(74)」に改め、同項を同表75の項とし、同表73の項中「(74)」を「(75)」に、「(75)」を「(76)」に、「(76)」を「(77)」に改め、同項を同表74の項とし、同表72の項中「(77)」を「(78)」に改め、同項を同表

別表第2の2の表中第119号を第120号とし、第72号から第118号までを1号ずつ繰り下げ、第71号の次に次の1号を加える。

(7)

広	島
市	長
東部地区連続立体 交差整備事務所	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

73の項とし、同表71の項中「(74)」を「(75)」に改め、同項を同表72の項とし、同表70の項中「(75)」を「(76)」に改め、同項を同表71の項とし、同表69の項中「(76)」を「(77)」に改め、同項を同表70の項とし、同表68の項の次に次のように加える。

69	東部地区連続立体交差整備事務所専用市長印	(7)	てん書	正方形	方24	東部地区連続立体交差整備事務所の分掌事務に関する文書	東部地区連続立体交差整備事務所	東部地区連続立体交差整備事務所長
----	----------------------	-----	-----	-----	-----	----------------------------	-----------------	------------------

別表第2の2の表中第66号を削り、第65号を第66号とし、第32号から第64号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(8)

広	島
市	長
平和推進課	

別表第2の2の表中第125号を第129号とし、第121号から第124号までを4号ずつ繰り下げ、第120号を第121号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9)

広 島 市 ○ 福 祉 事 務 所 長 生 活 課	広 島 市 ○ ○ 福 祉 事 務 所 長 生 活 課	広 島 市 ○ ○ ○ 福 祉 事 務 所 長 生 活 課
------------------------------------	--------------------------------------	--

広島市規則第19号  
令和2年3月30日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 貴

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則  
広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「災害補償費及び賃金」を「並びに災害報償費」に改め、同条第8号中「平成24年法律第65号。」の右に「第30条の1第1項（第3号に係る部分に限る。）及び」を加え、同条第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(10) 預貯金口座の取引履歴の発行に係る手数料（地方税又は国税の滞納処分例によるものとされている金融機関への財産調査に関するものに限る。）

別表第1市税の項中

軽自動車税	軽自動車税	現年課税分 滞納繰越分
-------	-------	----------------

を

軽自動車税	環境性能割	現年課税分
-------	-------	-------

		滞納繰越分	に改め、同表県
種別割		現年課税分	
		滞納繰越分	

民税所得割臨時交付金の項を次のように改める。

法人事業税交付金	法人事業税交付金	法人事業税交付金	法人事業税交付金
----------	----------	----------	----------

別表第1中特別地方消費税交付金の項及び自動車取得税交付金の項を削り、地方特例交付金の項を次のように改める。

地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金
---------	---------	---------	---------

別表第1繰入金の項中

旧広島市民球場跡地整備事業基金繰入金	旧広島市民球場跡地整備事業基金繰入金	を
--------------------	--------------------	---

旧広島市民球場跡地整備事業基金繰入金	旧広島市民球場跡地整備事業基金繰入金	に改め、同表諸
学校施設整備基金繰入金	学校施設整備基金繰入金	

地域支えあい課長（東区役所に限る。）	地域支えあい課（東区役所に限る。）	を
福祉課長（東区役所に限る。）	福祉課（東区役所に限る。）	

地域支えあい課長	地域支えあい課	に改める。
福祉課長	福祉課	
生活課長	生活課	

別表第6第2項中「職員手当」を「職員手当等」に改め、同表第4項中「退職金」を「退職年金」に改め、同表中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

収入の項中「児童福祉費受託事業収入」を「社会福祉費受託事業収入」に改める。

復興工事事務所の庶務を担当する次長	復興工事事務所	を
-------------------	---------	---

削り、

緑政課長	緑化推進部	に改め、同表道路交通局の項中
スタジアム調整担当課長	スタジアム建設部	

街路課長	街路課	を
------	-----	---

街路課長	街路課	に改め、同表区役所の項中
東部地区連続立体交差整備事務所長	東部地区連続立体交差整備事務所	

生活課長	厚生部（東区役所にあつては、生活課）
------	--------------------

広島市規則第20号  
令和2年3月30日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第147条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2第1項第1号」を「第243条の2の2第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2第1項第4号」を「第243条の2の2第1項第4号」に改める。

別表第1都市整備局の項中

復興工事事務所	復興工事事務所次長（復興工事事務所の庶務を担当する復興工事事務所次長に限る。）	を削り、
---------	---	------

緑化推進部	緑政課長	を
-------	------	---

緑化推進部	緑政課長	に改め、
スタジアム建設部	スタジアム調整担当課長	

同表道路交通局の項中

都市交通部	都市交通部公共交通計画担当課長
-------	-----------------

を

東部地区連続立体交差整備事務所	東部地区連続立体交差整備事務所長
都市交通部	都市交通部公共交通計画担当課長

に改め、

同表区役所の項中

厚生部	厚生部（東区役所を除く。）	生活課長
	地域支えあい課（東区役所に限る。）	地域支えあい課長
	福祉課（東区役所に限る。）	福祉課長
	生活課（東区役所に限る。）	生活課長

を

厚生部	地域支えあい課	地域支えあい課長
	福祉課	福祉課長
	生活課	生活課長

に改め

事務所

- (2) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（東部地区連続立体交差整備事務所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (3) 入札保証金の出納
- (4) 契約保証金の出納

別表第3の(2)の表区役所の項中、

生活課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護法第2条の保護に係る返還金並びに同法第63条、第77条第1項及び第78条に規定する費用の収納</li> <li>(2) 保健センター使用料及び手数料の収納（東区役所を除く。）</li> <li>(3) 予防接種料の収納（東区役所を除く。）</li> <li>(4) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（西区役所、安佐南区役所及び安佐北区役所にあつては厚生部生活課、福祉事務所及び保健センター、中区役所、南区役所、安芸区役所及び佐伯区役所にあつては福祉事務所及び保健センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納</li> </ul>
-----	----	---

る。

別表第3の(1)の表都市整備局の項中

緑化推進部緑政課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第10条第1項第1号に規定する使用料の収納</li> <li>(2) 寄附金の収納</li> </ul>
----------	----	--

を

緑化推進部緑政課	課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第10条第1項第1号に規定する使用料の収納</li> <li>(2) 寄附金の収納</li> </ul>
スタジアム建設部	スタジアム調整担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札保証金の出納</li> <li>(2) 契約保証金の出納</li> <li>(3) 寄附金の収納</li> </ul>

に

改め、同表復興工事事務所の項を削り、同表西広島駅北口地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

東部地区連続立体交差整備	所長	(1) 道路占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
--------------	----	--------------------------------

（東区役所を除く。）

- (5) 寄附金の収納（東区役所を除く。）

健康長寿課（東区役所を除く。）

- (1) 介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金、納付金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (3) 介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (4) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金、納付金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (5) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（厚生部健康長寿課の所掌事務に係るものに限る。）の

保健福祉課 (東区役所を除く。)	課長	<p>取納</p> <p>(1) 児童福祉施設徴収金及び過料並びに保育園等副食費並びにこれらに係る附帯金の取納</p> <p>(2) 保育料及び保育園等副食費並びにこれらに係る附帯金の過誤納金の支払</p> <p>(3) 母子福祉資金償還金, 父子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金並びにこれらに係る違約金及び返還金の取納</p> <p>(4) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料 (厚生部保健福祉課の所掌事務に係るものに限る。) の取納</p>	を		<p>払</p> <p>(7) 母子福祉資金償還金, 父子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金並びにこれらに係る違約金及び返還金の取納</p> <p>(8) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料 (厚生部福祉課の所掌事務に係るものに限る。) の取納</p>
地域支えあい課 (東区役所に限る。)	課長	<p>(1) 保健センター使用料及び手数料の取納</p> <p>(2) 予防接種料の取納</p> <p>(3) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料 (厚生部地域支えあい課, 福祉事務所及び保健センターの所掌事務に係るものに限る。) の取納</p>		地域支えあい課	<p>(1) 保健センター使用料及び手数料の取納</p> <p>(2) 予防接種料の取納</p> <p>(3) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料 (厚生部地域支えあい課, 福祉事務所及び保健センターの所掌事務に係るものに限る。) の取納</p> <p>(4) 寄附金の取納</p>
福祉課 (東区役所に限る。)	課長	<p>(4) 寄附金の取納</p> <p>(1) 介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の取納</p> <p>(2) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金, 納付金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の取納</p> <p>(3) 介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払</p> <p>(4) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金, 納付金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払</p> <p>(5) 児童福祉施設徴収金及び過料並びに保育園等副食費並びにこれらに係る附帯金の取納</p> <p>(6) 保育料及び保育園等副食費並びにこれらに係る附帯金の過誤納金の支</p>			<p>付費の誤払過渡返還金, 納付金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の取納</p> <p>(3) 介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払</p> <p>(4) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金, 納付金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払</p> <p>(5) 児童福祉施設徴収金及び過料並びに保育園等副食費並びにこれらに係る附帯金の取納</p> <p>(6) 保育料及び保育園等副食費並びにこれらに係る附帯金の過誤納金の支払</p> <p>(7) 母子福祉資金償還金, 父子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金並びにこれらに係る違約金及び返還金の取納</p> <p>(8) 広島市証明等手数料条例第2条に</p>

に改め

		規定する手数料（厚生部福祉課の所掌事務に係るものに限る。）の収納
生活課	課長	(1) 生活保護法第2条の保護に係る返還金並びに同法第63条、第77条第1項及び第78条に規定する費用の収納

る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第22号

令和2年3月30日

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島市債権管理事務取扱規則（昭和41年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「西風新都整備担当課長」の右に「、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長」を加え、「、復興工事事務所」及び「（復興工事事務所にあつては、同所の庶務を担当する次長をいう。）」を削り、同号ア中「及び西風新都整備部」を「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」に改める。

第17条第5項中「中断する」を「更新する」に改める。

第21条第5号中「指名債権」を「債権（民法（明治29年法律第89号）第3編第1章第7節第1款に規定する指図証券、同節第2款に規定する記名式所持人払証券、同節第3款に規定するその他の記名証券及び同節第4款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）を」に改め、「（明治29年法律第89号）」を削り、「指名債権の」を「債権の」に改め、同条第6号中「登録」の右に「その他の当該設定を第三者に対抗するために必要な行為」を加える。

広島市規則第21号

令和2年3月30日

広島市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市契約規則の一部を改正する規則

広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第5号中「損害金」の右に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第31条の2第1項中「担保は」の右に「、国債及び地方債のほか」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第31条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第23号

令和2年3月30日

広島平和記念資料館条例施行規則及び広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島平和記念資料館条例施行規則及び広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(広島平和記念資料館条例施行規則の一部改正)

第1条 広島平和記念資料館条例施行規則(平成6年広島市規則第74号)

の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「又は戦傷病者手帳」を「、戦傷病者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証」に、「者が」を「者が、」に改める。

(広島市公園条例施行規則の一部改正)

第2条 広島市公園条例施行規則(昭和39年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「又は戦傷病者手帳」を「、戦傷病者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年広島市条例第83号)第2条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けている者については、当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第3条第7号の規定は、適用しない。

広島市規則第24号

令和2年3月30日

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則(昭和60年広島市規則第106号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「浄化槽管理士の」を「浄化槽管理士(以下「浄化槽管理士」という。)が交付を受けた」に改め、同条第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 条例第10条第5項に規定する研修の受講に係る計画書

(7) 条例第2条第3項の更新の登録の申請の場合にあつては、浄化槽管理士(条例第10条第5項ただし書の適用に係るものを除く。)が条例第10条第5項に規定する研修(当該申請の際現に受けている登録に係る条例第2条第2項の有効期間内に実施されたものに限る。)を受講したことを証する書類

第4条第6号中「条例第10条第1項及び第2項に規定する」を削る。

第11条中「第10条第7項」を「第10条第8項」に改める。

附則

広島市規則第25号

令和2年3月30日

広島市樋守規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市樋守規則を廃止する規則

広島市樋守規則(昭和25年8月30日広島市規則第42号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

<p style="text-align: right;">広島市規則第<b>26</b>号 令和2年3月<b>31</b>日</p> <p>広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井一實</p> <p style="text-align: center;">広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則</p> <p>広島市役所庁内取締規則（昭和32年広島市規則第61号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第4項中「西風新都整備担当課長」の右に「、都市整備局スタジアム建設部にあつてはスタジアム調整担当課長」を加え、同項第2号中「及び西風新都整備部」を「、西風新都整備部及びスタジアム建設部」に改める。</p> <p>第12条を次のように改める。</p> <p>（開門時刻及び閉門時刻）</p> <p>第12条 市庁舎の開門時刻及び閉門時刻に関する事項は、市長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>職員の職務の級及び号給は、次項の場合を除き、市長が定める基準に従い、任命権者が決定する。</p> <p>2 前年度に引き続き同一の職務内容の職に任用される際のフルタイム会計年度任用職員の号給は、市長が定める者を除き、当該年度の末日まで引き続き同一の職において6か月以上の勤務をし、かつ、当該勤務の成績が良好である場合において、前項の基準に基づいて決定した号給の16号給上位の号給を上限とし、当該年度に決定された号給の1号給上位に決定するものとする。</p> <p>3 条例第23条の2第4項に規定するフルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、任期が6か月以上の職員（任期の更新又は再度の任用を繰り返し、任期の合計が連続して6か月以上となる職員を含む。以下同じ。）又は任期が6か月未満の通年任用の職員（月額で給与を受ける職員（市長が定める者を除く。）をいう。以下同じ。）に対して支給する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員に対する初任給調整手当の支給については、他の職員（条例第23条の2第3項に規定する他の職員をいう。以下同じ。）の初任給調整手当の例による。</p> <p>5 条例第23条の2第5項ただし書の任用の事情を考慮する必要がある場合等これにより難い場合とは、フルタイム会計年度任用職員に給料を月額で支給する場合以外の場合をいい、この場合においては、その通勤所要回数に応じ、市長が定めるところにより通勤手当を支給する。</p>
<p style="text-align: right;">広島市規則第<b>27</b>号 令和2年3月<b>31</b>日</p> <p>一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井一實</p> <p style="text-align: center;">一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則</p> <p>（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）</p> <p>第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第22条の7第2項に次の1号を加える。</p> <p>(5) 会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する職員をいう。第23条の4第2項第9号において同じ。）として在職した期間のうち、市長が定める期間</p> <p>第23条の4第2項第6号中「全期間」を「期間の2分の1の期間」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p>(9) 会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>第25条を削り、第24条を第25条とし、第23条の11の次に次の3条を加える。</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第24条 条例第23条の2第3項に規定するフルタイム会計年度任用</p>	<p>6 条例第23条の2第6項の規則で定める職員は、市長が定める者を除き、期末手当の支給基準日において任期が6か月以上の職員又は任期が6か月未満の通年任用の職員とする。</p> <p>7 条例第22条第1項に規定する場合を除き、フルタイム会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。</p> <p>第24条の2 条例第23条の3第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員の基本となる報酬（以下「基本報酬」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基本報酬を月額で受ける者 フルタイム会計年度任用職員であつたと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算定率」という。）を乗じて得た額</p> <p>(2) 基本報酬を時間額で受ける者 前号に定める額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額合計額に12を乗じ、その額をその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、7時間45分に17を乗じたものに算定率を乗じたものを減じたもので除して得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）</p> <p>(3) 基本報酬を日額で受ける者 前号に定める額にその者の1日の勤務時間を乗じて得た額</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬の額は、別表第2に定める額に算定率を乗じて得た額とし、その支給に</p>

については、フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員に対する地域手当に相当する報酬の支給については、他の職員の地域手当の例による。ただし、基本報酬が日額又は時間額である者には、基本報酬のほかに地域手当に相当する報酬を支給しない。

4 条例第23条の3第5項に規定するパートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償の支給については、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の例による。

5 条例第23条の3第6項の規則で定める職員は、市長が定める者を除き、支給基準日において、任期が6か月以上の職員又は任期が6か月未満の通年任用の職員である者であつて、当該任期における1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものとする。

6 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、市長が定めるものを除き、他の職員の例による。

7 条例第13条第1項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、第1項中「第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「規則で定める勤務1時間当たりの給与額」と、第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

8 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給与の減額をする場合にあつては、第1項第2号に定める額とし、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を支給す

る場合にあつては、第1項第1号に規定する基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額、初任給調整手当に相当する報酬の月額並びに特殊勤務手当に相当する報酬の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をその者の1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから、7時間45分に1.7を乗じたものに算定率を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

9 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対する時間外勤務手当に相当する報酬の支給については、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の例による。

10 パートタイム会計年度任用職員に対する休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬の支給については、他の職員の休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の例による。

11 パートタイム会計年度任用職員が休職にされたときの給与の支給については、フルタイム会計年度任用職員の休職中の給与の例による。

第24条の3 条例第23条の4に規定する職務の特殊性等を考慮して規則で定める職員は、国際交流員その他市長が定める職員とし、当該職員の給与については、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して市長が定める。

別表第1の2種の項中「中央卸売市場長及び復興工事事務所長」を「及び中央卸売市場長」に改め、同表3種の項中「西広島駅北口地区区画整理事務所長」の右に「、東部地区連続立体交差整備事務所長」を加え、「、競輪事務局及び復興工事事務所」を「及び競輪事務局」に改める。

別表第2中「第4条の6」の右に「、第24条の2」を加える。  
(職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職名に関する規則(昭和49年広島市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の右に「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員をいう。)&#123;及び」を加える。

第5条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。  
(広島市職員互助会設置規則の一部改正)

第3条 広島市職員互助会設置規則(昭和59年広島市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げる者」の右に「(勤務時間等を勘案して企画総務局長が定める者を除く。)」を加え、同条第2号中「(これらの者のうち、週28時間45分以上勤務に服することを条件として雇用される者を除く。)」を削る。

第3条中「、貸付け」を削る。

第5条中「給料」の右に「(当該会員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員である場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)第23条の3第3項に規定する基本となる報酬。第6条第1号において同じ。)」を加える。  
(広島市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 広島市職員安全衛生管理規則(昭和62年広島市規則第10号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「6か月以内の期間を定めて雇用される者」を「企画総務局長が定める職員」に改める。

別表第4中復興工事事務所の項を削り、西広島駅北口地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

東部地区連続立体交差整備事務所	主任
-----------------	----

(広島市報酬並びに費用弁償条例に規定する規則で定める職に関する規則の一部改正)

第5条 広島市報酬並びに費用弁償条例に規定する規則で定める職に関する規則(昭和52年広島市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条中「条例」を「広島市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年7月28日広島市条例第10号)」に、「前条に規定する」を「1週間の勤務時間が28時間45分以上の」に改め、同条の見出し及び条名を削る。  
(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第6条 給料等の支給に関する規則(昭和26年3月30日広島市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の右に「(一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)第23条の3第3項に規定する基本となる報酬を含む。以下同じ。)」を、「21日」の右に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に

規定する職員のうち、日額及び時間額で給料を支給される職員（市長が定める職員を除く。）にあつては翌月の15日）」を加える。

第5条第1項第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（技能業務職員の給与に関する規則の一部改正）

第7条 技能業務職員の給与に関する規則（昭和32年広島市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」の右に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。））」を加える。

第5条ただし書中「ただし」の右に「、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除き」を加える。

別表第1備考中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和58年広島市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条中「のうち、有給休暇」を削り、同条を第2条の3とし、第1条の次に次の2条を加える。

（職員の範囲）

第2条 条例第2条第1項に規定する市長が定めるものは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により採用された者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 職員の定年等に関する条例（昭和58年広島市条例第45号）第3条の規定に基づき退職し、又は勲奨を受けて退職した後に採用された者
- (2) 国又は他の地方公共団体を定年に達したことにより退職し、又は勲奨を受けて退職した後に採用された者
- (3) その他市長が認める者

第2条の2 条例第2条第2項に規定する市長が定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市を勲奨を受けて退職した後に採用された者
- (2) 国又は他の地方公共団体を定年に達したことにより退職し、又は勲奨を受けて退職した後に採用された者
- (3) その他市長が認める者

第3条中「次に掲げる」を「退職の日におけるその者の給料月額とする。ただし、これにより難い場合は、市長が認める」に改め、同条各号を削る。

第6条の3第1号中「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。））」を削り、同条第2号中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第6条の7中「次に掲げる」を「退職の日におけるその者の給料月額とする。ただし、これにより難い場合は、市長が認める」に改め、同条各号を削る。

本則に次の1条を加える。

第9条 条例第19条第1項に規定する市長が定める場合は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が退職した場合（条例第

12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（常時勤務に服することを要する者に限る。）となつたときとする。

（広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年広島市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号に掲げる当該常勤職員の雇用期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」を「一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「給与条例」という。）

第23条の2に規定するフルタイム会計年度任用職員であったと仮定した場合における常勤職員の受けるべき給料月額に、35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加えた」に改め、各号を削り、同条第2項中「かかわらず」の右に「、3月」を加え、「100分の119を乗じて得た額に」を「、3月に交付する場合には100分の40、6月及び12月に交付する場合にはそれぞれ100分の110を乗じて得た額に、3月に交付する場合には3月1日以前3か月以内」に改め、「6月1日以前」の右に「3か月以内」を加え、同項の表を次のように改める。

雇 用 期 間		割 合
3月又は6月に交付する場合	12月に交付する場合	

3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

第7条第6項中「7,050円とする」を「給与条例第3条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員の日額の例による」に改める。

（広島市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部改正）

第10条 広島市消防職員の階級及び職名に関する規則（昭和32年広島市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「広島市消防職員」を「広島市消防局に属する一般職の職員（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。）及び臨時職員を除く。第3条第1項において「消防職員」という。）」に改める。

第4条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に本市の非常勤職員（月額で報酬を支給される者に限る。以下この項において同じ。）として在職し、同日から会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。次項において同じ。）として採用された

者の令和2年6月の期末手当の在職期間の算定については、当該非常勤職員として在職した期間を算入する。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）第22条の7第2項第2号中「育児休業をしている職員として在職した期間（当該期間）」とあるのは、「育児休業をしている職員として在職した期間（任命権者の承認を得てした育児のための欠勤の期間を含む。）（当該在職した期間）」と読み替えるものとする。

3 この規則の施行の日前に本市の臨時職員として在職し、引き続き会計年度任用職員として採用された者の令和2年6月の期末手当の在職期間の算定については、当該臨時職員として在職した期間を除算する。

4 広島市公務災害等見舞金等支給規則（昭和49年広島市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「広島市報酬並びに費用弁償条例に規定する規則で定める職に関する規則（昭和52年広島市規則第19号）第1条に規定する職にあるもの」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員のうち、通年任用の職員（一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）第24条第3項に規定する通年任用の職員をいう。）」に、「市長が定める事由に該当するときは」を「公務上の災害又は通勤による災害のため病気休暇を受けている場合には」に改める。

別表第6第2種の項中「健康福祉局保健部の課長」の右に「又は医務監」を加え、「及び消防局職員課の医務監」を「消防局職員課の医務監及び教育委員会事務局学校教育部教職員課の医務監」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同表の規定は、同年1月30日から適用する。

広島市規則第**28**号  
令和2年3月**31**日

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「区役所厚生部健康長寿課（東区役所にあつては、東区役所厚生部地域支えあい課）」を「区役所厚生部地域支えあい課」に改め、同項第3号中「区役所厚生部保健福祉課（東区役所にあつては、東区役所厚生部福祉課）」を「区役所厚生部福祉課」に改め、「又は児童障害福祉係」を削り、同条第2項第1号中「区役所厚生部保健福祉課（東区役所にあつては、東区役所厚生部地域支えあい課）」を「区役所厚生部地域支えあい課」に改める。

第8条第1項第1号中「復興工事事務所」を削り、同項第2号中「復興工事事務所、」を削る。

別表第1第1種の項中「結核」の右に「、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」を加える。

広島市規則第**29**号  
令和2年3月**31**日

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則  
広島市競輪実施規則（昭和38年広島市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「及び副委員長」を削る。

第74条ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第30号

令和2年3月31日

広島市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

広島市自転車競走電話投票実施規則（平成元年広島市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「競輪」という。）」を削る。

第1条の2第1項中「電話投票に関する事務」を「電話投票事務」に改め、同条第2項中「第27条」を「第28条」に改め、同条を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（電話投票事務）

第1条の2 市長は、電話投票を実施するため、市長が指定する競輪場で開催される競走について、電話機その他の端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「電話投票事務」という。）を行う。

第2条第2号中「その他の端末機器」を「その他の端末機（以下「インターネット端末機」という。）」に改める。

第2条の2を次のように改める。

（電話投票契約）

第2条の2 電話投票により車券を購入できる者（以下「加入者」という。）は、次の各号のいずれかの方式で市と電話による勝者投票に関する契約（以下「電話投票契約」という。）を締結した者とする。

(1) 担保方式（担保金を設定する電話投票）

(2) 無担保方式（担保金を設定しない電話投票）

第3条第1項中「電話投票を行うことができる者（以下「加入者」という。）」を「前条第2号の方式に係る加入者」に改め、同条第4項中「その他」を「その他の」に改め、同条に次の2項を加える。

5 前項に規定する申込みは、インターネット端末機を利用して行うことができる。

6 新たに参加者となる申込者に係る確認行為は、市長が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）において行うことができる。

第4条第2号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市長が、場内の秩序を乱し、又は電話投票契約に違反すると認める者

第5条中「、パスワード」を削り、「暗証番号」の右に「（第2条第2号に掲げる方式の加入者にあつては、暗証番号及びパスワード）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市は、加入者が自己の暗証番号（第2条第2号に掲げる方式の加入者にあつては、暗証番号及びパスワード）を他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は

過失があつた場合は、この限りでない。

第6条第1項を次のように改める。

加入者のうち担保方式の電話投票を利用する者（以下「担保加入者」という。）は、指定金融機関に、電話投票のための普通預金口座（以下「指定口座」という。）を開設していなければならない。

第6条第2項中「加入者が」を「無担保加入者が」に改め、「振替用口座」の右に「又は普通口座」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 加入者のうち無担保方式の電話投票を利用する者（以下「無担保加入者」という。）は、指定金融機関に市長が別に指定する日までに電話投票のための投票用普通預金口座（以下「投票用口座」という。）及び投票用口座の預金を引き出すための振替用普通預金口座（以下「振替用口座」という。）を開設しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、インターネット専業銀行及びインターネットを介した銀行取引サービスを提供している銀行であつて電話投票の実施において市長が認めた銀行を利用する無担保加入者（以下「専業銀行加入者」という。）は、市長が別に定める日までに、投票用の預金を引き出し、戻し入れるための普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

第7条第1項中「加入者」の右に「（専業銀行加入者を除く。）」を加え、「投票用口座」を「指定口座又は投票用口座」に、「市長」を「市」に、「前条第1項に規定する」を「市長が別に定める」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 専業銀行加入者は、車券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）を市の預金口座に振り替えるため、振替依頼書を市長が別に定める日までに指定金融機関に提出しなければならない。

第8条及び第9条を次のように改める。

（担保の提供）

第8条 担保加入者は、車券購入代金の支払を担保するため、指定口座を設けた指定金融機関に定期預金として、3万円、5万円、10万円、20万円又は30万円のうちのいずれかの金額を選択し、当該選択に係る金額（以下「担保金額」という。）を預け入れ、定期預金債権（元本に係る部分に限る。）に市を質権者とする質権を設定し、定期預金証書を市に差し入れなければならない。

2 前項の規定により差し入れられた定期預金証書は、電話投票契約が解約された場合には、当該担保加入者に返還するものとする。ただし、第22条第1項ただし書の規定により質権を実行した場合には、その残額を返還するものとする。

第9条 削除

第10条中「加入者」を「無担保加入者」に、「第6条第1項」を「第6条第2項又は第3項」に改め、「第7条第1項」の右に「又は第2項」を加え、「第6条第2項」を「第6条第4項」に、「第7条第2項」を「第7条第3項」に、「遅滞なく」を「遅滞なく、」に改める。

第11条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「投票用口座」を「指定口座又は投票用口座」に改め、「振替用口座」の右に「若しくは普通口座」を加え、同号を同条第10号とし、同号

の次に次の1号を加える。

(Ⅲ) 担保金額（担保加入者に限る。）

第11条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子メールアドレス（第2条第2号に掲げる方式の加入者に限る。）

第11条の次に次の1条を加える。

（届出事項の変更）

第11条の2 加入者は、第3条第4項の加入申込書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、インターネット端末機を利用して行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を前条の加入者台帳に記載するものとする。

第12条第2号中「振替用口座」の右に「又は普通口座」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「又は第5号」を「第5号又は第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号中「投票用口座」を「指定口座又は投票用口座若しくは振替用口座若しくは普通口座」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第8条第1項の定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。

(4) 第22条第1項ただし書の規定による質権が実行されたとき。

第12条に次の1項を加える。

2 無担保加入者については、前項第3号及び第4号の規定は、適用しない。

第12条の4の次に次の1条を加える。

（加入者投票履歴）

第12条の5 市長は、加入者ごとに、次に掲げる事項を記載した投票履歴を作成するものとする。

(1) 加入者番号

(2) 電話投票の利用年月日

(3) 車券の購入内容

第17条中「電話投票1回」を「担保加入者の電話投票1回」に、「投票用口座」を「当該担保加入者の指定口座」に改め、「預金残高」の右に「（決済未確認証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は、担保金額に相当する額とする。）」を加え、同条ただし書中「超える」を「超えて購入する」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定は、無担保加入者（專業銀行加入者を除く。）の車券の購入限度額について準用する。この場合において、同項中「指定口座の預金残高（決済未確認証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は、担保金額に相当する額とする。）」とあるのは「投票用口座の預金残高」と、「加えた」とあるのは「加え、当該無担保加入者が所定の方法により精算した金額を減じた」と読み替えるものとする。

3 專業銀行加入者の電話投票1回における車券の購入限度額は、当該車券の購入直前までに当該專業銀行加入者が市の預金口座に振り替えた購入予定金額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、

当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額を加え、当該專業銀行加入者が所定の方法により精算した金額を減じた額とする。ただし、1日に99万円を超えて購入することができないものとする。

第18条第1項中「パスワード」を削り、「暗証番号」の右に「（第2条第2号に掲げる方式の加入者にあつては、暗証番号及びパスワード）」を加える。

第22条第1項中「車券」を「加入者（專業銀行加入者を除く。）の車券」に、「投票用口座」を「指定口座又は投票用口座」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、収納が指定口座の預金残高の不足により不能となった場合は、市長は質権を実行し、不足となった金額を当該担保加入者の定期預金から差し引き、これを発売金として収納する。

第22条に次の1項を加える。

3 專業銀行加入者の車券の発売金の収納は、投票日に、当該專業銀行加入者が市の預金口座に振り替えた購入予定金額から収納することにより行う。

第23条第1項中「投票用口座」を「指定口座又は投票用口座若しくは普通口座」に改め、同条第2項中「払戻金」の右に「及び返還金」を加える。

第27条の見出しを「（投票履歴の保存）」に改め、同条中「当該加入者が行った電話投票のための投票の内容を記録し、これを」を「第12条の5の規定により作成した投票履歴を、」に改め、同条ただし書中「記録」を「投票履歴」に改める。

第28条中「の施行」を「に定めるもののほか、電話投票の実施」に改め、同条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

（個人情報の保護）

第28条 市は、加入者の情報であつて個人に関するものについて、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第31号

令和2年3月31日

広島市自転車競走在席投票実施規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市自転車競走在席投票実施規則

(趣旨)

第1条 広島市(以下「市」という。)が自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)に基づいて行う自転車競走に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの(以下「在席投票端末機」という。)による勝者投票(以下「在席投票」という。)の実施については、法、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)、広島市競輪条例(昭和27年広島市条例第64号。以下「条例」という。)及び広島市競輪実施規則(昭和38年広島市規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(在席投票事務)

第2条 市長は、在席投票を実施するため、市長が指定する競輪場で開催される競走について、在席投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務(以下「在席投票事務」という。)を行う。

(在席投票事務の委託)

第3条 市は、法第3条の規定により、在席投票事務の全部又は一部を他

の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による事務の委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次条から第28条までの規定に準じて当該事務を実施しなければならない。

(在席投票の方式)

第4条 在席投票は、在席投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「電子識別カード」という。)を使用して、市長の管理する自動公衆送信装置(以下「在席投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力する方式による。

(在席投票契約)

第5条 在席投票により車券を購入できる者(以下「利用者」という。)は、市と在席投票による勝者投票に関する契約(以下「在席投票契約」という。)を締結した者とする。

(利用者の申込み)

第6条 利用者の利用申込手続は、市長が別に定める方法により行う。

2 申込者は、所定の利用申込書に住民票の写しその他の申込者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足る資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。

3 市長は、在席投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、利用申込書を提出した利用者に貸与又は付与するものとする。

4 利用者は、電子識別カードを貸与又は付与された場合に、在席投票端末機を使用して所定の方法により在席投票を行うことができる。

(利用者の欠格事項)

第7条 次に掲げる者は、利用者となることができない。

- (1) 法第9条及び法第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 法人
- (5) 市長が、場内の秩序を乱し、又は在席投票契約に違反すると認める者

(6) 広島市暴力団排除条例(平成24年広島市条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団員等

(7) 規則第70条の2第1項又は第70条の3第2項の規定により入場を禁止された者

(利用者番号及び暗証番号)

第8条 在席投票契約を締結したときは、市長は利用者の電子識別カードごとに利用者番号を定め、当該利用者は所定の方法により電子識別カードの暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、電子識別カードを貸与又は付与した利用者が自己の暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は過失があった場合は、この限りでない。

(解約)

第9条 市長は、利用者が解約の申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、在席投票契約を解約するものとする。

(1) 利用申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なることが発見されたとき。

(2) 第7条第1号から第3号まで、第5号又は第6号のいずれかに該当したとき。

(3) その他市長が利用者として不適当であると認めたとき。

2 前項の規定により在席投票契約を解約された者は、貸与又は付与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。

(利用者投票履歴)

第10条 市長は、利用者ごとに、次に掲げる事項を記載した投票履歴を作成するものとする。

(1) 住所、氏名及び生年月日

(2) 利用者番号

(3) 在席投票の利用年月日

(4) 車券の購入内容

(勝者投票法)

第11条 勝者投票法は、連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法の3種とする。

(車券)

第12条 条例第4条に規定する市長が定める枚数は、10に正の整数を乗じて得た数に相当する枚数とする。

2 前条の投票法により発売された車券には、本符及び原符を設けないものとし、利用者番号、購入日、競輪場番号、競走番号、勝者投票法の種類、組番、枚数等を記載する。

<p>(競走の指定)</p> <p>第13条 在席投票を実施する競走は、市長が別に指定する。</p> <p>(車券発売の日時)</p> <p>第14条 在席投票は、市長が別に定める日時に行う。</p> <p>(入金)</p> <p>第15条 市長は、利用者が車券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）の入金を申し出たときは、電子識別カードにより当該利用者を識別し、購入予定金額を在席投票サーバに入力することにより、当該利用者の購入予定金額を在席投票サーバに記録するものとする。</p> <p>2 市長は、利用者の購入予定金額の記録を完了したときは、所定の方法により、記録した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。</p> <p>(購入限度額)</p> <p>第16条 在席投票1回における車券の購入限度額は、在席投票サーバに記録されている車券の購入限度額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額を加え、利用者が所定の方法により精算した金額を減じた額とする。ただし、1日に999万円を超えて購入することはできないものとする。</p> <p>(購入限度回数)</p> <p>第17条 在席投票による車券の購入限度回数は、1日に99回を超えることはできないものとする。</p> <p>(車券発売方法等)</p> <p>第18条 市長は、利用者から車券の申込みがあったときは、利用者番号</p>	<p>のとする。</p> <p>(発売金の収納)</p> <p>第23条 車券の発売金の収納は、在席投票に係る車券の発売日（以下「発売日」という。）に、在席投票サーバに記録された購入予定金額から収納することにより行う。</p> <p>(払戻金及び返還金の精算)</p> <p>第24条 第20条の規定により市長が利用者にとって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額から車券の購入金額を差し引き、払戻金又は返還金を加えた額を、所定の方法により、発売日において精算するものとする。</p> <p>(車券の閲覧)</p> <p>第25条 利用者は、市長が利用者にとって受領した車券について、当該競走が実施された日から60日以内に限り閲覧できる。</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第26条 利用者は、当該利用者が行った在席投票に関し、当該競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができるものとする。</p> <p>(投票履歴の保存)</p> <p>第27条 市長は、第10条の規定により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第28条 市は、利用者の情報であって個人に関するものについて、広島</p>
<p>及び暗証番号並びに購入しようとする車券に係る競輪場の名称を確認の上、利用者に購入限度額を通知するとともに、利用者が購入しようとする車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、連勝式の組番号及び購入金額の申出を受けてこれを記録し、利用者の確認を受けた後、当該申込みにした付した受付番号を利用者に通知し、その確認を得るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の受付番号の確認を得たときは、直ちに当該車券を発売するものとする。</p> <p>3 規則第74条の規定は、在席投票における車券購入方法については、適用しない。</p> <p>(投票の取消し及び変更)</p> <p>第19条 車券を発売した後は、利用者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号（重勝式勝者投票法にあっては、組）、選手番号の組又は枠番号の組及び購入金額の変更をすることができない。</p> <p>(車券等の受領)</p> <p>第20条 発売した車券、払戻金又は返還金は、市長が利用者にとって受領するものとする。</p> <p>(代理人による購入等の禁止)</p> <p>第21条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。</p> <p>(受付の拒否)</p> <p>第22条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義のあるときその他これを受けることが不相当であると認めるときは、これを受け付けられないものとする。</p>	<p>市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第29条 この規則に定めるもののほか、在席投票の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

広島市規則第32号

令和2年3月31日

広島市自転車競走電子決済投票実施規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市自転車競走電子決済投票実施規則

(趣旨)

第1条 広島市(以下「市」という。)が自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)に基づいて行う自転車競走に係る高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機(以下「インターネット端末機」という。)を使用した前払式支払手段(証券、電子機器その他の物に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証券、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、市長がその使用を認めたものをいう。以下同じ。)による勝者投票(以下「電子決済投票」という。)の実施については、法、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)、広島市競輪条例(昭和27年広島市条例第64号。以下「条例」という。)及び広島市競輪実施規則(昭和38年広島市規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(電子決済投票事務)

第2条 市長は、電子決済投票を実施するため、市長が指定する競輪場で開催される競走について、インターネット端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務(以下「電子決済投票事務」という。)を行う。

(電子決済投票事務の委託)

第3条 市は、法第3条の規定により、電子決済投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による事務の委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次条から第37条までの規定に準じて当該事務を実施しなければならない。

(電子決済投票の方式)

第4条 電子決済投票は、インターネット端末機を使用して、前払式支払手段を発行する者(以下「発行者」という。)が管理する前払式支払手段に係る自動公衆送信装置(以下「前払式支払手段サーバ」という。)に番号、記号その他の符号を記録させ、市長又は前条第1項の規定による委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置(以下「電子決済投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力する方式による。

(電子決済投票契約)

第5条 電子決済投票により車券を購入できる者(以下「加入者」という。)は、市と電子決済投票による勝者投票に関する契約(以下「電子決済投票契約」という。)を締結した者とする。

(募集)

第6条 市長は、新聞への掲載その他適切な方法により加入者を募集する。

2 加入者の募集人員は、市長が定める。

3 申込者が前項の募集人員を超えた場合は、抽選により加入者を決定する。

4 申込者は、所定の加入申込書に住民票の写しその他の申込者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。

5 前項に規定する申込みは、インターネット端末機を利用して行うことができる。

6 新たに加入者となる申込者に係る確認行為は、発行者において行うことができる。

(加入者の欠格事項)

第7条 次に掲げる者は、加入者となることができない。

(1) 法第9条及び法第10条に規定する者

(2) 成年被後見人、被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 法に違反して罰金以上の刑に処せられた者

(4) 法人

(5) 市長が、場内の秩序を乱し、又は電子決済投票契約に違反すると認める者

(6) 広島市暴力団排除条例(平成24年広島市条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団員等

(7) 車券の購入により、本人若しくはその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態の者又はそのおそれのある者

(加入者番号並びに暗証番号及びパスワード)

第8条 電子決済投票契約を締結したときは、市長は当該加入者の加入者番号を、当該加入者は自己の暗証番号及びパスワードを定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、加入者が自己の暗証番号及びパスワードを他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は過失があった場合は、この限りでない。

(振替用口座)

第9条 加入者は、電子決済投票のための普通預金口座(以下「振替用口座」という。)を開設しなければならない。

(振替依頼)

第10条 加入者は、払戻金及び返還金の振込みを市の口座から受けるため、預金口座振替依頼書を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(電子決済投票の利用開始期日の通知)

第11条 市長は、加入者が前2条に定める手続を完了したときは、遅滞なく、電子決済投票の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

(加入者台帳)

第12条 市長は、次に掲げる事項を記載した加入者台帳を作成するものとする。

(1) 氏名、住所、性別及び生年月日

(2) 電子メールアドレス

<p>(3) 勤務先の名称及び所在地  (4) 自宅及び勤務先の電話番号  (5) 加入者番号  (6) 暗証番号  (7) パスワード  (8) 金融機関の名称  (9) 振替用口座の番号  (10) 電子決済投票の利用開始年月日  (11) その他必要な事項</p> <p>(解約)</p> <p>第13条 市長は、加入者が解約の申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、電子決済投票契約を解約するものとする。</p> <p>(1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なることが発見されたとき。  (2) 市長が指定した日までに振替用口座の開設又は預金口座振替依頼書の提出をしなかったとき。  (3) 第7条第1号から第3号まで、第5号又は第6号のいずれかに該当したとき。  (4) その他市長が加入者として不適当であると認めたとき。</p> <p>(本人申請による利用停止)</p> <p>第14条 市長は、加入者から市長が別に定める書面により電子決済投票の利用を停止すること（以下「利用停止」という。）の申請があったときは、市長が別に定める期間中、当該加入者に対して、利用停止とする</p>	<p>利用停止の可否について判断し、直ちにその結果を当該申出をした利用停止候補者及び申請家族に通知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第2項の規定により利用停止とした者又は申請家族から市長が別に定める書面により利用停止の解除の申請があった場合において、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止を解除することができる。</p> <p>6 第2項の規定により利用停止とされた加入者及び申請家族は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による解除を申請することができない。</p> <p>7 市長は、第1項又は第5項の規定による書面の提出を受けたときは、当該各項の申請の内容を疎明するに足る資料の提出を求めることができる。</p> <p>(その他事由による利用停止)</p> <p>第16条 市長は、他の競輪施行者が電子決済投票の利用を停止する措置を行った加入者に対して、利用停止とすることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用停止となった加入者が、他の競輪施行者において同項の措置を解除されたときは、市長はその加入者の利用停止を解除することができる。</p> <p>(加入者投票履歴)</p> <p>第17条 市長は、加入者ごとに、次に掲げる事項を記載した投票履歴を作成するものとする。</p> <p>(1) 加入者番号  (2) 電子決済投票の利用年月日</p>
<p>ことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により利用停止とした加入者から市長が別に定める書面により利用停止の解除の申請があったときは、当該加入者の利用停止を解除することができる。</p> <p>3 第1項の規定により利用停止とされた加入者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による利用停止の解除を申請することができない。</p> <p>(家族申請による利用停止)</p> <p>第15条 車券の購入により、加入者本人若しくはその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族（加入者と同居する親族（成年者に限る。））その他市長が特に認めた者をいう。以下同じ。）は、市長が別に定める書面及び書類により、当該加入者を利用停止とすることを申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、利用停止としようとする加入者（以下「利用停止候補者」という。）が、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者及び同項の申請を行った家族（以下「申請家族」という。）に対して、利用停止候補者を利用停止とする旨及び利用停止とする期間として市長が別に定める期間を通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、利用停止を不服とするときは、利用停止開始予定日の前日までに、市長に対して、書面により意見を申し出ることができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、</p>	<p>(3) 車券の購入内容  (勝者投票法)</p> <p>第18条 勝者投票法は、連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法の3種とする。</p> <p>(車券)</p> <p>第19条 条例第4条に規定する市長が定める枚数は、10に正の整数を乗じて得た数に相当する枚数とする。</p> <p>2 前条の投票法により発売された車券には、本符及び原符を設けなくてもとし、加入者番号、購入日、競輪場番号、競走番号、勝者投票法の種類、組番、枚数等を記載する。</p> <p>(競走の指定)</p> <p>第20条 電子決済投票を実施する競走は、市長が別に指定する。</p> <p>(車券発売の日時)</p> <p>第21条 電子決済投票は、市長が別に定める日時に行う。</p> <p>(番号、記号その他の符号の記録)</p> <p>第22条 加入者は、インターネット端末機を使用して、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号を前払式支払手段サーバに記録するものとする。</p> <p>2 前払式支払手段サーバに記録する購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して記録するものとする。</p> <p>3 加入者が番号、記号その他の符号を前払式支払手段サーバに記録したときは、発行者は、所定の方法により、番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。</p>

<p>4 加入者は、前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。</p> <p>(番号、記号その他の符号の取扱い)</p> <p>第23条 市長は、番号、記号その他の符号の取扱いについて別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。発行者が前払式支払方式を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(購入限度額)</p> <p>第24条 電子決済投票1回における車券の購入限度額は、前払式支払手段サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額から加入者が所定の方法により番号、記号その他の符号として記録する指示を行った金額を加えた額とする。ただし、1日に999万円を超えて購入することはできないものとする。</p> <p>(購入限度回数)</p> <p>第25条 電子決済投票による車券の購入限度回数は、1日に99回を超えることはできないものとする。</p> <p>(車券発売方法等)</p> <p>第26条 市長は、加入者から車券の申込みがあったときは、加入者番号、暗証番号及びパスワード並びに購入しようとする車券に係る競輪場の名称を確認の上、加入者に購入限度額を通知するとともに、加入者が購入しようとする車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、連勝式の組番号及び購入金額の申出を受けてこれを記録し、加入者の確認を受けた後、</p>	<p>前払式支払手段サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から当該車券の購入額に相当する額を差し引くことにより行う。</p> <p>(払戻金及び返還金の振込み等)</p> <p>第32条 第28条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、加入者が所定の方法により振替依頼を行った日（以下「振替依頼日」という。）に加入者の振替用口座に振り込むものとする。ただし、振替依頼日が当該振替用口座に係る金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により振替依頼日に振り込むことができない場合は、振替依頼日後の金融機関の直近の営業日に振り込むものとする。</p> <p>2 加入者が所定の方法により払戻金又は返還金を番号、記号その他の符号として記録する指示を行ったときは、その金額を1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して前払式支払手段サーバに記録するものとする。</p> <p>3 規則第80条の規定は、電子決済投票における払戻金及び返還金の交付については、適用しない。</p> <p>(番号、記号その他の符号の残数の確認)</p> <p>第33条 市長は、電子決済投票を実施する日における車券の購入において、加入者が前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号の残数を確認するものとする。</p> <p>(車券の閲覧)</p> <p>第34条 加入者は、市長が加入者に代わって受領した車券について、当該競走が実施された日から60日以内に限り閲覧できる。</p> <p>(異議の申立て)</p>
<p>当該申込みにした付した受付番号を加入者に通知し、その確認を得るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の受付番号の確認を得たときは、直ちに当該車券を発売するものとする。</p> <p>3 規則第74条の規定は、電子決済投票における車券購入方法については、適用しない。</p> <p>(投票の取消し及び変更)</p> <p>第27条 車券を発売した後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号（重勝式勝者投票法にあっては、組）、選手番号の組又は枠番号の組及び購入金額の変更をすることができない。</p> <p>(車券等の受領)</p> <p>第28条 発売した車券、払戻金又は返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。</p> <p>(代理人による購入等の禁止)</p> <p>第29条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。</p> <p>(受付の拒否)</p> <p>第30条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義のあるときその他これを受けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。</p> <p>(発売金の収納)</p> <p>第31条 車券の発売金の収納は、電子決済投票に係る車券の発売日に、</p>	<p>第35条 加入者は、当該加入者が行った電子決済投票に関し、当該競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができるものとする。</p> <p>(投票履歴の保存)</p> <p>第36条 市長は、第17条の規定により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第37条 市は、加入者の情報であって個人に関するものについて、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第38条 この規則に定めるもののほか、電子決済投票の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

広島市規則第33号

令和2年3月31日

広島市自転車競走キャッシュレス投票実施規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市自転車競走キャッシュレス投票実施規則

(趣旨)

第1条 広島市(以下「市」という。)が自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)に基づいて行う自転車競走に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの(以下「キャッシュレス投票端末機」という。)を使用した前払式支払手段(証票、電子機器その他の物に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、市長がその使用を認めたものをいう。以下同じ。)による勝者投票(以下「キャッシュレス投票」という。)の実施については、法、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)、広島市競輪条例(昭和27年広島市条例第64号。以下「条例」という。)及び広島市競輪実施規則(昭和38年広島市規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(キャッシュレス投票事務)

第2条 市長は、キャッシュレス投票を実施するため、市長が指定する競

輪場で開催される競走について、キャッシュレス投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務(以下「キャッシュレス投票事務」という。)を行う。

(キャッシュレス投票事務の委託)

第3条 市は、法第3条の規定により、キャッシュレス投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による事務の委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次条から第33条までの規定に準じて当該事務を実施しなければならない。

(キャッシュレス投票の方式)

第4条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「電子識別カード」という。)を使用して、市長又は前条第1項の規定による委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置(以下「キャッシュレス投票サーバ」という。)に車券の購入内容を入力する方式による。

(キャッシュレス投票契約)

第5条 キャッシュレス投票により車券を購入できる者(以下「加入者」という。)は、次の各号のいずれかの方式で市とキャッシュレス投票に関する契約(以下「キャッシュレス投票契約」という。)を締結した者とする。

(1) 窓口入金方式(キャッシュレス投票端末機を使用して車券の購入に充てる予定の金額(以下「購入予定金額」という。)を直接入金する

ことで番号、記号その他の符号を記録し精算する方式をいう。以下同じ。)

(2) 口座振替方式(キャッシュレス投票端末機を使用して口座振替により購入予定金額に応ずる番号、記号その他の符号を記録し精算する方式をいう。以下同じ。)

(募集)

第6条 市長は、新聞への掲載その他適切な方法により加入者を募集する。

2 加入者の募集人員は、市長が定める。

3 申込者が前項の募集人員を超えた場合は、抽選により加入者を決定する。

4 申込者は、所定の加入申込書に住民票の写しその他の申込者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。

5 新たに加入者となる申込者であって口座振替方式を利用しようとするものに係る確認行為は、市長が別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)において行うことができる。

6 市長は、キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、加入申込書を提出した加入者に貸与又は付与するものとする。

7 加入者は、電子識別カードを貸与又は付与された場合に、キャッシュレス投票端末機を使用して所定の方法によりキャッシュレス投票を行うことができる。

(加入者の欠格事項)

第7条 次に掲げる者は、加入者となることができない。

(1) 法第9条及び法第10条に規定する者

(2) 成年被後見人、被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 法に違反して罰金以上の刑に処せられた者

(4) 法人

(5) 市長が、場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反すると認める者

(6) 広島市暴力団排除条例(平成24年広島市条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団員等

(7) 規則第70条の2第1項又は第70条の3第2項の規定により入場を禁止された者

(加入者番号及び暗証番号)

第8条 キャッシュレス投票契約を締結したときは、市長は当該加入者の加入者番号を、当該加入者は自己の暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、電子識別カードを貸与又は付与した加入者が自己の暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は過失があった場合はこの限りでない。

(普通口座)

第9条 口座振替方式を利用する加入者は、指定金融機関に、市長が別に指定する日までにキャッシュレス投票のための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を開設しなければならない。

<p>2 指定金融機関は、加入者が普通口座を開設したときは、当該加入者の氏名及び当該普通口座の番号を市長に通知するものとする。</p> <p>(振替依頼)</p> <p>第10条 口座振替方式を利用する加入者は、購入予定金額を市の預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)を市長が別に定める日までに指定金融機関に提出しなければならない。</p> <p>2 指定金融機関は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市長に通知するものとする。</p> <p>(口座振替方式の利用開始期の通知)</p> <p>第11条 市長は、口座振替方式を利用する加入者が第9条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定金融機関が第9条第2項及び前条第2項の手続を完了したときは、遅滞なく、口座振替方式の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。</p> <p>(加入者台帳)</p> <p>第12条 市長は、次に掲げる事項を記載した加入者台帳を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 氏名、住所、性別及び生年月日</li> <li>(2) 電子メールアドレス</li> <li>(3) 勤務先の名称及び所在地</li> <li>(4) 自宅及び勤務先の電話番号</li> <li>(5) 加入者番号</li> <li>(6) 暗証番号</li> </ol>	<p>(車券)</p> <p>第16条 条例第4条に規定する市長が定める枚数は、10に正の整数を乗じて得た数に相当する枚数とする。</p> <p>2 前条の投票法により発売された車券には、本符及び原符を設けないものとし、加入者番号、購入日、競輪場番号、競走番号、勝者投票法の種類、組番、枚数等を記載する。</p> <p>(競走の指定)</p> <p>第17条 キャッシュレス投票を実施する競走は、市長が別に指定する。</p> <p>(車券発売の日時)</p> <p>第18条 キャッシュレス投票は、市長が別に定める日時に行う。</p> <p>(入金又は番号、記号その他の符号の記録)</p> <p>第19条 キャッシュレス投票における番号、記号その他の符号の記録は、次の各号に掲げる加入者の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 窓口入金方式を利用する加入者 購入予定金額の入金を申し出て、又はキャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を市の預金口座に直接入金することにより、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録する方法</li> <li>(2) 口座振替方式を利用する加入者 購入予定金額を普通口座から市の預金口座に振り替えることにより、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録する方法</li> </ol> <p>2 市の預金口座に入金され、又は振り替えられたキャッシュレス投票サーバに記録する購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 指定金融機関の名称(口座振替方式を利用する加入者に限る。)</li> <li>(8) 普通口座の番号(口座振替方式を利用する加入者に限る。)</li> <li>(9) キャッシュレス投票の利用開始年月日</li> <li>(10) その他必要な事項</li> </ol> <p>(解約)</p> <p>第13条 市長は、加入者が解約の申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なることが発見されたとき。</li> <li>(2) 第7条第1号から第3号まで、第5号又は第6号のいずれかに該当したとき。</li> <li>(3) その他市長が加入者として不適当であると認めたとき。</li> </ol> <p>2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された者は、貸与又は付与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。</p> <p>(加入者投票履歴)</p> <p>第14条 市長は、加入者ごとに、次に掲げる事項を記載した投票履歴を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加入者番号</li> <li>(2) キャッシュレス投票の利用年月日</li> <li>(3) 車券の購入内容</li> </ol> <p>(勝者投票法)</p> <p>第15条 勝者投票法は、連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法の3種とする。</p>	<p>の符号として換算して記録するものとする。</p> <p>3 加入者が購入予定金額を番号、記号その他の符号としてキャッシュレス投票サーバに記録したときは、市長は、所定の方法により、番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。</p> <p>4 加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。</p> <p>(番号、記号その他の符号の取扱い)</p> <p>第20条 市長は、番号、記号その他の符号の取扱いについて別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。市長が前払式支払方式を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(購入限度額)</p> <p>第21条 窓口入金方式を利用する加入者のキャッシュレス投票1回における車券の購入限度額は、キャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じた額とする。ただし、1日に999万円を超えて購入することはできないものとする。</p> <p>2 前項の規定は、口座振替方式を利用する加入者の車券の購入限度額について準用する。</p> <p>(購入限度回数)</p> <p>第22条 キャッシュレス投票による車券の購入限度回数は、1日に99回を超えることはできないものとする。</p>

(車券発売方法等)

第23条 市長は、加入者から車券の申込みがあったときは、加入者番号及び暗証番号並びに購入しようとする車券に係る競輪場の名称を確認の上、加入者に購入限度額を通知するとともに、加入者が購入しようとする車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、連勝式の組番号及び購入金額の申出を受けてこれを記録し、加入者の確認を受けた後、当該申込みに付した受付番号を加入者に通知し、その確認を得るものとする。

2 市長は、前項の受付番号の確認を得たときは、直ちに当該車券を発売するものとする。

3 規則第74条の規定は、キャッシュレス投票における車券購入方法については、適用しない。

(投票の取消し及び変更)

第24条 車券を発売した後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号(重勝式勝者投票法にあっては、組)、選手番号の組又は枠番号の組及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第25条 発売した車券、払戻金又は返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第26条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行つてはならない。

(受付の拒否)

第27条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義のあるときその他これを受けることが不相当であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第28条 車券の発売金の収納は、キャッシュレス投票に係る車券の発売日に、キャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から当該車券の購入額に相当する額を差し引くことにより行う。

(払戻金及び返還金の番号、記号その他の符号の記録等)

第29条 第25条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 前項の払戻金又は返還金の精算は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 加入者がキャッシュレス投票端末機で精算指示を行った日(以下「精算指示日」という。)にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算する方法
- (2) 口座振替方式を利用する加入者が所定の方法により精算指示日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算する方法

(車券の閲覧)

第30条 加入者は、市長が加入者に代わって受領した車券について、当該競走が実施された日から60日以内に限り閲覧できる。

(異議の申立て)

第31条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票履歴の保存)

第32条 市長は、第14条の規定により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(個人情報の保護)

第33条 市は、加入者の情報であつて個人に関するものについて、広島市個人情報保護条例(平成16年広島市条例第4号)の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(委任規定)

第34条 この規則に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第39号

令和2年3月31日

児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 児童福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

- 11 被措置者等(障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置されている障害児に限る。)が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該被措置者等に係る費用徴収月額は、零とする。

別表第4備考の8中「児童の」を「児童、乳児院に入所している乳幼児及び児童養護施設に入所している児童の」に改め、同表備考の9中「まで」の右に「及び備考の11」を加え、「準用する」の右に「。この場合において、別表第1備考の11中「障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置されている」とあるのは「障害児通所支援の提供を受けている」と、「費用徴収月額」とあるのは「費用徴収額」と読み替えるものとする」を加え、同表中備考の9を備考の11とし、備考の8

の次に次のように加える。

9 障害児通所支援に係る費用徴収額は、C1階層及びC2階層並びにD1階層からD14階層までの税額等による階層区分の者であつて、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者（備考の10の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの費用徴収額とする。

Table with 2 columns: Description of child category and Fee collection amount per child.

10 障害児通所支援に係る費用徴収額は、C2階層及びD1階層

からD14階層までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行つた月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行つた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の児童福祉法施行令第24条第4号に規定する市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの費用徴収額とする。

Table with 2 columns: Description of child category and Fee collection amount per child.

Table with 2 columns: Description of child category and Fee collection amount per child.

第2条 児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「20歳未満の」を削り、「被措置者等（」の右に「障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置されている障害児及び」を加え、「若しくは母子保護の実施を受けている者」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に措置されている障害児又はその扶養義務者 別表第2に定める額

第9条第1項中「所得税額及び」を削り、同条第2項を削る。

別表第1の備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

Table with 4 columns: Category, Description, Fee collection amount for residential facilities, and Fee collection amount for day care facilities.

D15	1,426,501円以上	被措置者等に係る費用の支弁額（被措置者等から徴収することが適当でないと市長が認める経費を除く。以下「支弁額」という。）
-----	--------------	---

35万円をそれぞれ控除するものと」を削り、同表備考の8中「この表」を「別表第2」に、「同表」を「この表」に改め、同表備考の10中「第6条第1項第1号に規定する者に係る」と及び「し、同項第2号に規定する者に係る費用徴収月額が、支弁額から同項第3号に規定する者に係る費用徴収月額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を費用徴収月額と」を削り、同表備考の11を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

各月初日の被措置者等の属する世帯の階層区分		費用徴収月額	
		入所施設等	
A	被保護世帯等	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	2,200円	
D1	A階層及び	12,000円以下	3,300円
D2	C階層を除	12,001円～ 30,000円	9,000円
D3	き、当該年	30,001円～ 60,000円	13,500円
D4	度分の市町	60,001円～ 96,000円	18,700円
D5	村民税の課	96,001円～ 189,000円	29,000円
D6	税世帯であ	189,001円～ 277,000円	41,200円
D7	つて、その	277,001円～ 348,000円	54,200円
D8	所得割の額	348,001円～ 465,000円	68,700円
D9	の区分が次	465,001円～ 594,000円	85,000円
D10	の区分に該	594,001円～ 716,000円	102,900円
D11	当する世帯	716,001円～ 864,000円	122,500円
D12		864,001円～1,056,000円	143,800円
D13		1,056,001円～1,238,000円	166,600円
D14		1,238,001円～1,439,000円	191,200円
D15		1,439,001円以上	支弁額

別表第1備考の1中「C1階層」を「C階層」に、「C1・C2階層」を「D1階層からD15階層まで」に改め、「同項第9号に規定する扶養親族のうち、16歳未満の者を同法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族と、16歳以上19歳未満の者を同号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用する。この場合において」を削り、同表備考の3を次のように改める。

3 所得割を計算する場合には、被措置者等及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算する。

別表第1備考の4中「障害児入所施設」を削り、「里親及び指定発達支援医療機関」を「及び里親」に改め、同表備考の5中「（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る被措置者等の扶養義務者を除く。備考の6において同じ。）」を削り、「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に改め、同表備考の6中「C1階層及びC2階層」を「D1階層からD15階層まで」に、「山林所得金額から、備考の5の(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円」を「山林所得金額の合計から、備考の5の(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円」に改め、「し、この表のD1階層からD14階層までにおける所得税の額を計算する場合においては、その者に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考の5の(1)又は(3)に該当する者にあつては27万円を、備考の5の(2)に該当する者にあつては

備考

- この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
  - 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
  - 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号

に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表における「入所施設等」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関をいう。

4 被措置者等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該被措置者等に係る費用徴収額は、零とする。

5 別表第1の備考の7及び備考の10の規定は、この表に定める費用徴収額について準用する。

別表第3の備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

各月初日の被措置者等の属する世帯の階層区分		費用徴収日額
A	被保護世帯等	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	1,000円
D 1	A階層及び 9,000円以下	
D 2	C階層を除 9,001円～ 27,000円	

D 3	き、当該年	27,001円～	57,000円	2,000円
D 4	度分の市町	57,001円～	81,000円	
D 5	村民税の課	81,001円～	93,000円	
		93,001円～	177,300円	
D 6	税世帯であ	177,301円～	258,100円	
D 7	つて、その	258,101円～	348,100円	
D 8	所得割の額	348,101円～	456,100円	
D 9	の区分が次	456,101円～	583,200円	
D 1 0	の区分に該	583,201円～	704,000円	
D 1 1	当する世帯	704,001円～	852,000円	
D 1 2		852,001円～	1,044,000円	
D 1 3		1,044,001円～	1,225,500円	
D 1 4		1,225,501円～	1,426,500円	
D 1 5		1,426,501円以上	支弁額	

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第6条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分	上限月額	費 用 徴 収 額				
		障害児通 所支援1 日当たり	居 宅 介 護、同行 介護30 分当たり	重度訪問 介護及び 行動援護 30分当 たり	短期入所 1日当た り	
A	生活保護法による被保護者又は支援給付を受けている者	0円	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分（4月から6月までの間における費用徴収額の算定に当たっては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	1,100円	100円	50円	50円	100円
D 1	A階層及び 12,000円以下	1,600円	200円	100円	100円	200円
D 2	びC階層 12,001円～ 30,000円	2,200円	300円	150円	150円	300円
D 3	を除き、 30,001円～ 60,000円	3,300円	400円	200円	200円	400円
D 4	当該年度 60,001円～ 96,000円	4,600円	500円	250円	250円	600円
D 5	分の市町 96,001円～ 189,000円	7,200円	700円	300円	300円	1,000円
D 6	村民税の 189,001円～ 277,000円	10,300円	1,000円	400円	400円	1,400円
D 7	課税世帯 277,001円～ 348,000円	13,500円	1,300円	500円	500円	1,800円
D 8	であつ 348,001円～ 465,000円	17,100円	1,700円	600円	600円	2,300円
D 9	て、その 465,001円～ 594,000円	21,200円	2,100円	800円	800円	2,800円
D 1 0	所得割の 594,001円～ 716,000円	25,700円	2,500円	1,000円	1,000円	3,400円
D 1 1	額の区分 716,001円～ 864,000円	30,600円	3,000円	1,200円	1,200円	4,100円
D 1 2	が次の区 864,001円～1,056,000円	35,900円	3,500円	1,400円	1,400円	4,800円
D 1 3	分に該当 1,056,001円～1,238,000円	41,600円	4,000円	1,600円	1,600円	5,500円
D 1 4	する世帯 1,238,001円～1,439,000円	47,800円	4,600円	1,900円	1,900円	6,400円
D 1 5	1,439,001円以上	支弁額	支弁額	支弁額	支弁額	支弁額

別表第4備考の3中「又は所得税」を削り、同表備考の5中「当該扶養義務者に係る税額等による階層区分に応じた別表第1に掲げる通所施設等に係る費用徴収額を上限とする。この場合において、同表中「1,100円」とあるのは「2,200円」と、「1,600円」とあるのは「3,300円」を「当該被措置者等が、障害児通所支援又は障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供を受けた場合にあってはこの表の上限月額欄に掲げる額を、障害福祉サービスの提供を受けた場合にあっては当該扶養義務者に係る次の表の左欄に掲げる税額等による階層区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を上限」に改め、同表備考の5に次の表を加える。

税額等による階層区分	上限月額
A	0円
B	0円
C	2,200円
D1	3,300円
D2	4,500円
D3	6,700円
D4	9,300円
D5	14,500円
D6	20,600円
D7	27,100円
D8	34,300円
D9	42,500円
D10	51,400円
D11	61,200円
D12	71,900円
D13	83,300円
D14	95,600円
D15	支弁額

別表第4備考の9中「C1階層」を「C階層」に改め、「C2階層並びに」を削り、「D14階層」を「D15階層」に改め、同表備考の10中「C2階層」を「C階層」に、「D14階層」を「D15階層」に改め、同表備考の11中「別表第1の備考の1から備考の3まで及び備考の11」を「別表第2の備考の1、備考の2及び備考の4」に、「別表第1備考の11」を「別表第2備考の4」に、「障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に措置されている」を「被措置者等が」に、「障害児通所支援の提供を受けている」を「被措置者等（障害児通所支援の提供を受けている障害児に限る。）が」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の児童福祉法に基づく措置等に関する規則（以下「第1条改正規則」という。）別表第1備考の11及び別表第4備考の11の規定は、令和元年10月1日以後の児童福祉施設への入所その他の措置（以下「措置」という。）に要した費用の徴収について適

用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

- 第1条改正規則別表第4備考の8から備考の10までの規定は、第1条の規定の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の児童福祉法に基づく措置等に関する規則（以下「第2条改正規則」という。）第9条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の措置に係る書類の提出について適用し、施行日前の措置に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続き措置を受けている者（障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に入所している障害児又は障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を受けている障害児に限る。）であって第2条改正規則別表第2又は別表第4の規定の適用を受けないものに係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 第2条改正規則別表第1から別表第4までの規定は、施行日以後の措置に要する費用の徴収について適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 令和元年7月1日前から引き続き措置を受けている者又はその扶養義務者に対する第2条改正規則別表第1備考の1の規定の適用については、同表備考の1中「場合には」とあるのは、「場合には、同項第9号に規定する扶養親族のうち、16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族と、16歳以上19歳未満の者を同

号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用する。この場合において」とする。

- 附則第6項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者に係る施行日以後の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
  - 令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者（障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に入所している障害児又は障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を受けている障害児に限る。）
  - 施行日以後の各年の7月1日（以下「基準日」という。）において第2条改正規則別表第2又は別表第4の規定を適用した場合に基準日の属する月の前月の措置に要する費用の徴収に係る額に比して当該基準日以後の措置に要する費用の徴収に係る額が増加することとなるもの（当該基準日において第2条の規定による改正前の児童福祉法に基づく措置等に関する規則別表第2又は別表第4の規定を適用した場合に当該基準日の属する月の前月の措置に要する費用の徴収に係る額に比して当該基準日以後の措置に要する費用の徴収に係る額が増加することとなる者を除く。）
  - 基準日の属する月の前月において第2条改正規則別表第2又は別表第3の規定の適用を受けない者

広島市規則第35号

令和2年3月31日

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和62年広島市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条第2項」を「法第18条第2項」に改める。

第6条第3項中「所得税額及び」を削る。

別表第2の備考以外の部分を次のように改める。

別表第2備考の1中「又は所得税」を削り、同表備考の3ただし書中「均等割又は所得割の額の計算においては」及び「とし、所得割の額の計算においては、同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族のうち、16歳未満の者を同法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族と、16歳以上19歳未満の者を同号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用し、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないもの」を削り、同表備考の4を次のように改める。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第1号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第6

別表第2（第3条関係）

Table with columns: 税額等による階層区分, 費用徴収額(月額), 入所等支援の提供を受けた場合, 通所等支援の提供を受けた場合. Rows include categories A through D16 with corresponding tax amounts.

7号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- (4) 地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第3の備考以外の部分を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

税額等による階層区分		上限月額	費用徴収額				
			居宅介護 及び同行 介護30 分当たり	重度訪問 介護30 分当たり	短期入所 1日当た り	共同生活 援助1月 当たり	
A	被保護者等	0円	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0円	0円	0円	0円	0円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	1,100円	50円	50円	100円	1,100円	
D1	A階層及	12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D2	びC階層	12,001円～ 30,000円	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D3	を除き、	30,001円～ 60,000円	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D4	当該年度	60,001円～ 96,000円	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D5	分の市町	96,001円～ 189,000円	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D6	村民税の	189,001円～ 277,000円	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円
D7	課税世帯	277,001円～ 348,000円	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D8	であつ	348,001円～ 465,000円	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D9	て、その	465,001円～ 594,000円	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円
D10	所得割の	594,001円～ 716,000円	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D11	額の区分	716,001円～ 864,000円	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D12	が次の区	864,001円～1,056,000円	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円
D13	分に該当	1,056,001円～1,238,000円	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D14	する世帯	1,238,001円～1,439,000円	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
D15	1,439,001円以上		支弁額	支弁額	支弁額	支弁額	支弁額

こととなる者を除く。)

(3) 基準日の属する月の前月において改正後の別表第2又は別表第3の規定の適用を受けない者

附 則

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第6条第3項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の障害福祉サービスの提供に係る措置その他の措置(以下「措置」という。)に係る書類の提出について適用し、施行日前の措置に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者であつて改正後の別表第2又は別表第3の規定の適用を受けないものに係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の措置に要する費用の徴収について適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者に係る施行日以後の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
  - 令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者
  - 施行日以後の各年の7月1日(以下「基準日」という。)において改正後の別表第2又は別表第3の規定を適用した場合に基準日の属する月の前月の措置に要する費用の徴収に係る額に比して当該基準日以後の措置に要する費用の徴収に係る額が増加することとなる者(当該基準日において改正前の別表第2又は別表第3の規定を適用した場合に当該基準日の属する月の前月の措置に要する費用の徴収に係る額に比して当該基準日以後の措置に要する費用の徴収に係る額が増加する

広島市規則第36号

令和2年3月31日

知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 貴

知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

第7条第3項中「所得税額及び」を削る。

別表第2の備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

税 額 等 による 階 層 区 分		費用徴収額（月額）	
		入所等支援の提供を受けた場合	通所等支援の提供を受けた場合
A	被保護者等	0円	0円
B	当該年度分（4月から6月までの間における費用徴収額の算定に当たっては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ	2,200円	1,100円
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その額が次の区分に該当する世帯		
D1	12,000円以下	3,300円	1,600円
D2	12,001円～ 30,000円	4,500円	2,200円
D3	30,001円～ 60,000円	6,700円	3,300円
D4	60,001円～ 96,000円	9,300円	4,600円
D5	96,001円～ 189,000円	14,500円	7,200円
D6	189,001円～ 277,000円	20,600円	10,300円
D7	277,001円～ 348,000円	27,100円	13,500円
D8	348,001円～ 465,000円	34,300円	17,100円
D9	465,001円～ 594,000円	42,500円	21,200円
D10	594,001円～ 716,000円	51,400円	25,700円
D11	716,001円～ 864,000円	61,200円	30,600円
D12	864,001円～1,056,000円	71,900円	35,900円
D13	1,056,001円～1,238,000円	83,300円	41,600円
D14	1,238,001円～1,439,000円	95,600円	47,800円
D15	1,439,001円以上	支弁額	支弁額

7号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- (4) 地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第3の備考以外の部分を次のように改める。

別表第2備考の1中「又は所得税」を削り、同表備考の3ただし書中「均等割又は所得割の額の計算においては」及び「とし、所得割の額の計算においては、同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族のうち、16歳未満の者を同法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族と、16歳以上19歳未満の者を同号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用し、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないもの」を削り、同表備考の4を次のように改める。

- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
- (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第1号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第6

別表第3（第4条関係）

税 額 等 による 階 層 区 分		上限月額	費用徴収額				
			居宅介護及び行動支援30分当たり	重度訪問介護30分当たり	短期入所1日当たり	共同生活援助1月当たり	
A	被保護者等	0円	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	0円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ	1,100円	50円	50円	100円	1,100円	
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その額が次の区分に該当する世帯						
D1	12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円	
D2	12,001円～ 30,000円	2,200円	150円	150円	300円	2,200円	
D3	30,001円～ 60,000円	3,300円	200円	200円	400円	3,300円	
D4	60,001円～ 96,000円	4,600円	250円	250円	600円	4,600円	
D5	96,001円～ 189,000円	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円	
D6	189,001円～ 277,000円	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円	
D7	277,001円～ 348,000円	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円	
D8	348,001円～ 465,000円	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円	
D9	465,001円～ 594,000円	21,200円	800円	800円	2,900円	21,200円	
D10	594,001円～ 716,000円	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円	
D11	716,001円～ 864,000円	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円	
D12	864,001円～1,056,000円	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円	
D13	1,056,001円～1,238,000円	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円	
D14	1,238,001円～1,439,000円	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円	
D15	1,439,001円以上	支弁額	支弁額	支弁額	支弁額	支弁額	

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の障害福祉サービスの提供に係る措置その他の措置（以下「措置」という。）に係る書類の提出について適用し、施行日前の措置に係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者であって改正後の別表第2又は別表第3の規定の適用を受けないものに係る書類の提出については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の措置に要する費用の徴収について適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者に係る施行日以後の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
  - (1) 令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者
  - (2) 施行日以後の各年の7月1日（以下「基準日」という。）において改正後の別表第2又は別表第3の規定を適用した場合に基準日の属する月の前月の措置に要する費用の徴収に係る額に比して当該基準日以後の措置に要する費用の徴収に係る額が増加することとなる者（当該基準日において改正前の別表第2又は別表第3の規定を適用した場合に当該基準日の属する月の前月の措置に要する費用の徴収に係る額に比して当該基準日以後の措置に要する費用の徴収に係る額が増加することとなる者を除く。）
  - (3) 基準日の属する月の前月において改正後の別表第2又は別表第3の規定の適用を受けない者

広島市規則第37号

令和2年3月31日

広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則

広島市精神障害者入院措置等に関する規則（平成8年広島市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 措置入院者及びその扶養義務者の入院措置のあった月の属する年度（当該入院措置のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額の合計額が56万4,000円を超えないとき。ただし、所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
  - ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定す

る扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

イ 措置入院者又はその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ウ 措置入院者又はその扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるところとする。

(7) 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規

定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

- (4) (7)に該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第3条第1項第2号の規定は、令和元年6月1日以後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院措置（以下「入院措置」という。）に要した費用の徴収について適用し、同日前の入院措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者であって、同日において改正後の第3条第1項第2号の規定を適用した場合に新たに入院措置に係る費用の徴収が生ずることとなるものに係る令和元年6月分の入院措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 附則第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者に係る令和元年7月1日以後の入院措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
  - 令和元年6月1日前から引き続き措置を受けている者
  - 令和元年以後の各年の7月1日（以下「基準日」という。）におい

て改正後の第3条第1項第2号の規定を適用した場合に新たに入院措置に係る費用の徴収が生ずることとなる者（基準日において改正前の同号の規定を適用した場合に新たに入院措置に係る費用の徴収が生ずることとなる者を除く。）

- (3) 基準日の属する月の前月において改正後の第3条第1項第2号の規定の適用を受けない者
- 附則第2項の規定にかかわらず、令和元年6月1日からこの規則の施行の日までの間に新たに入院措置を受けた者であって、改正後の第3条第1項第2号の規定を適用した場合に新たに当該入院措置に係る費用の徴収が生ずることとなるものに係る同月からこの規則の施行の日の属する月までの間における当該入院措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

広島市規則第38号

令和2年3月31日

広島市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

広島市毒物及び劇物取締法施行細則（平成20年広島市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和26年広島県規則第71号」の右に「。以下「県規則」という。」を加える。

第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条第2号中「第2条各項各号」を「第3条各項各号」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条第1項中「広島市保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（登録簿の送付等）

- 第2条 広島市保健所長（以下「保健所長」という。）は、県規則第3条第1項の規定による依頼を受けたときは、同項の登録簿のうち当該依頼に係る者に関する部分を広島県知事に送付するものとする。
- 保健所長は、県規則第3条第2項の規定による登録簿の送付を受けたときは、当該登録簿に係る者に新たな登録票を交付するものとする。

- 県規則第3条第1項の規定による登録票の交付を受けた者は、速やかに、従前の登録に係る登録票を保健所長に返納しなければならない。附則第2項中「毒物及び劇物取締法施行細則」を「県規則」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市規則第39号

令和2年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和33年広島市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の5の表常時介護を要する状態の項中「16万5,150円」を「16万6,950円」に、「7万790円」を「7万2,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万2,580円」を「8万3,480円」に、「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条の2の5の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

磁器くず・産業廃棄物処理物・特別管理産業廃棄物（廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性産業廃棄物・特定有害産業廃棄物（汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ））

- (5) 申請年月日
令和2年2月14日

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所4階環境局業務部産業廃棄物指導課）
(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号（広島市安佐北区役所2階 安佐北区市民部政調整課）
(3) 広島市安佐北区大林町字人甲6番1（申請者の事務所）

3 縦覧の期間及び時間

令和2年3月2日から同年4月1日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時00分まで

4 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。

- (1) 提出期限
令和2年4月15日
(2) 提出先
広島市長（提出窓口：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課）
(3) 記載すべき事項（すべて日本語で記載してください。）
ア 提出者の氏名及び住所
イ 対象事業の名称（上記1(1)から(3)までの事項）
ウ 生活環境保全上の見地からの意見



広島市告示第82号

令和2年3月2日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定により産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 申請内容

- (1) 申請者
株式会社山陽レック 代表取締役 中川 明雄
(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
広島市安佐北区大林町字人甲6番1
(3) 産業廃棄物処理施設の種類
焼却施設
(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶

広島市告示第83号

令和2年3月2日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第8条第4項の規定により一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 申請内容

- (1) 申請者
株式会社山陽レック 代表取締役 中川 明雄
(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
広島市安佐北区大林町字人甲6番1
(3) 一般廃棄物処理施設の種類
焼却施設
(4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ
(5) 申請年月日
令和2年2月14日

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所4階環境局施設部工務課）
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号（広島市安佐北区役所2階 市民部政調整課）
- (3) 広島市安佐北区大林町字人甲6番1（申請者の事務所）

3 縦覧の期間及び時間

令和2年3月2日から令和2年4月1日までの午前8時30分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 意見書の提出

この一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。

(1) 提出期限

令和2年4月15日

(2) 提出先

広島市長（提出窓口：広島市環境局施設部工務課）

(3) 記載すべき事項（全て日本語で記載してください。）

ア 提出者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称（上記1(1)から(3)までの事項）

ウ 生活環境保全上の見地からの意見

広島市告示第84号

令和2年3月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年3月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
有限会社ひろちゃん	ウーバーケア 広島店	広島市西区三滝町6番1号 サンセリテM1階	訪問介護
株式会社生活Labo	アプローチ訪問看護ステーション	広島市安芸区矢野東四丁目5番5-101号	訪問看護及び介護予防訪問看護

広島市告示第85号

令和2年3月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和2年3月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
特定非営利活動法人シンフォニー	ケアセンター どれみ	広島市東区戸坂くるめ木一丁目4番33-301号	居宅介護支援

広島市告示第86号

令和2年3月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和2年3月1日

広島市長 松井一實

開設者	施設		サービスの種類
名称	名称	所在地	
有限会社ひろちゃん	ウーバーケア 広島店	広島市西区三滝町6番1号 サンセリテM1階	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社百合花	百合花デイサービス	広島市中区広瀬北町8番18号	1日型デイサービス
浅数興産有限公司	リハビリデイサロン満天	広島市南区松川町6番16号第3佐野ビル101号	1日型デイサービス
社会福祉法人エフアイジイ福祉会	デイサービスセンターチェリーゴード	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘20番2号	1日型デイサービス

広島市告示第87号

令和2年3月2日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、第49条の4第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	適応災害
SunSun保育園	広島市安佐南区中筋二丁目8-1	土砂災害、高潮、洪水（2階以上）
白木中学校	広島市安佐北区白木町大字市川1428	地震

広島市告示第88号

令和2年3月2日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、第49

条の6第2項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實  
記

名称	所在地	取り消した 適応災害
高南小学校	広島市安佐北区白木町大字秋山1188	土砂災害
安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579-3	土砂災害
小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217-2	土砂災害

広島市告示第89号  
令和2年3月2日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項において準用する第49条の4第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實  
記

名称	所在地
白木中学校	広島市安佐北区白木町大字市川1428

広島市告示第90号  
令和2年3月2日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定により準用される第49条の6第1項に基づき指定避難所の指定を取り消したので、第49条の7第2項の規定に準用される第49条の6第2項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實  
記

名称	所在地
高南小学校	広島市安佐北区白木町大字秋山1188

広島市告示第91号  
令和2年3月5日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 フレスタ中筋店
  - (2) 所在地 広島市安佐南区中筋四丁目125番2
- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NTT西日本アセット・プランニング  
代表取締役 松本 順一  
大阪市中央区今橋二丁目5番8号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社フレスタ  
代表取締役 宗兼 邦夫  
広島市西区横川町三丁目2番36号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年11月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,219平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
36台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
35台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
17立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 開店時刻：午前9時
    - イ 閉店時刻：午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和2年2月28日
- 9 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部市政振興課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和2年3月5日から令和2年7月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の

日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年7月6日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第92号

令和2年3月5日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課及び安佐北区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧期間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市告示第93号

令和2年3月5日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、広島市市営舟入町第一駐車場の休止を定めた令和2年1月21日付け広島市告示第23号を次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

表広島市市営舟入町第一駐車場の項中「令和2年3月10日（火）午後5時まで」を「令和2年3月5日（木）正午まで」に改める。

広島市告示第94号

令和2年3月5日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
コトブキ調剤薬局 広島日赤前店	広島市中区千田町一丁目6-10	令和2年2月1日	令和8年1月31日
ひろしま下肢静脈瘤クリニック	広島市南区京橋町1-2新京橋ビル7階2号	令和2年2月1日	令和8年1月31日
阪神調剤薬局 広本店	広島市南区出汐一丁目4-6Nコート101号	令和2年2月1日	令和8年1月31日
パール薬局 中筋店	広島市安佐南区中筋四丁目13-15 1F	令和2年3月1日	令和8年2月28日

広島市告示第95号

令和2年3月5日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第96号

令和2年3月6日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地及び家屋に関する令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 縦覧期間

令和2年4月1日（水）から同月30日（木）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）。

ただし、令和元年11月5日付け広島市告示第304号により令和2年度の固定資産税の第1期の納期限が延長される者については、別途広島市告示で定める期日までとします。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

3 縦覧場所

固定資産（土地又は家屋）の所在地により、次のとおりとします。

ただし、上記1のただし書に規定する別途広島市告示で定める期日が、令和2年5月1日以降の日である場合には、令和2年5月1日以降の縦覧は、各市税事務所又は各税務室においてのみ行います。

なお、出張所においては、各出張所の所管区域内の土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所
中区	中央市税事務所 (中区国泰寺町一丁目4番21号)
東区	東部市税事務所 (東区役所内) (東区東蟹屋町9番38号)
	温品出張所 (東区温品五丁目1番18号)
南区	中央市税事務所 (中区役所内) (中区国泰寺町一丁目4番21号)
	南税務室 (南区役所内) (南区皆実町一丁目5番44号)
西区	西部市税事務所 (西区役所内) (西区福島町二丁目2番1号)
安佐南区	北部市税事務所 (安佐南区役所内) (安佐南区古市一丁目3番14号)
	佐東出張所 (安佐南区緑井六丁目29番28号)
	祇園出張所 (安佐南区祇園二丁目48番7号)
	沼田出張所 (安佐南区伴東七丁目64番8号)
安佐北区	北部市税事務所 (安佐南区役所内) (安佐南区古市一丁目3番14号)
	安佐北税務室 (安佐北区役所内) (安佐北区可部四丁目13番13号)
	白木出張所 (安佐北区白木町大字秋山2391番地の4)
	高陽出張所 (安佐北区深川五丁目13番7号)
	安佐出張所 (安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1)
安芸区	東部市税事務所 (東区役所内) (東区東蟹屋町9番38号)
	安芸税務室 (安芸区役所内) (安芸区船越南三丁目4番36号)
	中野出張所 (安芸区中野三丁目20番9号)
	阿戸出張所 (安芸区阿戸町6257番地の2)
	矢野出張所 (安芸区矢野東五丁目7番18号)
佐伯区	西部市税事務所 (西区役所内) (西区福島町二丁目2番1号)
	佐伯税務室 (佐伯区役所内) (佐伯区海老園二丁目5番28号)
	湯来出張所 (佐伯区湯来町大字和田166番地)

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人(縦覧できるのは、その土地の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。)

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人(縦覧できるのは、その家屋の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。)

※ なお、上記の人の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市告示第97号

令和2年3月9日

広島市荒下土地区画整理組合の事業計画の変更認可申請に係る事業計画を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第20条第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、この事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、広島市長に意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

1 縦覧期間

令和2年3月11日から令和2年3月24日まで(2週間)(土曜日及び日曜日も縦覧しています。)

2 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局指導部宅地開発指導課(市役所本庁舎6階)

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第98号

令和2年3月9日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の定款変更を令和2年3月9日付けで認可したので、同法第30条第3項の規定により公告します。

広島市長 松井一實

広島市告示第99号

令和2年3月9日

広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)第18条の2第1項の規定に基づき、同条例第36条の2第1項、第4項、第5項及び第8項に規定する個人の市民税の申告に関する期限のうち、その期限が令和2年3月16日であるものについては、その期限を令和2年4月16日まで延長する。

広島市長 松井一實

広島市告示第100号

令和2年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第101号

令和2年3月12日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和元年11月5日付け広島市告示第304号において、別途広島市告示で定めることとされている期日については、その期限（法人の市民税に関するものを除く。）が令和元年10月12日から令和2年3月30日までの間に到来するものについて、令和2年3月31日とする。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第102号

令和2年3月17日

令和2年4月1日をもって、広島市収納代理金融機関の指定に関する告示（昭和60年広島市告示第126号）別表全店舗の欄中「株式会社商工組合中央金庫」を削る。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第103号

令和2年3月17日

令和2年4月1日をもって、広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示（昭和60年広島市告示第127号）別表全店舗の欄中「株式会社商工組合中央金庫」を削る。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第104号

令和2年3月17日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(2工区)  
広島市東区牛田早稲田三丁目9番130
- 2 開発面積  
(2工区)  
7,736.13㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区国泰寺町二丁目4番7号  
株式会社トータテ都市開発  
代表取締役 川西 祐二

4 検査済証交付年月日  
令和2年3月17日

広島市告示第105号

令和2年3月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
医療法人社団 正岡病院	広島市中区猫屋町4-6	令和2年3月1日	令和8年2月28日
本通眼科	広島市中区本通7-25高橋ビル1F	令和2年3月1日	令和8年2月28日
かりん薬局	広島市中区千田町一丁目7-11	令和2年3月1日	令和8年2月28日
コスモス薬局 小網町店	広島市中区堺町二丁目6-11-3	令和2年3月1日	令和8年2月28日
有限会社 有朋堂薬局	広島市東区戸坂出江一丁目1-5	令和2年3月1日	令和8年2月28日
すぐる歯科	広島市南区京橋町6-5 2階	令和2年3月4日	令和8年3月3日
アイリス歯科	広島市安芸区矢野東二丁目23-15	令和2年3月1日	令和8年2月28日

広島市告示第106号

令和2年3月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日
ニチイケアセンター 幟町	広島市中区上幟町1-14コーポ 西縮景園101号室	令和元年10月15日
居宅介護支援事業所 あいりす	広島市中区吉島東一丁目4-12	平成27年6月1日
株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・広島中央事業所	広島市中区広瀬北町4-9グロワール広瀬303	令和元年11月1日

齋内科	広島市中区立町4-21	令和2年1月1日
ニチイケアセンター 矢賀訪問看護ステーション	広島市東区矢賀二丁目8-19	令和元年10月1日
広島市牛田・早稲田 地域包括支援センター	広島市東区牛田本町五丁目1-2 7階	平成30年2月27日
訪問介護事業所ポケット	広島市安佐南区相田二丁目4-27	平成31年4月1日
沼田スマイル薬局	広島市安佐南区伴中央四丁目7-8	令和2年2月1日
すみれ歯科クリニック	広島市安佐南区八木二丁目6-39-7	平成31年4月1日
医療法人社団博寿会 山下歯科クリニック	広島市安佐北区口田一丁目15-6	令和2年1月15日
のぞみ整形外科ヒロシマ	広島市佐伯区利松三丁目6-30	令和2年4月1日

広島市告示第107号

令和2年3月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定介護機関 略

広島市告示第108号

令和2年3月18日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市西区井口四丁目の31番1、31番2の一部及び31番4の一部
- 開発面積  
13,564.78㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区商工センター八丁目9番55号  
パナソニックホームズ株式会社  
支配人 三苦 康浩
- 検査済証交付年月日  
令和2年3月18日

広島市告示第109号

令和2年3月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
広島マーククリニック	広島市中区大手町二丁目1-4 広島本通マークビル3F	令和2年3月11日	令和8年3月10日
はしがみ心療内科クリニック	広島市中区八丁堀1-12マスキ八丁堀ビル3F	令和2年3月1日	令和8年2月28日
つつじ薬局	広島市東区東蟹屋町7-32山長ビル1F	令和2年3月1日	令和8年2月28日
さとう内科循環器科	広島市安佐南区緑井五丁目9-9	令和2年3月9日	令和8年3月8日

広島市告示第110号

令和2年3月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 供用を開始する年月日  
令和2年3月20日
- 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	五日市一丁目の一部	分流
	南区	比治山町の一部	合流
汚水を排除	安佐南区	川内六丁目、上安二丁目及び安東三丁目の各一部	分流
	安佐北区	小河原町、可部町及びあさひが丘一丁目の各一部	
	佐伯区	五日市町、八幡一丁目及び八幡三丁目の各一部	

雨水を排除	南区	向洋大原町の一部
	安佐南区	緑井八丁目の一部

広島市告示第111号

令和2年3月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和2年3月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
南区	比治山町の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安佐南区	川内六丁目、上安二丁目及び安東三丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	小河原町、可部町及びあさひが丘一丁目の各一部	
佐伯区	五日市町、八幡一丁目、八幡三丁目及び五日市一丁目の各一部	

広島市告示第112号

令和2年3月23日

下記の法人について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の5第1項の規定により、都市計画協力団体を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	住所及び事務所の所在地
広島市農業協同組合	広島市安佐南区中筋三丁目2番16号

広島市告示第113号

令和2年3月23日

下記の法人について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の5第1項の規定により、都市計画協力団体を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	住所及び事務所の所在地
安芸農業協同組合	広島県安芸郡海田町窪町8番8号

広島市告示第114号

令和2年3月25日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市西区高須台三丁目2番1
- 2 開発面積  
1,520.38㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン  
代表取締役 竹増 貞信
- 4 検査済証交付年月日  
令和2年3月25日

広島市告示第115号

令和2年3月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第116号

令和2年3月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第117号

令和2年3月26日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告します。

なお、変更後の当該基本構想は広島市経済観光局農林水産部農政課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實  
記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第118号

令和2年3月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ケーズデンキ広島本店  
(2) 所在地 広島市南区西蟹屋四丁目300番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ビッグ・エス  
代表取締役 岡田 達也  
香川県高松市多肥上町1210番地

3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) 名称 (仮称) ケーズデンキ広島本店  
所在地 広島市南区西蟹屋四丁目300番2ほか  
(変更後) 名称 ケーズデンキ広島本店  
所在地 広島市南区西蟹屋四丁目300番2ほか

4 変更年月日  
令和2年2月27日

5 届出年月日  
令和2年3月11日

- 6 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和2年3月26日から令和2年7月27日まで。ただ

し、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年7月27日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第119号

令和2年3月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 山陽マルナカ白鳥店  
(2) 所在地 広島市中区西白鳥町22番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社山陽マルナカ  
代表取締役 宮宇地 剛  
岡山市南区平福一丁目305番地の2

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社山陽マルナカ  
代表取締役 中山 明憲  
岡山市南区平福一丁目305番地の2  
(変更後) 株式会社山陽マルナカ  
代表取締役 宮宇地 剛  
岡山市南区平福一丁目305番地の2
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社山陽マルナカ  
代表取締役 中山 明憲  
岡山市南区平福一丁目305番地の2  
(変更後) 株式会社山陽マルナカ  
代表取締役 宮宇地 剛  
岡山市南区平福一丁目305番地の2

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年2月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年2月1日

5 届出年月日

令和2年3月19日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年3月26日から同年7月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年7月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第120号

令和2年3月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 山陽マルナカ可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区可部七丁目100番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社山陽マルナカ

代表取締役 宮宇地 剛

岡山市南区平福一丁目305番地の2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山陽マルナカ

代表取締役 中山 明憲

岡山市南区平福一丁目305番地の2

(変更後) 株式会社山陽マルナカ

代表取締役 宮宇地 剛

岡山市南区平福一丁目305番地の2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年2月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

令和2年3月19日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年3月26日から令和2年7月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年7月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第121号

令和2年3月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
Wellかむ矯正歯科	広島市中区八丁堀3-8ハイネス白峯ビル404	令和2年2月1日	令和8年1月31日
帝人訪問看護ステーション古江	広島市西区庚午中三丁目4-2 ウェール庚午302号室	令和2年2月1日	令和8年1月31日

広島市告示第122号

令和2年3月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者 略

広島市告示第123号

令和2年3月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第126号

令和2年3月30日

土地及び家屋に関する令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について定めた令和2年3月6日付け広島市告示第96号の一部を次のように改正します。

広島市長 松井一實

項目1ただし書を削る。

項目3ただし書を削る。

広島市告示第127号

令和2年3月30日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、東区市民部地域起こし推進課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第128号

令和2年3月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アクロスプラザ高陽  
所在地 広島市安佐北区深川五丁目1710番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)別紙1のとおり  
(変更後)別紙2のとおり
- 変更年月日  
別紙1及び別紙2のとおり
- 届出年月日  
令和2年3月24日
- 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和2年3月30日から同年7月30日まで。ただし、広

島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年7月30日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第129号

令和2年3月30日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、電子計算機に記録した印影の用紙への出力により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
・広島市実費徴収に係る補足給付費支給決定通知書 ・広島市実費徴収に係る補足給付費不支給決定通知書	教育委員会専用品市長印

広島市告示第130号

令和2年3月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区大林二丁目の1901番の一部、1902番、1903番2、1904番3、1905番1、1906番1及び1907番、並びに1901番から1907番地先水路

2 開発面積

1,108.27㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区三篠北町19番10号

友愛不動産建設株式会社

代表取締役 齋藤 泰正

4 検査済証交付年月日

令和2年3月30日

広島市告示第131号

令和2年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第132号

令和2年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第133号

令和2年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の1第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第134号

令和2年3月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第135号

令和2年3月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の8の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の辞退の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第136号  
令和2年3月31日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第115条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第137号  
令和2年3月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任の解除を受けた分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任を解除させた事務  
広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 解除年月日  
別紙のとおり。

別紙 略

広島市告示第138号  
令和2年3月31日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の令和2年4月から令和3年3月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第139号  
令和2年3月31日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第140号  
令和2年3月31日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区伴中央四丁目の3349番2の一部、3350番1の一部、3351番の一部、3352番1、3352番2、3352番3及び3378番6の一部
- 2 開発面積  
3,331.77㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区国泰寺町二丁目4番7号  
株式会社トータテ都市開発  
代表取締役 川西祐二
- 4 検査済証交付年月日  
令和2年3月31日

広島市告示（中区）第32号  
令和2年3月2日

建築基準法（昭和25年 法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。  
この関係図書は、中区役所建設部建築課にて縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 令和2年3月2日
- 3 道路の位置 広島市中区江波南二丁目1442番
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 34.80m

広島市告示（中区）第33号  
令和2年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第34号  
令和2年3月3日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、2月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動した

ので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第35号**

令和2年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第36号**

令和2年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第37号**

令和2年3月6日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、2月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第38号**

令和2年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第39号**

令和2年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第40号**

令和2年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第41号**

令和2年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第42号**

令和2年3月6日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第43号**

令和2年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第44号

令和2年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第45号

令和2年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第46号

令和2年3月13日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、3月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第47号

令和2年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第48号

令和2年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第49号

令和2年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第50号

令和2年3月31日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、3月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第51号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第52号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第53号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第54号

令和2年3月31日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、3月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第55号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第56号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第14号

令和2年3月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月5日から同年3月19日まで広島市東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間       | 旧新別 | 敷地の幅員        | 敷地の延長 |
|-------|-----|------------|-----|--------------|-------|
|       |     | 東区牛田早稲田三丁目 | 旧   | メートル<br>4.00 | メートル  |

|    |          |                                            |   |                            |               |
|----|----------|--------------------------------------------|---|----------------------------|---------------|
| 市道 | 東4区107号線 | 91番地383地先から東区牛田早稲田三丁目91番地369地先まで           |   | ～<br>6.46                  | 73.55         |
|    |          |                                            | 新 | メートル<br>6.00<br>～<br>11.35 | メートル<br>73.55 |
| 市道 | 東4区108号線 | 東区牛田早稲田三丁目91番地130地先から東区牛田早稲田三丁目91番地130地先まで | 旧 | メートル<br>6.00<br>～<br>10.48 | メートル<br>3.50  |
|    |          |                                            | 新 | メートル<br>6.00<br>～<br>12.93 | メートル<br>3.50  |
| 市道 | 東4区109号線 | 東区牛田早稲田三丁目91番地387地先から東区牛田早稲田三丁目91番地387地先まで | 旧 | メートル<br>5.88<br>～<br>6.00  | メートル<br>32.17 |
|    |          |                                            | 新 | メートル<br>6.00<br>～<br>6.00  | メートル<br>32.17 |

広島市告示(東区)第15号

令和2年3月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月5日から同年3月19日まで広島市東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日  |
|-------|----------|--------------------------------------------|----------|
| 市道    | 東4区107号線 | 東区牛田早稲田三丁目91番地383地先から東区牛田早稲田三丁目91番地369地先まで | 令和2年3月5日 |
| 市道    | 東4区108号線 | 東区牛田早稲田三丁目91番地130地先から東区牛田早稲田三丁目91番地130地先まで | 令和2年3月5日 |
| 市道    | 東4区109号線 | 東区牛田早稲田三丁目91番地387地先から東区牛田早稲田三丁目91番地387地先まで | 令和2年3月5日 |

広島市告示(東区)第16号

令和2年3月6日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和2年3月6日
- 3 道路の位置 広島市東区温品三丁目の251番の一部, 252番20, 253番11の一部, 565番17の一部, 565番18の一部及び565番17地先里道
- 4 幅員 6.00メートル
- 5 延長 45.94メートル



広島市告示(東区)第17号

令和2年3月11日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき, 都市公園を次のように設置します。

その関係図面は, 令和2年3月11日から同年3月25日まで広島市東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 名称        | 所在地               | 供用開始の期日   | 区域     |
|-----------|-------------------|-----------|--------|
| 牛田早稲田第八公園 | 東区牛田早稲田三丁目91番地383 | 令和2年3月11日 | 別図のとおり |

別図 略



広島市告示(東区)第18号

令和2年3月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し, 保管したので, 同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(東区)第19号

令和2年3月12日

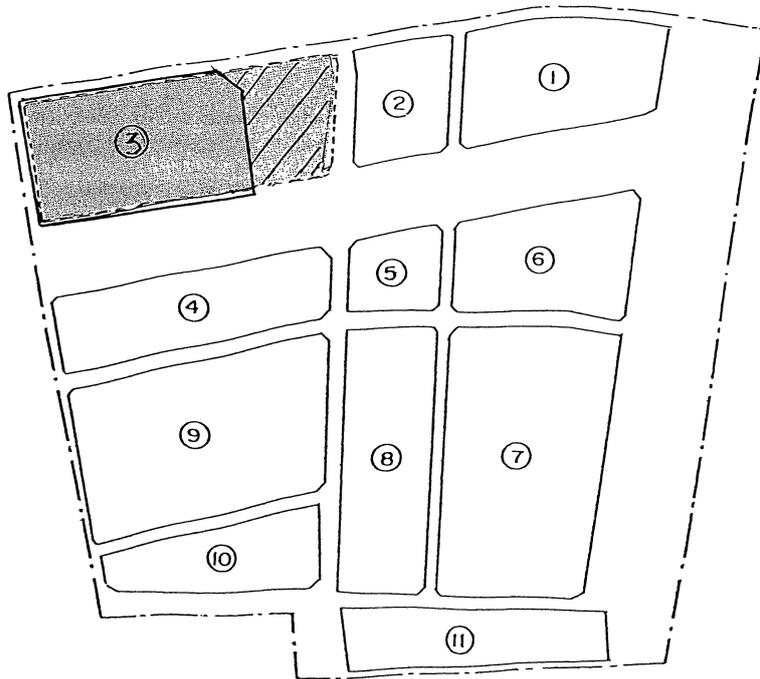
次のとおり, 住居表示実施区域内の街区の区域の一部廃止を行います。

広島市長 松井一實

- 1 廃止する区域  
東区矢賀新町五丁目3番街区の一部
- 2 廃止の内容  
別図のとおり
- 3 廃止年月日  
令和2年3月12日

### 東区矢賀新町五丁目3番街区の区域の一部廃止図

令和2年3月12日



縮尺=1:2500

| 凡 例   |                 |
|-------|-----------------|
| ----- | 町 界             |
| ————— | 街 区 界           |
| ----- | 旧 街 区 界         |
| ▒     | 旧 街 区 区 域       |
| ————— | 新 街 区 界         |
| ▨     | 今 回 廃 止 す る 区 域 |
| ①～⑪   | 街 区 符 号         |

広島市告示(東区)第20号

令和2年3月16日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第1項の規定に基づき、平成26年12月2日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したサンヒルズ中山町内会について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

末永 健介 広島市東区中山上一丁目22番5号 を 迫 重博 広島市東区中山上一丁目13番1号 に変更する。

広島市告示(東区)第21号

令和2年3月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。その関係図面は、令和2年3月19日から令和2年4月2日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在(起点及び終点). Row 1: 里道, 東3区297号里道, 東区中山西一丁目298番16地先から295番地先まで

広島市告示(東区)第22号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(東区)第23号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第24号

令和2年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第25号

令和2年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第26号

令和2年3月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第27号

令和2年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第28号

令和2年3月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。その関係図面は、令和2年3月10日から同年3月24日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Rows: 市道, 南2区9号線, 南区堀越二丁目331番地4地先から南区堀越一丁目313番地2地先まで. Columns: 旧 (メートル2.00~7.50), 新 (メートル6.00~30.00). 敷地の延長: 262.00

広島市告示(南区)第29号

令和2年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第30号

令和2年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月16日から同年3月30日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間             | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長        |
|-------|----------|------------------|-----|---------------------------|--------------|
| 市道    | 南4区279号線 | 南区丹那町210番地54地先から | 旧   | メートル<br>3.90<br>～<br>4.28 | メートル<br>7.55 |
|       |          | 南区丹那町210番地54地先まで | 新   | メートル<br>4.25<br>～<br>4.28 | メートル<br>7.55 |

広島市告示（南区）第31号

令和2年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月16日から同年3月30日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                               | 供用開始の期日   |
|-------|----------|--------------------------------------|-----------|
| 市道    | 南4区279号線 | 南区丹那町210番地54地先から<br>南区丹那町210番地54地先まで | 令和2年3月16日 |

広島市告示（南区）第32号

令和2年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第33号

令和2年3月16日

広島駅南口第三A自転車等駐輪場及び広島駅南口第四自転車等駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令

和2年3月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第34号

令和2年3月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第35号

令和2年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第36号

令和2年3月24日

稲荷町自転車等駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和2年3月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第37号

令和2年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第38号

令和2年3月27日

広島駅南口第一自転車等駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和2年3月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第40号  
令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第41号  
令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第19号  
令和2年3月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(西区)第20号  
令和2年3月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(西区)第21号  
令和2年3月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(西区)第22号  
令和2年3月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(西区)第23号  
令和2年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(西区)第24号  
令和2年3月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表略

広島市告示(西区)第25号  
令和2年3月27日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 解除を受けた区分任出納員  
西区役所市民部市民課(井口連絡所)  
主任 三木 洋子
- 2 解除させた事務  
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(連絡所の所管事務に係るものに限る)の収納
- 3 解除年月日  
令和2年3月4日

広島市告示(西区)第26号

令和2年3月27日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分出納員
西区役所市民部市民課(井口連絡所)
臨時職員 青木 幸子
2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の収納
3 委任年月日
令和2年3月5日
4 委任期間
令和2年3月5日から令和2年3月31日まで

広島市告示(西区)第27号

令和2年3月31日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。
その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Contains data for road No. 117 in West Ward.

広島市告示(西区)第28号

令和2年3月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。
その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. Contains data for road No. 358 in West Ward.

Table with 4 columns: 市道, 西3区117号線, 地1地先から西区己斐中一丁目358番地1地先まで, 令和2年3月31日

広島市告示(安佐南区)第16号

令和2年3月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。
その関係図面は、令和2年3月4日から同年3月18日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 新旧別, 幅員(m), 延長(m). Contains data for road No. 17 in Anza-Nanbu Ward.

広島市告示(安佐南区)第17号

令和2年3月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。
その関係図面は、令和2年3月4日から同年3月18日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 供用開始の期日. Contains data for road No. 18 in Anza-Nanbu Ward.

広島市告示(安佐南区)第18号

令和2年3月4日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。
その関係図面は、令和2年3月4日から令和2年3月18日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在. Contains data for waterway No. 17 in Anza-Nanbu Ward.

|    |                    |                                        |
|----|--------------------|----------------------------------------|
| 水路 | 水路                 | 70番4地先まで                               |
|    | K3-E2-ヤ-12-4-82号水路 | 安佐南区安東二丁目1771番5地先から安佐南区安東二丁目1771番5地先まで |

広島市告示（安佐南区）第19号

令和2年3月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部八木児童館区物品分任出納員の事務を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた区物品分任出納員の設置場所  
安佐南区役所市民部八木児童館
- 委任を受けた区物品分任出納員  
安佐南区役所市民部八木児童館 児童館指導員 河南 薫
- 委任させた事務  
広島市物品管理規則（昭和44年11月10日 規則第64号）第7条第2項中別表第2の児童館長が行う物品分任出納員の事務
- 委任年月日  
令和2年3月2日

広島市告示（安佐南区）第20号

令和2年3月11日

道路法第44条の2に基づき下記のとおり違法放置物件を保管しました

広島市長 松井一實

|                            |                                              |
|----------------------------|----------------------------------------------|
| 種類<br>軽自動車                 | 車両番号<br>愛媛51 い 9787                          |
| 車体番号<br>CR22S-3131         | 放置されていた場所<br>広島県広島市安佐南区八木九丁目2番地先（安佐南1区423号線） |
| 除去した日<br>令和元年11月21日        | 保管を始めた日<br>令和元年11月21日                        |
| 保管の場所<br>広島県東広島市志和町志和堀2982 |                                              |

広島市告示（安佐南区）第21号

令和2年3月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月11日から同年3月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 変更区間                | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m) |
|-------|-------------|---------------------|-----|---------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区1130号線 | 安佐南区上安二丁目461番地3地先から | 旧   | 10.50<br>～<br>23.50 | 52.00 |
|       |             | 安佐南区上安二丁目462番地6地先まで | 新   | 16.00<br>～<br>26.00 |       |

広島市告示（安佐南区）第22号

令和2年3月11日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月11日から同年3月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 変更区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|-------------|--------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南2区1130号線 | 安佐南区上安二丁目461番地3地先から<br>安佐南区上安二丁目462番地6地先まで | 令和2年3月11日 |

広島市告示（安佐南区）第23号

令和2年3月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月12日から同年3月26日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                                |
|----|-----|-------------|-------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南3区126号里道 | 安佐南区祇園八丁目792番地先から<br>安佐南区祇園八丁目791番10地先まで  |
|    | 新   |             | 安佐南区祇園八丁目791番1地先から<br>安佐南区祇園八丁目791番10地先まで |

広島市告示（安佐南区）第24号

令和2年3月13日

長期間駐車されていた下記自転車等については、令和2年3月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安佐南区）第25号

令和2年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月16日から同年3月30日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                  | 新旧別 | 幅員(m)              | 延長(m) |
|-------|------------|-----------------------|-----|--------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区207号線 | 安佐南区祇園八丁目279番地21地先から  | 旧   | 1.70<br>～<br>6.00  | 59.80 |
|       |            | 安佐南区祇園八丁目279番地12地先まで  | 新   | 4.00<br>～<br>11.50 |       |
| 市道    | 安佐南3区703号線 | 安佐南区祇園八丁目279番地12地先から  | 旧   | 7.10<br>～<br>7.40  | 67.00 |
|       |            | 安佐南区祇園八丁目1095番地18地先まで | 新   | 7.54<br>～<br>7.72  |       |

広島市告示（安佐南区）第26号

令和2年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月16日から同年3月30日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                          | 供用開始の期日   |
|-------|------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南3区207号線 | 安佐南区祇園八丁目279番地21地先から<br>安佐南区祇園八丁目279番地12地先まで  | 令和2年3月16日 |
| 市道    | 安佐南3区703号線 | 安佐南区祇園八丁目279番地12地先から<br>安佐南区祇園八丁目1095番地18地先まで | 令和2年3月16日 |

広島市告示（安佐南区）第27号

令和2年3月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和2年3月17日から同年3月31日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等            | 所在（起点及び終点）                             |
|----|-----------------|----------------------------------------|
| 里道 | 安佐南4区1031号里道の一部 | 安佐南区伴西四丁目1621番316地先から伴西四丁目1621番316地先まで |

広島市告示（安佐南区）第28号

令和2年3月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月19日から同年4月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                  | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m)  |
|-------|-------|-----------------------|-----|---------------------|--------|
| 主要地方道 | 広島豊平線 | 安佐南区伴北六丁目4059番地1地先から  | 旧   | 6.00<br>～<br>16.00  | 266.00 |
|       |       | 安佐南区伴北六丁目9772番地12地先まで | 新   | 11.00<br>～<br>18.00 |        |

広島市告示（安佐南区）第29号

令和2年3月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月19日から同年4月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                                          | 供用開始の期日   |
|-------|-------|-----------------------------------------------|-----------|
| 主要地方道 | 広島豊平線 | 安佐南区伴北六丁目4059番地1地先から<br>安佐南区伴北六丁目9772番地12地先まで | 令和2年3月19日 |

広島市告示（安佐南区）第30号

令和2年3月27日

長期間駐車されていた下記自転車等については、令和2年3月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安佐南区）第31号

令和2年3月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 令和2年3月30日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区安東六丁目の1418番49の一部及び1418番56の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.10メートル、4.20メートル  
延長 25.53メートル

広島市告示（安佐南区）第32号

令和2年3月31日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|-----------|----------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区15号線 | 安佐南区東野二丁目636番地1地先から安佐南区東野二丁目636番地7地先まで | 旧   | 2.14<br>～<br>4.00 | 17.20 |
|       |           |                                        | 新   | 4.00<br>～<br>4.00 | 17.20 |

広島市告示（安佐南区）第33号

令和2年3月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南2区15号線 | 安佐南区東野二丁目636番地1地先から安佐南区東野二丁目636番地7地先まで | 令和2年3月31日 |

広島市告示（安佐南区）第34号

令和2年3月31日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月14日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般に縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                  | 所在（起点及び終点）                             |
|----|-----------------------|----------------------------------------|
| 水路 | K3-E4-と-1-53-23号水路の一部 | 安佐南区伴東七丁目5845番1地先から安佐南区伴東七丁目5850番1地先まで |

広島市告示（安佐北区）第33号

令和2年3月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月3日から令和2年3月18日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区789号線 | 安佐北区狩留家町字築道4829番地1地先から安佐北区狩留家町字横峠5024番地1地先まで | 旧   | 3.50<br>～<br>5.10 | 80.00    |
|       |            |                                              | 新   | 5.10<br>～<br>8.93 |          |

広島市告示（安佐北区）第34号

令和2年3月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月3日から令和2年3月18日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日  |
|-------|------------|----------------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区789号線 | 安佐北区狩留家町字築道4829番地1地先から安佐北区狩留家町字横峠5024番地1地先まで | 令和2年3月3日 |

広島市告示（安佐北区）第35号

令和2年3月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月5日から令和2年3月19日まで

で安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                           | 旧新別 | 敷地の幅員(m)            | 敷地の延長(m) |
|-------|-------|--------------------------------|-----|---------------------|----------|
| 県道    | 久地伏谷線 | 安佐北区安佐町大字久地字嶽山10381番地13地先から    | 旧   | 11.20<br>～<br>12.60 | 62.00    |
|       |       | 安佐北区安佐町大字久地字嶽山10381番地16地先まで    | 新   | 12.60<br>～<br>39.40 |          |
| 県道    | 広島豊平線 | 安佐北区安佐町大字久地字秋小屋原10234番地106地先から | 旧   | 6.10<br>～<br>7.60   | 70.00    |
|       |       | 安佐北区安佐町大字久地字角七原10250番地10地先まで   | 新   | 14.80<br>～<br>17.90 |          |

広島市告示(安佐北区)第36号

令和2年3月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月5日から令和2年3月19日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始区間                                                         | 供用開始の期日  |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------|----------|
| 県道    | 久地伏谷線 | 安佐北区安佐町大字久地字嶽山10381番地13地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字嶽山10381番地16地先まで     | 令和2年3月5日 |
| 県道    | 広島豊平線 | 安佐北区安佐町大字久地字秋小屋原10234番地106地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字角七原10250番地10地先まで | 令和2年3月5日 |

広島市告示(安佐北区)第37号

令和2年3月9日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月9日から令和2年3月23日まで

で安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                 | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区425号線 | 安佐北区亀山南三丁目657番地5地先から | 旧   | 4.00<br>～<br>12.70 | 76.00    |
|       |            | 安佐北区亀山南三丁目657番地1地先まで | 新   | 6.50<br>～<br>15.20 |          |

広島市告示(安佐北区)第38号

令和2年3月9日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月9日から令和2年3月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日  |
|-------|------------|----------------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区425号線 | 安佐北区亀山南三丁目657番地5地先から<br>安佐北区亀山南三丁目657番地1地先まで | 令和2年3月9日 |

広島市告示(安佐北区)第39号

令和2年3月9日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月9日から令和2年3月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                 | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区688号線 | 安佐北区可部一丁目1134番地2地先から | 旧   | 2.80<br>～<br>3.50 | 5.00     |
|       |            | 安佐北区可部一丁目1134番地2地先まで | 新   | 2.80<br>～<br>6.80 |          |

広島市告示(安佐北区)第40号

令和2年3月9日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月9日から令和2年3月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日  |
|-------|------------|----------------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区688号線 | 安佐北区可部一丁目1134番地2地先から<br>安佐北区可部一丁目1134番地2地先まで | 令和2年3月9日 |

広島市告示(安佐北区)第41号

令和2年3月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月11日から令和2年3月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区42号線 | 安佐北区可部三丁目360番地1地先から<br>安佐北区可部三丁目360番地1地先まで | 旧   | 3.60<br>~<br>3.60 | 11.30    |
|       |           |                                            | 新   | 3.80<br>~<br>3.80 |          |
| 市道    | 安佐北3区58号線 | 安佐北区可部三丁目335番地地先から<br>安佐北区可部三丁目334番地5地先まで  | 旧   | 2.20<br>~<br>2.50 | 27.00    |
|       |           |                                            | 新   | 3.10<br>~<br>6.90 |          |
| 市道    | 安佐北3区59号線 | 安佐北区可部三丁目334番地2地先から<br>安佐北区可部三丁目721番地2地先まで | 旧   | 1.85<br>~<br>1.90 | 39.20    |
|       |           |                                            | 新   | 3.00<br>~<br>4.50 |          |

広島市告示(安佐北区)第42号

令和2年3月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月11日から令和2年3月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北3区139号線 | 安佐北区亀山二丁目1142番地1地先から<br>安佐北区亀山二丁目1142番地4地先まで | 令和2年3月11日 |

|    |           |                                            |           |
|----|-----------|--------------------------------------------|-----------|
| 市道 | 安佐北3区42号線 | 安佐北区可部三丁目360番地1地先から<br>安佐北区可部三丁目360番地1地先まで | 令和2年3月11日 |
| 市道 | 安佐北3区58号線 | 安佐北区可部三丁目335番地地先から<br>安佐北区可部三丁目334番地5地先まで  | 令和2年3月11日 |
| 市道 | 安佐北3区59号線 | 安佐北区可部三丁目334番地2地先から<br>安佐北区可部三丁目721番地2地先まで | 令和2年3月11日 |

広島市告示(安佐北区)第43号

令和2年3月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月11日から令和2年3月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区139号線 | 安佐北区亀山二丁目1142番地1地先から<br>安佐北区亀山二丁目1142番地4地先まで | 旧   | 1.80<br>~<br>2.50 | 48.90    |
|       |            |                                              | 新   | 2.90<br>~<br>3.60 |          |

広島市告示(安佐北区)第44号

令和2年3月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月11日から令和2年3月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北3区139号線 | 安佐北区亀山二丁目1142番地1地先から<br>安佐北区亀山二丁目1142番地4地先まで | 令和2年3月11日 |

広島市告示(安佐北区)第45号

令和2年3月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第17号
2. 指定年月日 令和2年3月16日
3. 道路の位置 広島市安佐北区三入二丁目696番4の一部
4. 幅員及び延長  
幅員 6.20メートル  
延長 19.42メートル

広島市告示（安佐北区）第46号

令和2年3月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成24年2月21日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した正木自治会（代表者 世羅 邦春）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                             | 新                             |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区白木町大字市川5498番地          | 広島市安佐北区白木町大字市川5556番地          |
| 代表者の氏名及び住所 | 世羅 邦春<br>広島市安佐北区白木町大字市川5498番地 | 世羅 孝夫<br>広島市安佐北区白木町大字市川5556番地 |

広島市告示（安佐北区）第47号

令和2年3月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                            |
|----|-----|--------------|---------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北2区1439号里道 | 安佐北区小河原町字寺林1581番4地先から<br>同所1570番1地先まで |
|    | 新   | 安佐北2区1439号里道 | 安佐北区小河原町字寺林1581番4地先から<br>同所1572番8地先まで |

広島市告示（安佐北区）第48号

令和2年3月23日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等               | 所在（起点及び終点）                           |
|----|--------------------|--------------------------------------|
| 水路 | K3-F2-0末信-11-99号水路 | 安佐北区小河原町字末信1614番1地先から<br>同所1613番地先まで |

広島市告示（安佐北区）第49号

令和2年3月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。  
その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                              |
|----|--------------|-----------------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区1744号里道 | 安佐北区小河原町字寺林1570番14地先から<br>同所1572番13地先まで |

広島市告示（安佐北区）第50号

令和2年3月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年1月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中岩上町内会（代表者 竹内 静紘）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                           |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区落合南二丁目34番5号          | 広島市安佐北区落合南二丁目17番4号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 竹内 静紘<br>広島市安佐北区落合南二丁目34番5号 | 中村 良秀<br>広島市安佐北区落合南二丁目17番4号 |

広島市告示（安佐北区）第51号

令和2年3月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年1月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中岩上町内会（代表者 中村 良秀）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                           |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区落合南二丁目17番4号          | 広島市安佐北区落合南二丁目34番8号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 中村 良秀<br>広島市安佐北区落合南二丁目17番4号 | 奥野 仁志<br>広島市安佐北区落合南二丁目34番8号 |

広島市告示（安佐北区）第52号

令和2年3月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、平成13年3月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した船山町内会（代表者 原田 尚武）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                           |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部六丁目36番14号          | 広島市安佐北区亀山五丁目21番18号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 原田 尚武<br>広島市安佐北区可部六丁目36番14号 | 中谷 雅彦<br>広島市安佐北区亀山五丁目21番18号 |

広島市告示（安佐北区）第53号

令和2年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、平成13年12月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中応寺ファミリー自治会（代表者 森川 義人）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                              | 新                             |
|------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部町大字桐原452番地27          | 広島市安佐北区可部町大字桐原486番地3          |
| 代表者の氏名及び住所 | 森川 義人<br>広島市安佐北区可部町大字桐原452番地27 | 渡邊 陽二<br>広島市安佐北区可部町大字桐原486番地3 |

広島市告示（安佐北区）第54号

令和2年3月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。その関係図面は、令和2年3月27日から同年4月10日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員(m)            | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----|---------------------|----------|
| 主要地方道 | 主要地方道広島三次線 | 安佐北区上深川町字森ノ木791番地1地先から安佐北区上深川町字森ノ木791番地1地先まで | 旧   | 31.20<br>～<br>52.40 | 3.20     |
|       |            |                                              | 新   | 11.60<br>～<br>32.80 |          |

広島市告示（安佐北区）第55号

令和2年3月27日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、3月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第56号

令和2年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、3月24日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第57号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在（起点及び終点） |
|----|------|------------|
|    |      |            |

|    |              |                                    |
|----|--------------|------------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区1216号里道 | 安佐北区小河原町字佛堂650番1地先から<br>同所651番地先まで |
|----|--------------|------------------------------------|

広島市告示(安佐北区)第58号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                                             |
|----|-----|--------------|--------------------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北3区4476号里道 | 安佐北区可部町大字今井田字柳瀬672番地先から<br>安佐北区可部町大字今井田字柳瀬686番4地先まで    |
|    | 新   | 安佐北3区153号里道  | 安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬675番1地先から<br>安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬甲673番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第59号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                                             |
|----|-----|--------------|--------------------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北3区153号里道  | 安佐北区可部町大字今井田字柳瀬665番1地先から<br>安佐北区可部町大字今井田字柳瀬665番1地先まで   |
|    | 新   | 安佐北3区4476号里道 | 安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬666番3地先から<br>安佐北区可部町大字今井田字下柳瀬666番3地先まで |

広島市告示(安佐北区)第60号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等               | 所在(起点及び終点)                        |
|----|--------------------|-----------------------------------|
| 水路 | K4-F3-V追平-10-37号水路 | 安佐北区可部七丁目572番1地先から<br>同所567番1地先まで |

広島市告示(安佐北区)第61号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等               | 所在(起点及び終点)     |
|----|--------------------|----------------|
| 水路 | K4-F3-V追平-10-53号水路 | 安佐北区可部七丁目567番5 |

広島市告示(安佐北区)第62号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等               | 所在(起点及び終点)                            |
|----|-----|--------------------|---------------------------------------|
| 水路 | 旧   | K4-F2-C吉明神-12-5号水路 | 安佐北区落合南七丁目1491番1地先から<br>同所1491番1地先まで  |
|    | 新   | K4-F2-C吉明神-12-5号水路 | 安佐北区落合南七丁目1491番7地先から<br>同所1491番21地先まで |

広島市告示(安佐北区)第63号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                           |
|----|-----|-------------|--------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北2区891号里道 | 安佐北区落合南七丁目1491番1地先から<br>同所1491番1地先まで |
|    | 新   | 安佐北2区891号里道 | 安佐北区落合南七丁目1491番7地先から<br>同所1491番2地先まで |

広島市告示（安佐北区）第64号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                           |
|----|--------------|--------------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区1746号里道 | 安佐北区落合南七丁目1491番6地先から<br>同所1491番6地先まで |

広島市告示（安佐北区）第65号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                | 所在（起点及び終点）                           |
|----|---------------------|--------------------------------------|
| 水路 | K4-F2-C吉明神-12-40号水路 | 安佐北区落合南七丁目1491番6地先から<br>同所1491番6地先まで |

広島市告示（安佐北区）第66号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                | 所在（起点及び終点）        |
|----|---------------------|-------------------|
| 水路 | K4-F2-C吉明神-12-41号水路 | 安佐北区落合南七丁目1491番11 |
| 水路 | K4-F2-C吉明神-12-42号水路 | 安佐北区落合南七丁目1496番5  |
|    | K4-F2-C吉            |                   |

|    |             |                   |
|----|-------------|-------------------|
| 水路 | 明神-12-43号水路 | 安佐北区落合南七丁目1491番10 |
|----|-------------|-------------------|

広島市告示（安佐北区）第67号

令和2年3月31日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                     |
|----|--------------|--------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区1745号里道 | 安佐北区小河原町318番地先から<br>同所318番地先まで |

広島市告示（安芸区）第16号

令和2年3月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和2年3月3日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目280番10の一部
- 4 幅員 5.50メートル
- 5 延長 31.30メートル

広島市告示（安芸区）第17号

令和2年3月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月4日から同年3月18日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                    | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|----------|-----------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸3区59号線 | 安芸区船越五丁目2313番地5地先から安芸区船越南三丁目2310番地2地先まで | 旧   | メートル<br>7.50<br>～<br>13.00 | メートル<br>49.00 |
|       |          |                                         | 新   | メートル<br>22.00              | メートル<br>49.00 |

広島市告示（安芸区）第18号

令和2年3月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月4日から同年3月18日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|-------|----------|--------------------------------------------|-----|-----------------------------|----------------|
| 市道    | 安芸3区73号線 | 安芸区船越南三丁目2343番地14地先から安芸区船越南三丁目2343番地14地先まで | 旧   | メートル<br>6.00<br>～<br>8.50   | メートル<br>35.00  |
|       |          |                                            | 新   | メートル<br>12.40<br>～<br>16.00 | メートル<br>35.00  |
| 市道    | 安芸3区73号線 | 安芸区船越南三丁目2343番地9地先から安芸区船越南二丁目1831番地8地先まで   | 旧   | メートル<br>5.00<br>～<br>6.00   | メートル<br>167.00 |
|       |          |                                            | 新   | メートル<br>6.00<br>～<br>19.50  | メートル<br>167.00 |

広島市告示（安芸区）第19号

令和2年3月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定をします。

その関係図面は、令和2年3月18日から同年4月1日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|------------|--------------------------------------------------|
| 農道 | 稲荷         | 広島市安芸区矢野東六丁目1889番1地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1879番2地先まで |
| 里道 | 安芸4区617号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1904番1地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1904番2地先まで |
| 里道 | 安芸4区618号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1889番3地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1878番2地先まで |

広島市告示（安芸区）第20号

令和2年3月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和2年3月18日から同年4月1日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供

します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|-----|------------|--------------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安芸4区406号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1874番地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1904番2地先まで  |
|    | 新   | 安芸4区406号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1874番地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1872番地先まで   |
| 里道 | 旧   | 安芸4区407号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1869番1地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1865番2地先まで |
|    | 新   | 安芸4区407号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1869番1地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1865番2地先まで |
| 里道 | 旧   | 安芸4区419号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1900番3地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1878番2地先まで |
|    | 新   | 安芸4区419号里道 | 広島市安芸区矢野東六丁目1899番2地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目1889番6地先まで |

広島市告示（安芸区）第21号

令和2年3月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により下記自転車等については、2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安芸区）第22号

令和2年3月18日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた下記自転車等については、2月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第23号

令和2年3月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により下記自転車等については、3月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第24号

令和2年3月18日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた下記自転車等については、3月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第25号

令和2年3月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|---------|--------------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区8号線 | 広島市安芸区畑賀一丁目261番地1地先から広島市安芸区畑賀二丁目262番地1地先まで | 旧   | メートル<br>2.80<br>～<br>7.90  | メートル<br>35.30 |
|       |         |                                            | 新   | メートル<br>2.80<br>～<br>16.60 | メートル<br>35.30 |

広島市告示(安芸区)第26号

令和2年3月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|---------|--------------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区8号線 | 広島市安芸区畑賀一丁目261番地1地先から広島市安芸区畑賀二丁目262番地1地先まで | 旧   | メートル<br>2.80<br>～<br>7.90  | メートル<br>35.30 |
|       |         |                                            | 新   | メートル<br>2.80<br>～<br>16.60 | メートル<br>35.30 |

広島市告示(安芸区)第27号

令和2年3月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                          | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|-----------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区177号線 | 広島市安芸区瀬野五丁目1719番地24地先から広島市安芸区瀬野五丁目1719番地2地先まで | 旧   | メートル<br>1.60<br>～<br>2.20 | メートル<br>60.60 |
|       |           |                                               | 新   | メートル<br>2.20<br>～<br>4.00 | メートル<br>60.60 |

広島市告示(安芸区)第28号

令和2年3月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月23日から同年4月6日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                          | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|-----------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区177号線 | 広島市安芸区瀬野五丁目1719番地24地先から広島市安芸区瀬野五丁目1719番地2地先まで | 旧   | メートル<br>1.60<br>～<br>2.20 | メートル<br>60.60 |
|       |           |                                               | 新   | メートル<br>2.20<br>～<br>4.00 | メートル<br>60.60 |

広島市告示(安芸区)第29号

令和2年3月26日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、令和2年3月26日から同年4月9日まで、広島市安芸区農林建設部維持管理において縦覧します。

広島市長 松井一實 (安芸区農林建設部維持管理課)

記

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 供用開始の日, 区域. Row 1: 畑賀公園, 広島市安芸区畑賀町地内, 令和2年3月26日, 別図のとおり

別図略

広島市告示(安芸区)第30号

令和2年3月31日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Rows for 主要地方道 and 市道

広島市告示(安芸区)第31号

令和2年3月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Rows for 主要地方道 and 市道

広島市告示(佐伯区)第16号

令和2年3月2日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和2年2月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(佐伯区)第17号

令和2年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第18号

令和2年3月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第19号

令和2年3月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第20号

令和2年3月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 令和2年3月9日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市町大字石内字尾崎の5042番2の一部及び字荒蒔11325番16の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20～4.50メートル  
延長 34.67メートル

広島市告示（佐伯区）第21号

令和2年3月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第22号

令和2年3月9日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和2年3月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第23号

令和2年3月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和2年3月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第24号

令和2年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第25号

令和2年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第26号

令和2年3月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第27号

令和2年3月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月30日から同年4月13日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                  | 新旧別 | 幅員(m)              | 延長(m)  |
|-------|-----------|---------------------------------------|-----|--------------------|--------|
| 市道    | 佐伯1区369号線 | 佐伯区河内南二丁目31番地3地先から佐伯区河内南二丁目10番地34地先まで | 旧   | 5.98<br>～<br>25.00 | 312.69 |
|       |           |                                       | 新   | 5.98<br>～<br>25.00 |        |

広島市告示(佐伯区)第28号

令和2年3月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和2年3月30日から同年4月13日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                  | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|---------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯1区369号線 | 佐伯区河内南二丁目31番地3地先から佐伯区河内南二丁目10番地34地先まで | 令和2年3月30日 |

広島市告示(佐伯区)第29号

令和2年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市中区告示第1号

令和2年3月25日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 隅田一成

下記 略

広島市東区告示第4号

令和2年3月3日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 篠原富子

下記 略

公告

令和2年3月31日

公告

令和2年3月31日公布の広島市規則第27号(一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則)の原稿誤りについて、次のとおり公告する。

正誤

| 該当箇所                        | 誤       | 正       |
|-----------------------------|---------|---------|
| 第1条のうち、第23条の11の次に3条を加える改正規定 | 第23条の11 | 第23条の12 |

広島市長 松井一實

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第1号

令和2年3月4日

令和2年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國則昭

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び第75条第1項(市の事務の執行に関する監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,639人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,744人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中区 37,774人
- 東区 33,075人
- 南区 39,373人
- 西区 51,823人
- 安佐南区 64,829人
- 安佐北区 40,466人
- 安芸区 21,618人
- 佐伯区 38,361人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,658人

広島市選挙管理委員会告示第2号

令和2年3月4日

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島市選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規程の傍線を付した部分にこれに順次対応する改正後欄に掲げる規程の傍線を付した部分のよ

| 改正前                                                                                                                    | 改正後                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (委員__の退職の手續)<br>第7条 委員長が退職しようとするときは委員長の職務代理者に、委員及び補充員が退職しようとするときは委員長にその旨を文書で届け出なければならない。                               | (委員等の退職の手續)<br>第7条 委員長が退職しようとするときは委員長の職務代理者に、委員及び補充員が退職しようとするときは委員長にその旨を文書で届け出なければならない。                               |
| (委員__の欠格事項等に関する届出)<br>第8条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなつたとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。 | (委員等の欠格事項等に関する届出)<br>第8条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなつたとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。 |
| (分掌事務)                                                                                                                 | (分掌事務)                                                                                                                |

第21条 啓発課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(15) [略]
- (16) 選挙の争訟に関すること。
- (17) 直接請求及び住民投票に関すること。
- (18) 選挙の公営に関すること。
- (19) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (20) 選挙制度の調査及び研究に関すること。
- (21) 選挙の諸統計に関すること。

2 選挙課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) [略]
- \_\_\_\_ [新設]
- (8) 政治活動に関すること。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

第21条 啓発課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(15) [同左]
- \_\_\_\_ [削る。]
- \_\_\_\_ [削る。]
- (16) 選挙の公営に関すること。
- (17) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- \_\_\_\_ [削る。]
- \_\_\_\_ [削る。]

2 選挙課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) [同左]
- (8) 選挙の争訟に関すること。
- (9) 直接請求及び住民投票に関すること。
- (10) 国民投票に関すること。
- (11) 選挙制度の調査及び研究に関すること。
- (12) 選挙の諸統計に関すること。
- (13) 政治活動に関すること。

附 則

この規程は、告示日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第3号

令和2年3月4日

広島市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

広島市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島市区選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規程の傍線を付した部分にこれに順次対応する改正後欄に掲げる規程の傍線を付した部分のよ

| 改正前                                                                                                   | 改正後                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の48第2項の規定に基づき、広島市の区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 | (目的)<br>第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の47第2項の規定に基づき、広島市の区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (委員__の退職の手續)                                                                                          | (委員等の退職の手續)                                                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7条 委員長が退職しようとするときは委員長の職務代理者に、委員及び補充員が退職しようとするときは委員長にその旨を文書で届け出なければならない。</p> <p>(委員の欠格事項等に関する届出)</p> <p>第8条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなつたとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第23条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(12) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(13) 諸証明に関すること。</p> <p>(14) 選挙の公営に関すること。</p> <p>(15) 選挙の啓発に関すること。</p> <p>(16) 明るい選挙推進団体に関すること。</p> <p>(17) 広報活動に関すること。</p> <p>(18) 選挙制度の調査及び研究に関すること。</p> <p>(19) 選挙の諸統計に関すること。</p> <p>(20) その他の庶務に関すること。</p> | <p>第7条 委員長が退職しようとするときは委員長の職務代理者に、委員及び補充員が退職しようとするときは委員長にその旨を文書で届け出なければならない。</p> <p>(委員等の欠格事項等に関する届出)</p> <p>第8条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなつたとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第23条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(12) [同左]</p> <p>(13) 国民投票に関すること。</p> <p>(14) 諸証明に関すること。</p> <p>(15) 選挙の公営に関すること。</p> <p>(16) 選挙の啓発に関すること。</p> <p>(17) 明るい選挙推進団体に関すること。</p> <p>(18) 広報活動に関すること。</p> <p>(19) 選挙制度の調査及び研究に関すること。</p> <p>(20) 選挙の諸統計に関すること。</p> <p>(21) その他の庶務に関すること。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この規程は、告示日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第4号

令和2年3月4日

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程(平成14年広島市選挙管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規程の傍線を付した部分にこれに順次対応する改正後欄に掲げる規程の傍線を付した部分のよ

| 改正前                                                                                                                                                        | 改正後                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(掲載文の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の掲載文は、第1号様式の原稿用紙</p>                                                                                                        | <p>(掲載文の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の掲載文は、第1号様式の原稿用紙(広島市選挙管理委員会(以下「委員会」という。))が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を含む。以下「原稿用紙」という。)により作成されたものとし、かつ、添付部数1通とし、返還しないものとする。</p> |
| <p>2 条例第3条第1項の写真は、次の要件を満たすものとし、かつ、添付部数2枚とし、返還しないものとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) _____裏面に候補者の氏名、所属党派名及び撮影年月日を記載したものであること。</p>                          | <p>2 条例第3条第1項の写真は、次の要件を満たすものとし、かつ、添付部数2枚又は記録した写真とし、返還しないものとする。</p> <p>(1)~(3) [同左]</p> <p>(4) 電磁的記録による場合を除き、裏面に候補者の氏名、所属党派名及び撮影年月日を記載したものであること。</p>                                                                                     |
| <p>3・4 [略]</p> <p>5 条例第3条第1項に規定する申請は、候補者が広島市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に、午前8時30分から午後5時までにするものとする。</p>                                                             | <p>3・4 [同左]</p> <p>5 条例第3条第1項に規定する申請は、候補者が委員会 _____に、午前8時30分から午後5時までにするものとする。</p>                                                                                                                                                       |
| <p>(選挙公報の発行手続)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 選挙公報は、掲載文を写真製版により黒色で印刷するものとする。</p> <p>4~6 [略]</p>                                                      | <p>(選挙公報の発行手続)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 選挙公報は、掲載文を _____黒色で印刷するものとする。</p> <p>4~6 [同左]</p>                                                                                                                                 |
| <p>別記第2号様式(選挙公報掲載申請書の様式)(第2条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>1 掲載文原稿用紙 1通(別添のとおり)</p> <p>2 写真 2枚(別添のとおり)</p> <p>3 連絡先 (1)連絡者氏名 (2)連絡場所 (住所又は所在地) (3)電話番号 ( )</p> | <p>別記第2号様式(選挙公報掲載申請書の様式)(第2条関係)</p> <p>_____年 月 日</p> <p>1 掲載文1通及び写真2枚又は記録した掲載文及び写真(別添のとおり) [削る]</p> <p>2 連絡先 (1)連絡者氏名 (2)連絡場所 (住所又は所在地) (3)電話番号 ( )</p>                                                                                |
| <p>別記第3号様式(選挙公報掲載文(写真)修正申請書の様式)(第4条関係)</p>                                                                                                                 | <p>別記第3号様式(選挙公報掲載文(写真)修正申請書の様式)(第4条関係)</p>                                                                                                                                                                                              |

|                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 年 月 日                                                                                                                                           | _____ 年 月 日                                                                                                                                              |
| 別記第4号様式（選挙公報掲載申請撤回申請書の様式）<br>平成 年 月 日                                                                                                              | 別記第4号様式（選挙公報掲載申請撤回申請書の様式）<br>_____ 年 月 日                                                                                                                 |
| 別記第6号様式（選挙公報の訂正の告示の様式）<br>平成 年 月 日<br>広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年広島市選挙管理委員会告示第3号）第6条第4項の規定により、平成 年 月 日執行の広島市議会議員選挙における選挙公報に誤りがあったので、次のとおり訂正します。 | 別記第6号様式（選挙公報の訂正の告示の様式）<br>_____ 年 月 日<br>広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年広島市選挙管理委員会告示第3号）第6条第4項の規定により、_____ 年 月 日執行の広島市議会議員選挙における選挙公報に誤りがあったので、次のとおり訂正します。 |
| 別記第7号様式（選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時）の告示の様式）<br>平成 年 月 日                                                                                               | 別記第7号様式（選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時）の告示の様式）<br>_____ 年 月 日                                                                                                  |
| 別紙第8号様式（選挙公報発行中止の告示の様式）<br>平成 年 月 日                                                                                                                | 別紙第8号様式（選挙公報発行中止の告示の様式）<br>_____ 年 月 日                                                                                                                   |
| 備考 表中の [ ] の記載は注記である。                                                                                                                              |                                                                                                                                                          |

附 則

この規程は、告示日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第5号

令和2年3月4日

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成30年広島市選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規程の傍線を付した部分にこれに順次対応する改正後欄に掲げる規程の傍線を付した部分のよ

| 改正前                                        | 改正後                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (掲載文の申請)<br>第2条 条例第3条第1項の掲載文は、第1号様式の下掲原稿用紙 | (掲載文の申請)<br>第2条 条例第3条第1項の掲載文は、第1号様式の下掲原稿用紙（広島市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |
| _____                                      | _____                                                                                                                                                |

|                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| _____                                                                                                                                               | _____                                                                                                                                                  |
| _____により作成されたものとし、かつ、添付部数1通_____とし、返還しないものとする。                                                                                                      | _____のをいう。以下この条において同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）により作成されたものとし、かつ、添付部数1通又は記録した掲載文とし、返還しないものとする。                                                                  |
| 2 条例第3条第1項の写真は、次の要件を満たすものとし、かつ、添付部数2枚_____とし、返還しないものとする。<br>(1)~(3) [略]<br>(4) _____裏面に候補者の氏名、所属党派名及び撮影年月日を記載したものであること。                             | 2 条例第3条第1項の写真は、次の要件を満たすものとし、かつ、添付部数2枚又は記録した写真とし、返還しないものとする。<br>(1)~(3) [同左]<br>(4) 電磁的記録による場合を除き、裏面に候補者の氏名、所属党派名及び撮影年月日を記載したものであること。                   |
| 3~5 [略]                                                                                                                                             | 3~5 [同左]                                                                                                                                               |
| (掲載文の訂正)<br>第3条 広島市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。<br>(1)・(2) [略]<br>2 [略]                                    | (掲載文の訂正)<br>第3条 委員会 _____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。<br>(1)・(2) [同左]<br>2 [同左]                                                   |
| (選挙公報の発行手続)<br>第6条 [略]<br>2 [略]<br>3 選挙公報は、掲載文を写真製版により黒色で印刷するものとする。<br>4~6 [略]                                                                      | (選挙公報の発行手続)<br>第6条 [同左]<br>2 [同左]<br>3 選挙公報は、掲載文を _____黒色で印刷するものとする。<br>4~6 [同左]                                                                       |
| 別記第2号様式（選挙公報掲載申請書の様式）<br>（第2条関係）<br>平成 年 月 日<br>1 掲載文原稿用紙 1通（別添のとおり）<br>2 写真 _____ 2枚（別添のとおり）<br>3 連絡先 (1)連絡者氏名<br>(2)連絡場所 (住所又は所在地)<br>(3)電話番号 ( ) | 別記第2号様式（選挙公報掲載申請書の様式）<br>（第2条関係）<br>_____ 年 月 日<br>1 掲載文1通及び写真2枚又は記録した掲載文及び写真（別添のとおり） _____ [削る]<br>2 連絡先 (1)連絡者氏名<br>(2)連絡場所 (住所又は所在地)<br>(3)電話番号 ( ) |
| 別記第3号様式（選挙公報掲載文（写真）修正申請書の様式）<br>（第4条関係）<br>平成 年 月 日                                                                                                 | 別記第3号様式（選挙公報掲載文（写真）修正申請書の様式）<br>（第4条関係）<br>_____ 年 月 日                                                                                                 |
| 別記第4号様式（選挙公報掲載申請撤回申請書の様式）<br>平成 年 月 日                                                                                                               | 別記第4号様式（選挙公報掲載申請撤回申請書の様式）<br>_____ 年 月 日                                                                                                               |
| 別記第6号様式（選挙公報の訂正の告示の様式）<br>平成 年 月 日                                                                                                                  | 別記第6号様式（選挙公報の訂正の告示の様式）<br>_____ 年 月 日                                                                                                                  |

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成30年広島市選挙管理委員会告示第号）第6条第4項の規定により、平成 年 月 日執行の広島市議会議員選挙における選挙公報に誤りがあったので、次のとおり訂正します。

別記第7号様式（選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時）の告示の様式）平成 年 月 日

別紙第8号様式（選挙公報発行中止の告示の様式）平成 年 月 日

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この規程は、告示日から施行する。

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会 委員長 中村 信 介

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市東区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会 委員長 前川 秀 雅

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市東区選挙管理委員会告示第2号

令和2年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた昭和55年広島市東区選挙管理委員会告示第16号による広島市東区の投票区の設置の告示中、表の一部を次のとおり変更しました。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 前川 秀 雅

Table with 4 columns: 変更前, 変更後, 投票区名, 投票区の区域. Rows for 上温品第一 and 上温品第二.

広島市東区選挙管理委員会告示第3号

令和2年3月2日

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により定めた平成16年広島市東区選挙管理委員会告示第15号による広島市東区の指定投票区及び指定関係投票区の指定の告示中、表の一部を次のとおり変更しました。

広島市東区選挙管理委員会 委員長 前川 秀 雅

Table with 4 columns: 変更前, 変更後, 指定投票区, 指定関係投票区. Row for 尾長第一投票区.

広島市南区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会 委員長 大原 貞 夫

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市西区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月1日

広島市西区選挙管理委員会委員長である次の者は令和2年1月31日付けで委員長の職及び委員を退職しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長職務代理者 高山 茂

住所 広島市西区草津南一丁目4番3-704号  
氏名 船木 孝和

広島市西区選挙管理委員会告示第2号

令和2年2月1日

令和2年1月31日付で広島市西区選挙管理委員船木孝和が退職したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、令和2年2月1日付けで、次の者を広島市西区選挙管理委員に補欠しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長職務代理者 高山 茂

住所 広島市西区横川町二丁目8番12-1302号  
氏名 原田 武彦

広島市西区選挙管理委員会告示第3号

令和2年2月3日

広島市西区選挙管理委員会委員長 船木 孝和 の退職により、新たに広島市西区選挙管理委員会委員長及び職務代理者として就任した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田 武彦

委員長  
住所 広島市西区横川町二丁目8番12-1302号  
氏名 原田 武彦

委員長の職務代理者  
住所 広島市西区己斐上五丁目20番21号  
氏名 高山 茂

広島市西区選挙管理委員会告示第4号

令和2年2月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田 武彦

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和則

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市安芸区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井 秀則

登録を行う日 令和2年3月2日

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第1号

令和2年2月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠 信雄

登録を行う日 令和2年3月2日

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第1号

令和2年3月18日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育職員で」を「教育職員（以下「教育職員」という。）であって」に、「者」を「もの」に改める。

第5条の2の2第1項第1号ア(ア)及びイ(イ)中「この項」の右に「及び次条」を加え、同条第4項中「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（教育職員の超過業務時間及び月数の上限）

第5条の2の3 教育委員会は、超過業務時間（在校等時間（教育職員が在籍している時間（正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。））以外の時間に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務以外の時間及び休憩時間を除いた時間）及び勤務校以外において職務として行う研修への参加、児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間）から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を減じた時間。以下同じ。）を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、超過業務時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が定める。

第21条第1項中「勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内とする」を「勤務時間、休暇等は、職員の勤務時間、休暇等の例に準じて任命権者が定める」に改め、同条中第2項を削り、同条第3項中「勤務時間及び休暇」を「勤務時間、休暇等」に改め、同項を同条第2項とする。

第22条中「必要な事項」の右に「（第5条の2の3第3項の規定により教育委員会が定める事項を除く。）」を加える。

附則第8項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条の2の3第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」とする。

~~~~~  
**広島市人事委員会規則第2号**

令和2年3月26日

広島市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**広島市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

広島市職員の任用に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

「目次」中「第32条」の次に「・第32条の2」を加える。

第2条第3項中「法第22条第2項」を「法第22条の3第1項」に改める。

第11条第6号を第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職

第32条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第32条の次に次の1条を加える。

第32条の2 会計年度任用職員の条件付採用期間は、当該期間中において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで（当該職員の任期を超えることとなる場合においては当該任期の末日まで）とする。

第33条中「任命権者は、」の次に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、」を加え、「おいては」を「該当するときは」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市人事委員会規則第3号

令和2年3月26日

広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 任用規則第11条第5号及び第6号に規定する職への採用の選考

第4条中「選考の」を「選考（任用規則第11条第6号に規定する職への採用の選考を除く。）の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第4号

令和2年3月26日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第5号

令和2年3月26日

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第6号

令和2年3月26日

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年広島市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号の次に次の1号を加える。

(1) 教育委員会学校教育部教職員課

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第3号

令和2年3月30日

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、運営等について、法の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議することを通じて、広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下における地域の住民、保護者等の学校の運営への参画及び支援を促進し、もって、学校と地域の住民、保護者等との間の信頼関係を深めるとともに、学校の運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に資することを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）別表第1に規定する学校ごとに、協議会を置くことができる。ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置したときは、その旨を告示するものとする。協議会を廃止したときも、同様とする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 教育委員会は、協議会を設置するに当たっては、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>4 対象学校の校長は、前項の意見を申し出るに当たっては、当該学校の所在する地域の住民並びに当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者の意見を踏まえるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。ただし、第3条第1項ただし書に規定する2以上の学校について1の協議会を設置する場合その他教育委員会が必要と認める場合は、委員30人以内をもって組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 対象学校の所在する地域の住民</p> <p>(2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>5 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) その職の信用を傷つけ、又は広島市職員全体の不名誉となる行為</p> <p>(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること</p> <p>(3) その他協議会及び対象学校の適正な運営に支障を来す言動を行うこと</p> <p>6 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員を解任することができる。</p> <p>(1) 本人から辞任の申出があった場合</p> <p>(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができない場合</p> <p>(3) 第4項又は第5項の規定に違反した場合</p> <p>(4) その他解任に相当する事由が認められる場合</p> <p>7 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>8 委員の報酬は、別に定める。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> | <p>（会議）</p> <p>第7条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があるときは、対象学校の校長に報告又は説明を求めることができる。</p> <p>5 対象学校の校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに必要に応じて対象学校の職員を出席させることができる。</p> <p>6 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。（学校運営に関する基本的な方針の承認等）</p> <p>第8条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 教育目標及び運営方針に関すること</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき学校運営を行うものとする。（学校運営に関する意見の申出等）</p> <p>第9条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるることができる。</p> <p>2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の配置に関する事項（特定の個人に関することを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べるることができる。</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、対象学校の校長を通じて行うものとし、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、対象学校の職員の配置に当たっては、第2項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。（学校運営に関する評価）</p> <p>第10条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）</p> <p>第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて助言を行うものとする。</p> <p>2 対象学校の校長は、協議会の運営が適正を欠くことにより、第8条第1項に規定する基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は対象学校の運営に現に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるときは、教育委員会に対して、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じる必要がある旨を申し出ることができる。（庶務）</p> <p>第12条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。（委任）</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第4号  
令和2年3月30日

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

- (4) 教育次長、部長、担当部長、医務監、課長、事務長、担当課長、校長、園長その他課長相当職以上の職位の任免に関する事。

第1条中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 学校運営協議会の設置等に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第5号  
令和2年3月30日

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 教育次長、部長、担当部長、医務監、課長、事務長、担当課長、校長、園長その他課長相当職以上の職位の任免に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第6号  
令和2年3月30日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中等教員係」を「中等教員係 給与決定係」に改める。

第2条第3項第2号中「臨時的任用職員」の右に「、任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいい、教育長が定める職員に限る。第3条第3項第6号において同じ。）」を加え、同条第8項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10項中第8号を第9号とし、第7号を削り、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 小中一貫教育に関する事。
- 第2条第10項第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 幼稚園の入学定員に関する事。
- 第2条第11項第9号を次のように改める。
- (9) 学校運営協議会に関する事。

第2条第12項第8号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第3条第3項第6号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

- 第5条中「次長」を「医務監」に改める。
- 第6条中「担当課長」の右に「、医務監」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



広島市教育委員会規則第7号  
令和2年3月30日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教員」の右に「並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。第4条において同じ。）」を加える。

第3条第1項中「担当部長、参事、次長、課長、所長」を「所長、担当部長、参事、医務監、課長、次長、事務長」に改め、「、事務長」を削る。

第4条第1項中「及び校長」を「、校長及び会計年度任用職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員の職名は、教育長が定める。  
 第6条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。  
 第7条を削る。  
 別表技術職員の項中「技師」の右に「, 医師」を加え、同表給食調理員の項中「主任給食調理員」の右に「, 学校給食指導員」を加える。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

**広島市教育委員会規則第8号**  
 令和2年3月30日

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則**

広島市国際青年会館条例施行規則(平成3年広島市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「1年前」を「2年前」に改め、同項第2号及び第3号中「6か月前」を「1年前」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

=====  
**教育委員会告示**  
=====

**広島市教育委員会告示第6号**  
 令和2年3月2日

令和2年2月26日付け広島市教育委員会告示第5号で告示した広島市教育委員会議(定例会)の議題に、次の議題を追加する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

議 題

- (1) 国からの学校の臨時休業要請に関する対応について(報告)

~~~~~

**広島市教育委員会告示第7号**  
 令和2年3月26日

広島市教育委員会議(臨時会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日 時 令和2年3月30日(月) 午前9時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員室
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 令和2年度広島市立学校教職員人事異動の概要について(報告)
  - (2) 教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について(報告)
  - (3) 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について(議案)
  - (4) 広島市教育委員会規則の一部改正について(議案)
  - (5) 広島市指定天然記念物の指定解除について(議案)
- 【非公開予定議題】**
- (6) 広島市文化財審議会委員の委嘱について(議案)

~~~~~

**広島市教育委員会告示第8号**  
 令和2年3月30日

広島市文化財保護条例(昭和43年広島市条例第20号)第11条第1項の規定により、令和2年3月30日付けで別記の物件について、広島市指定天然記念物の指定を解除したので、同条例第11条第2項の規定により告示します。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

別記 略

=====  
**水道局規程**  
=====

**広島市水道局規程第1号**  
 令和2年3月31日

広島市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

**広島市水道局契約規程の一部を改正する規程**

広島市水道局契約規程(昭和39年広島市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第30条第5号中「損害金」の右に「, 履行の追完, 代金の減額及び契約の解除」を加え、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第34条の2第1項中「担保は」の右に「, 国債及び地方債のほか」を加える。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

**広島市水道局規程第2号**  
 令和2年3月31日

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

広島市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

広島市水道給水条例施行規程（昭和38年広島市水道局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第31条の5中「2年」を「5年（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条第4項の規定によりなお従前の例による場合は2年）」に改める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第3号

令和2年3月31日

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友広 整二

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程の一部を改正する規程

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程（平成17年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第4号

令和2年3月31日

広島市水道局職務権限規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友広 整二

広島市水道局職務権限規程等の一部を改正する規程

（広島市水道局職務権限規程の一部改正）

第1条 広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表2の部2の項中

|                              |  |   |  |   |   |
|------------------------------|--|---|--|---|---|
| ア 局次長、部長、担当部長、課長及び担当課長       |  |   |  | ○ | を |
| イ 課長補佐、主幹、専門員、係長、主査、主任技師及び係員 |  | ○ |  |   |   |

|                              |  |   |   |   |   |
|------------------------------|--|---|---|---|---|
| ア 局次長、部長及び担当部長               |  |   |   | ○ | に |
| イ 課長及び担当課長                   |  |   | ○ |   |   |
| ウ 課長補佐、主幹、専門員、係長、主査、主任技師及び係員 |  | ○ |   |   |   |

改める。

別表の1の表2の部2の項中「臨時職員の雇用及び解雇の決定」を「会計年度任用職員（事務補助員に限る。）の任免及び任用期間更新の決定」に改める。

別表の2の表人事課の部4の款中

|                          |  |   |  |   |      |   |
|--------------------------|--|---|--|---|------|---|
| 7 臨時職員の賃金の決定             |  | ○ |  |   | 財務課長 | に |
| 7 臨時職員の給与の決定             |  | ○ |  |   | 財務課長 |   |
| 8 会計年度任用職員（事務補助員を除く。）の任免 |  |   |  | ○ |      |   |
| 9 臨時職員の雇用及び解雇の決定         |  | ○ |  |   |      |   |

改める。

（広島市水道局職員の職名に関する規程の一部改正）

第2条 広島市水道局職員の職名に関する規程（昭和38年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」の右に「、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員をいう。）」を加え、「非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「非常勤職員（地方公務員法）」に改める。

（広島市水道局就業規則の一部改正）

第3条 広島市水道局就業規則（昭和28年広島市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管理者が任用した職員」の右に「（嘱託員及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、同条第2項中「職員のほか、」を削り、「嘱託員」の右に「及び会計年度任用職員」を加える。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第25条を次のように改める。

第25条 臨時職員の給与は給料及び手当とし、手当の種類、支払方法及び額は、別に定める。

第41条第4項中「賃金及び割増賃金」を「臨時職員の給料及び手当」に改める。

（広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正）

第4条 広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員」の右に「及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員をいう。）」を加える。

（広島市水道局職員の給与に関する規程の一部改正）

第5条 広島市水道局職員の給与に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

3 保健師は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和2

6年3月30日広島市条例第62号)別表第4の医療職給料表のウ医療職給料表(3)を準用する。

(広島市水道局職員互助会設置規程の一部改正)

第6条 広島市水道局職員互助会設置規程(昭和59年広島市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「週28時間45分」を「週20時間に改め、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職員をいう。これらの者のうち、週20時間以上勤務に服することを条件として月額給与をもつて当該年度を通年で任用される者を除く。)

(広島市水道局会計規程の一部改正)

第7条 広島市水道局会計規程(昭和45年広島市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第46条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第63条中「5月に」を削る。

(広島市水道局職員の給与等の支払に関する規程の一部改正)

第8条 広島市水道局職員の給与等の支払に関する規程(昭和35年広島市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第2条の2第4項中「賃金及び割増賃金」を「臨時職員の給料及び手当」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第5号

令和2年3月31日

広島市水道局提案規程及び広島市水道局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 友 広 整 二

広島市水道局提案規程及び広島市水道局職員表彰規程の一部を改正する規程

(広島市水道局提案規程の一部改正)

第1条 広島市水道局提案規程(昭和42年広島市水道局規程第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項及び第4項中「及び賞金の額」を削る。

第11条第2項中「及び賞金」を削り、同条第3項中「賞金

(別紙)

平成31年度監査の結果に対する措置事項の公表

(教育委員会)

1 監査結果公表年月日

令和元年6月5日(広島市監査公表第9号)

2 監査結果に対する措置事項の通知年月日

の額」を「基準」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

第14条を次のように改める。

(提案の公表)

第14条 受理した提案は、原則として、職員に公表するものとする。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

別表第1中「設備担当部長」を「技術部設備担当部長」に、「維持担当部長」を「技術部維持担当部長」に、「施設部高陽浄水場長」を「技術部高陽浄水場長」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第11条関係)

ほう賞の種類及び基準

| ほう賞の種類 | 基準         |
|--------|------------|
| 優秀賞    | 80点以上      |
| 佳良賞    | 60点以上79点以下 |

(広島市水道局職員表彰規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職員表彰規程(昭和56年広島市水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第10条第1項第4号中「維持担当部長」を「技術部維持担当部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

監査公表

広島市監査公表第5号

令和2年3月24日

広島市監査委員 谷 本 睦 志  
同 井 戸 陽 子  
同 碓 氷 芳 雄  
同 豊 島 岩 白

監査の結果(指摘事項)に対する措置事項の公表

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

令和2年2月26日（広市教総学第100号）

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

市立高等学校授業料の債権管理について  
（所管課：教育委員会総務部学事課）

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                        | 措置の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市立高等学校の授業料は、在籍する者から、その在籍する月に応じて徴収し、この授業料が滞納となった場合には、徴収に係る記録を作成し、滞納者に対し納付折衝するなど適正な債権管理を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、滞納整理記録簿が作成されていないなど、広島市債権管理事務取扱規則等に従った債権管理が行われておらず、既に時効を迎え債権が消滅していたものも見受けられた。</p> <p>については、関係課が連携して、適正な債権管理に取り組まれない。</p> | <p>監査の結果を受け、未納授業料等の徴収に係る事務分担を見直し、滞納者との納付折衝については、滞納者の在学中は引き続き高等学校が行い、滞納者の卒業後は学事課が一元的に行うこととした上で、その旨を、令和2年1月15日の高等学校長会及び高等学校事務長会において説明した。</p> <p>さらに、「広島市立高等学校等授業料等滞納整理事務取扱要綱」を全部改正するとともに、具体的な事務手順を示した「高等学校等の授業料等に係る滞納整理マニュアル」を作成し、各高等学校に通知した。</p> <p>今後も広島市債権管理事務取扱規則等に従った適正な債権管理に取り組んでいく。</p> |

広島市監査公表第6号

令和2年3月24日

広島市監査委員 谷本 睦 志  
同 井戸 陽 子

同 碓氷 芳 雄  
同 豊島 岩 白

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知事項に係る事項を別紙のとおり公表する。

（別紙）

平成29年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（市 民 局）

1 監査意見公表年月日

平成30年2月2日（広島市監査公表第2号）

2 包括外部監査人

福田 浩

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和2年3月10日（広文振第767号）

4 監査のテーマ

文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について

5 監査の意見及び対応の内容

（広島市文化創造センター）録音編集室について  
（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課）

| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市文化創造センターの録音編集室には、録音編集機器及び映像編集機器が設置されているところ、これらの機器を利用する者はほとんどいないにもかかわらず、これらの機器の保守点検のため年間約19万円の費用がかかっている事案が見受けられた。録音編集室は、録音編集機器及び映像編集機器の利用がほとんどないため、ピアノを使用した音楽練習室として貸し出されているが、その利用率は、他の音楽練習室と比較して低かった。</p> <p>録音編集機器及び映像編集機器は、相当の年数が経過したものであり、今後の利用があまり見込めないにもかかわらず、毎年度の保守点検に費用を発生させており、効率性の観点から問題があり、また、映像編集機器は、録音編集室において相当のスペースをとっており、諸室の有効利用の観点からも問題があることから、指定管理者においては、広島市と協議の上、いずれについても廃棄処分を検討されたい。また、録音編集室は、音楽練習室として貸し出されている実態に即した名称へと変更する、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、指定管理者においては、その利用率の向上を図られたい。</p> | <p>監査の意見を受け、平成30年度から録音編集機器及び映像編集機器（以下「録音編集機器等」という。）の保守点検を取りやめ、録音編集機器等の保守点検に要していた費用を指定管理料から減額した後、平成31年4月1日に録音編集機器等を廃棄し、広島市文化創造センター条例施行規則から録音編集機器等を削除した。</p> <p>また、録音編集室の利用促進に向けて、予約を受け付ける窓口での案内やホームページへの掲載により、録音編集室を音楽等の練習に利用できる旨を告知し、その利用率の向上を図ることとした。</p> |

平成30年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(教育委員会)

- 1 監査意見公表年月日  
平成31年2月5日(広島市監査公表第1号)
- 2 包括外部監査人  
大濱 香織
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和2年2月26日(広市教総学第99号)
- 4 監査のテーマ  
子ども・子育て支援事業の事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 保育料等が減免されない保護者に、減免額0円と記載した「保育料等の減免確認書」を提出させている件について  
(所管課：教育委員会総務部学事課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 対 応 の 内 容                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>幼稚園が私立幼稚園就園奨励費補助金に関して実施する事務手続については、教育委員会総務部学事課が幼稚園に対して交付した「幼稚園就園奨励費補助金の減免実施手引き」(以下【意見19-1】において「手引」という。)に記載されており、幼稚園は手引に従って、減免手続を行うこととなっている。</p> <p>手引には、幼稚園から保護者に減免を行った際に保護者から徴取する「保育料等の減免確認書」(以下【意見19-1】において「減免確認書」という。)の記入方法について記載されている。減免確認書は、保護者が幼稚園から減免額を受領したことを証する領収証の意味合いを持つものであるが、扶養親族の数や市民税所得割額によって決められる減免の要件に照らして、非該当(補助金額0円)として減免を受けることができない園児の保護者は、減免確認書の提出を要しない旨、手引に記載されている。</p> <p>しかし、監査手続を実施した3幼稚園のうちの1園であるA幼稚園において、非該当(補助金額0円)として減免されなかった園児7人の保護者に、「減免額0円」と記載した減免確認書を提出させていた。</p> <p>手引によれば、非該当(補助金額0円)の保護者については、減免確認書の記入は不要であり、A幼稚園は私立幼稚園就園奨励費補助金に関する取扱いを誤っている。</p> <p>なお、監査人の上記検出を受け、担当課が改めて全91園を対象に調査したところ、全体の件数(11,650件。うち減免非該当719件)のうち、同様の誤りがあったのは、上記A幼稚園を含めて5園・計22件とのことであった。事務取扱いに誤りがあった園については既に指導を行い、平成30年度に改めて全園に注意喚起を行うと聞いている。</p> <p>幼稚園が、非該当(補助金額0円)として減免されなかった保護者に対して「減免額0円」と記載した減免確認書の提出を求めることのないよう、担当課は、今後においても幼稚園に対して適正な指導を行うよう努められた。</p> | <p>監査の実施を受け、平成30年12月12日に、減免がない(減免額0円)保護者については減免確認書の記入・提出の必要がないことを全園に通知した。</p> <p>なお、今年度において、減免がない保護者から減免確認書を徴取している幼稚園はない。</p> |

(2) 自営業者の減免の判定基準について  
(所管課：教育委員会総務部学事課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>減免対象者は、平成29年度における個人事業が赤字だったため、これが広島市立高等学校等の授業料等の減免に関する規則(以下【意見22-1】において「規則」という。)第3条第1項第2号「保護者の失業その他の理由により学費の支弁が困難と認められる者 全額」を受けて、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免基準(以下【意見22-1】において「減免基準」という。)2(1)①の「保護者の失業、傷病などにより、生徒が属する世帯の家計が急変し、当該急変後における保護者等の市民税所得割額の見込みが51,300円未満になると認められる場合」に該当するとして平成28年11月から平成29年3月までの49,500円が減免された。</p> <p>規則第3条第1項第2号には「失業その他の理由により」と定められている。これを受けて、減免基準2(1)①には、「保護者の失業、傷病などにより、」と定められている。</p> <p>なお、上記規則には「その他の理由」に何ら制限がないようにみえる。しかし、「失業」という例示に続いて「その他の理由」が定められている場合、これは「失業」と同程度に重大な理由をもって「その他の理由」に該当すると解釈するのが文理に忠実な解釈である。</p> <p>そして、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免に係る取扱い(以下【意見22-1】において「減免取扱い」という。)では、「③減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業の倒産、破産により家計が急変した場合は、当該基準によるものとする。」と定め、減免取扱い</p> | <p>監査の意見を受け、平成31年3月29日付けで、「広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免に係る取扱い」のうち、「(1) 家計急変の理由に係る取扱い」を「(1) 失業、傷病などの事情の取扱い」に、(1)①の文中「整理退職や会社の倒産等」を「勤務先会社都合退職(整理解雇、会社倒産など)、退職勧奨等」に、(1)③の文中「減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業の倒産、破産により家計が急変した場合」を「上記の他、保護者の行方不明、自営業者の収支悪化、会社勤務者の給与削減などにより家計が急変した場合」という表現に改めた。</p> |

1(2)①において、申請書に添付する書類として、家計急変の発生を証する書類として離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届まで要求されている。

この点からすると、保護者が失業や破産をしたとの申告をしていない本件における免除は、減免基準に忠実とは見えない。また、減免取扱いに則った運用とはいえない。

この点に関する担当課の説明は、次のとおりである。

本制度は、就学支援金制度との整合性が取れる形で運用されることが予定された制度であるところ、就学支援金制度においては市民税所得割額のみを基準として適否を判断している。このような背景に照らすと、本制度も、減免に該当するかどうかは、給与所得者や事業所得者の区分にかかわらず、主として、当該世帯における市民税所得割額の見込み額が基準額未満か否かにより判断する。本制度の規則では、文言上は、「失業により」と定められているが、この点は比較的広く理解されるべきである。また、減免取扱いはあくまでも、減免基準に基づき減免を判定する場合における、細目的な取扱いを定めるものにすぎない。

このような理解の基に本制度を運用するのであれば、現行の減免取扱い1の規定について、「(1)家計急変の理由に係る取扱い」を「(1)失業、傷病などの事情の取扱い」に、①の文中「整理退職や会社の倒産等」を「勤務先会社都合退職（整理解雇、会社破産など）、退職勧奨等」に、(1)③の文中「減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業者の倒産、破産により家計が急変した場合」とあるのは、「上記のほか、保護者の行方不明、自営業者の収支悪化、会社勤務者の給与削減などにより家計が急変した場合」という表現に改めるべきである。